

金 光 教 學

金光教教學研究所紀要

17

1977

金 光 教 教 學 研 究 所

金光教 学

—金光教教学研究紀要—

1977

No. 17

金神、その神性開示について

—金光大神理解研究ノート—

……福 嶋 義 次……1

神の怒りと負け手

—明治六年十月十日の神伝をめぐって—

……瀬 戸 美 喜 雄……31

川手家の研究

—宝暦から文政にかけて—

……金 光 和 道……58

資料 小野家文書(11)—永代御用記…………… 106

教団史資料目録(3)—教団史資料…………… 127

昭和51年度研究論文概要…………… 140

紀要掲載論文検討会記録要旨…………… 147

彙 報 —昭和51.4.1~51.12.31—…………… 153

(第16号正誤表P.152)

金神、その神性開示について

——金光大神理解研究ノート——

福 嶋 義 次

まえがき

左甚五郎を目指して大工修行をしていた佐藤範雄(一八六八—一九四三)が、「お家うちにも信心なされませ。皆治郎(範雄)さんが大工をして居られるが、此れまで、普請作事に鬼門金神八将神の祟り、方位方角の障り、三隣亡ぢゃの、縁談縁組に相性相尅の咎めなどと恐れて居ったが、此の方かたの教を守れば勝手自由にさせて家繁昌子孫繁昌を守ってやる、との御教であります。」との高屋村(現井原市)土肥弥吉(一八〇八—一八九八)の語る金光大神の教えに接したのは、二十歳の年、明治八年(一八七五)十二月のことであった。大工の世界に身を置いてからの年月が浅かったのが幸いしてか、それとも彼の信仰資質がそうさせたのか、佐藤は土肥の語る言葉を傾聴し、「靈感に打たれ、有難く感激して」翌日には自ら神棚を作り、普請作事など勝手に自由にさせるという金光大神の奉じる金神を勧請した^①。佐藤の入信時のこの感激は、彼が後に教団組織者、さらには教政の第一人者として登場するようになってからも、深まりこそすれ、消え去ることはなかった。金光大神出現の理由を「世の人が、日柄方角、相性相尅、其他種々の迷信に陥って、人が人たる資格を失ひ、不自由に暮して居るのを憐れと

思召して」天地の道理を伝える為と明確に規定し世に問うたのは彼であった。この規定にそって、本教はその教義の中軸に「迷信打破」をすえた一時代を送ったが、多くの人々が教育を受け、合理的精神を身に体するようになるにつれ、その宣教スローガンの効能は色あせ、金光大神出現の理由も、また本教の教義の中軸となるものも「取次」という視点のもとに再構築されることとなった。その動きに伴って、日柄方位などに関する金光大神理解の遺された数々のことばも、あたかもその有効性を喪失したかのように記念碑的なるものの収納倉へ収められ顧みられることもなくなってきた。たとえは、

ふしん作事をするに、どちらの御方角を何間四面とか、何坪とか御許し下されと言て願、又は御方角を御許し下され、御土地を御許し下されと御願申せば差支多なし。^④

という理解のことはが語られた頃には、禁忌や因習に呪縛された人々がいて、そうした人々に対してこの教示は自由な生への誘いとして拝聴されていた。鄙びた村々の昔年寄の世界は例外としても、現代人の住まう世界では、恐れねばならぬ鬼門の方角もなく、触れてはならない金神の遊行も信じられない。建築の際も、ただ均質な延長としての空間を、計算に基づいて自由に、ありとある素材をもって仕切り、能率よい居住空間を構築できればそれでよい。禁忌や方鑑など、わずかに残影を好事家のもとで残しているだけで、大多数の人々からは忘れられてしまった。このような世界のなかで、さきに引用した類のことばは、もはやその働きを終えたかに見える。しかし、佐藤範雄のように迷信打破という世に向かつての信仰宣言に囚われなくてもよくなった今でこそ、また、この種の理解のことばに「迷信打破」というかつての前提に拘束されることなく参入することもできるのではなかるうか。そのようにみると、案外、歴史状況によって顧みられなくなってきた理解のことばから、現代における人間の難儀とそのよってくるところを照射する光を究明する可能性も開かれるだろう。

本論では上述した意図のもとに、金光大神がその最晩年まで飽くことを知らず繰り返し繰り返し人々に説いた日柄方

位など禁忌に関する理解のことはを取り上げ、その意味を問いつつ、金光大神の許に開示され、世へと示されることになった金神の神性を究明する基礎的作業を試みてみたい。

一、世と金神

仏教の三世因果応報の信仰や、陰陽五行思想・相性相尅説にもとづいて過去・現在・未来三世にわたる吉凶禍福を説いた、いわゆる「三世相」^⑥と呼ばれる書籍類の民間への流布は、十七世紀後期から十八世紀初期にかけて始まり、人々の間でさまざまな卜占禁忌に関する俗信仰を生み出していった。なかでも日柄方角に結びついた鬼門・金神信仰は、種々雑多な変様、変型を生み出し、人々の意識を呪縛し続けて幕末から明治へと続いた。明治四十三年(二〇)、教祖御略伝編纂委員会の高橋正雄が西大寺(現西)で聴取した収集資料に、講で祭祀していた神名や奏していた経・祝詞名を列挙したものがあつた。それによつて金神の名を挙げてみると、天地金神・鬼門金神・子之金神・七殺金神・太歳金神・大將軍金神・大陰金神・歳刑金神・歳破金神・歳殺金神・黄幡金神・豹尾金神・日塞金神・月塞金神・地金神・八百八金神など十六種もの金神名を数えることができる。これらの金神は総じて、時間・空間と関連をもつて動き回る、遊行する神として信じられておつて、遊行する金神の方位が、旅行・建築など人の営みによつて妨害されると、それぞれ祟り障りをすると恐れられた。大將軍金神は三年に一度ずつ、東(卯)・南(午)・西(酉)・北(子)と居を移すという類の法則はあつたが、種々な俗説が複雑にからみあい、素人では簡単な法則しか察知できず、方鑑の専門家でさえ相互に法則の判断が相違してくる有り様であつた。人々にとっては遊行の法則はあつても確かめることができず、そのうえ、怒り狂つて襲い来る蜂の群れのように、肉眼で確認できるものでもなかつた。それゆゑ、遊行する金神は、あたかも不可視な世界から日常生活圏へ、不可視の姿のまま浸潤する魔性のようなものとして人々に迫るので、金神の祟りを受けたかど

うか、また受けはしないかと、山伏・太夫・方鑑家など祈祷や卜占を職とするものの許へ人々は走り、その判定を求めのを常とした。

石原銀造(一六〇)は子供を二歳・三歳という年齢で二人失った。その悲しみから超え出るためか、失った子供への哀惜からか祈祷師に祈祷して貰えば、「金神の祟り」によって起きたことだと断定が下った。それより備中の大石稻荷へ「毎年木綿一反宛供へよ」とのことで金神封じを願って参拝するうち妻が懐妊し、女兒に恵まれた。ところが、岩と名付けられたその子も、四歳で夭折し、金神封じの甲斐なく、当時上道郡富山村で金光大神の教えを伝えていて「ひがしの金神様」と呼ばれていた東みき(一六二)の手引きで金光大神に接し、自らの惑いを開くこととなった。それは明治初年の頃であった^⑦。また丁度同じ頃、片岡次郎四郎(一六三)の家でも同様な不幸に見舞われていた。孫片岡次郎の伝えによると、

祖父夫妻に、子供生れては死に、一番大きくなったのが五歳で、何うしても育たぬ。之れは金神の祟りであると、家相地相を見て貰い、家を何度となく作り変え、家の後ろに在る溝まで変更した。片岡の家は代々可なり智恵もあり、金にも困らず、地方での家柄であったが、あらゆる手段を尽して金神をよけもし、封じても貰いしたが、何うしても験が見えぬ。之の上は何処かに金神の守をする人があるであろうから、其の人に遇うて談判して見たいと思つて居った……^⑧。

と、金神祟りによる窮状を表している。次郎四郎もまた上道郡高島村で金光大神の教えを伝えていた「中井の金神」と大森うめ(一六四)に導かれ、明治元年(一六六)金光大神広前へ詣で助けられることとなった。さらに、山本定次郎(一六五)の場合は、母親が出産後、血の道で永らく難渋した。家族の者は日柄方位を見てもらい、「後産をいける^(理め)方

位が悪い」とて埋めかえて治らず、また見てもらいして三度も埋め直したが埒があかず、「諸方の山伏修験者」に祈願
 祈祷してもらったがなお快復しないという苦境の中で父徳次郎(二がく。二つ)が、元治元年金光大神広前へその重い足
 を運んだという。^⑨ こうした事情は、青井サキ(二がく。二つ)や荻原豊松(二がく。二つ)にも通じることであった。

避け難く続く家族の死や病気に出会って、まさか自分の家には起こりうるはずはないと誰しも思っていた「金神の祟
 り障り」を告げられ、いやがうえに苦汁辛酸を嘗めた人々は数えるにも余りあることであつたらう。幸せな生活を営め
 ている人々にも、親類・知人・村人のなかにそうした人々が出ると、何を行為するにつけても、自らの身近へと浸潤し
 てくる金神の祟りという、不可視な魔性的な諸力を感じし、曆を見、卜占・方鑑を職とする人たちの指示を仰ぎ、祈祷
 師に金神除けの諸法を頼むこととなる。たとえその努力が徒勞となつても、金神除けの方法が中途半端であることに氣
 付いても、身近に起きた金神の祟りの事例が人々の頭を過るにつけて、思い直して繰り返し繰り返し人々は金神除けの
 作法に停まり続けるしか道はなかった。自分にとって手におえないものは排除し、手許にないものは作るか、集め、自
 分の行為を妨げるものは置き換えるという具合に、世界を自らの手許に引き寄せ、自由自在に処理しようと試みる現代
 人からすれば、上述したような諸事例は、全く幼児的幻想領域での事柄か、それとも、精神病患者の哀れな妄想に起因
 する事柄と映るだろう。しかし、ここで早急な評価を避けて信仰史的側面から考えてみる必要がある。

金神に対する作法が慣習化され、慣習化された作法に人々はただ随順していたに過ぎないとしても、随順する作法が
 妄想に基づいて作成されたものだとしても、人々には、彼らが生を営む日常生活圏が、人間の思いのままにならぬ不可
 視な魔性的諸力の浸潤に曝されて止まぬものだという実感があつた。不可視な魔性的諸力の靈威への実感に支えられて、
 その初めはプリミティブなものであつても、神を自らの生の存在根拠として見定め、存在根拠としての神とのふさわし
 い関係を模索するための貴重な入口を人々は見出していったのである。既述した石原銀造などの諸例によつても了解さ
 れるように、家に打ち続く不幸は彼らに魔性的なるものの迫りを感じせしめた。そうして慣習的信仰世界で定められた

作法に従い、それからの逃避を試みるが、日常的生の痛みは去らず、ついに自らの生を賭した聴聞の道に入ることによって、信仰的自覚への入口へ近づいたのであった。

さて慣習世界が形成される歴史過程では、上述したような人々の実感がそれとして生のまま放置されることはない。実感がとり集められ共通項として観念化される。子供が続けて夭死する悲哀からの「一体全体何がわが子の命を取るのか」という問いの中に横たわる不可視なる何ものかへの実感は一一人一人の実存のものとしてまかされるのではなく、その世界の共有の観念として位置づけ可能な、例えば怨念や怨霊の祟りへと包括される。それによって分有不可能な実感には分有可能となり、そのようにして、実感を世人の中で分有されることでその主体を雲散霧消し、世人として自らをその世の中に保ち、慣習世界はまたそうしてその慣習性を保持していく。実感の主体の慣習世界の中の解消または隠蔽は、逆に世人共有の観念の実体化を強固にする。つまり観念が疑似実体化されて、それへの慣習世界としての具体的な関係の仕様の諸方策が形成され、それが世人へと提供されることとなる。金神はこうして疑似実体化されたものであり、日柄方位の禁忌はそれへの方策だとみると、やはりそれは、世人共有の妄想にしか過ぎないことになろうが、見落としなくてはならないのは、その根に代替のきかない生の実感が隠されていることである。それが魔性的であるかどうかは問わず、不可視なもの、人間の力で処理できないものの生への迫りという実感がその背後にほとんど退却した相で深く横たわり続けている。それゆえに小野うた(？)・香取繁右衛門(三)などの金神信仰の先人たちや金光大神が、疑似実体的金神との世人としての関係に始まって、主体的関係へとその姿勢を転化することによって、人間の生の根拠としての神性の発見へと導かれることができたのである。上記した三者の金神との関係深化の過程とその意味するところの詳述は、今日までの研究の諸成果に今はまかせておきたい。

金光大神自ら、その主体をかけて、その世人という自らを覆う被膜を取り去り、金神との関係回復を経験せしめられたところから、「逃げとけよけとけ廻ととけ」という人口に膾炙された言葉に象徴される逃避という相での、疑似実体

としての金神とのマイナス方向での関係に留まりつつ難儀する人々に、関係転換の願いに貫かれた理解のことはを屈けるようになったのであった。そのようにして理解のことは届けられるにしても、人々が生きてきた慣習の世の慣習性が時の歴史状況のなかで強力であり、人々の世人性もその牽引力に守られて微動だにできなかったとすれば、人々はそのことに耳を傾けることができなかつたであろう。また、神も退却して隠しもっていたその神性を示して人々との関係回復をはかるべく、そのような時に、金光大神を世へ向かつて駆り立てることにならなかつたであろう。金光大神が「理解」と呼ばれることはの授受という新しい信仰形式を生み、顕著にそれを世へ向かつて表明するようになった時期は、政治的には徳川の幕藩体制の終焉を見、維新政府の成立に伴って、長い年月を経て形成され、世人が慣れ親しんできた慣習世界の構造がさまざまな方向から亀裂を起こしつつあつた時期に符合する。

ここでその時期の人々がおかれた状況を二、三略述して、以下の究明へ近づくこととしよう。これまでの封建体制下では、愚かなるままに放置するほうが体制維持のためには好ましかつた人々を、維新政府は教化の対象に据えて近代化へ動員せしめんとした。その過程で一方では政治体制を維持するために必要な儒教的道徳教育を受けながら、他方では自然を物として自由にあつかひうるための近代的合理的思考方法を、方便として人々は教えられた。その教化のもたらすものが、次第に慣習的精神風土を動揺せしめていくことになった。例えば徳永健次(一八六〇—一八三〇)が記した次のような金光大神理解のことがあつた。

あ、日の大神様の事を、今は事がよふひらけましたのふ。きかいと言ふことになりました。きかいにもせよ、ゑゑきかいでありますのふ。このきかいにあかりを見せてもらひ、せわになれば礼をいわねばなりません。^⑩

それが信仰か習俗かはともかくとして、太陽を「日天子様」と畏敬して朝な朝な人々は拝礼していた。そうした人々に

向かつて若い世代や文明かぶれした人々は、あれはランプや機械を拜んでいるに過ぎない、と嘲る理屈は身につけることができた。それはしかし、人間存在の根拠を見定めつつの知恵では勿論ないので、慣習的信仰の諸形態、つまり禁忌・卜占・祈念祈祷から自由になったかという点、そうではなかった。制度面で一例をあげると、地租改正を思わざるを得ない。永代の家督として代々大切に耕作してきた土地は、明治十年(一八七九)四月の太政官指令「地券ハ其家ニ附与スルモノニ非スシテ、其人ニ附与スル者」という規定に決定的に示されたように、地券記名者個人のものであることが確認された。私有権への目覚めの機会は誰人にも与えられたかに見えたが、金納地租の制度は人々から土地を収奪する富者に有利に展開し、多くの人々は従来生活の礎としてきた土地を手放すこととなった。その他、徴兵制等、諸々の制度の變革に対応できず、辛酸を嘗めつつ育んできた自らの子供からさえ、「天保銭」などと嘲りを受ける人々も日増しに増加してきていた。そしてまた、親を嘲る若い世代も、複雑化していく近代社会機構の中で多く立身出世の夢に破れ、博徒に身を沈めた者も少なくなかった。こうして、慣習世界の亀裂に不安を覚え、かといって新しく立てられてくる社会の動きに自らを依拠せしめることもおぼつかない人々が、より確かな自己確認を得ようとして、またより安定した生の地歩を得ようとして、物心両面にわたる彷徨をすることとなった。その時、彷徨する人々は既述した分有不可能な実感への回帰と、慣習世界で雲散霧消していた主体の収斂への志向性を自らの内に持つこととなっていたのである。

なるほど、金光四神(金ハカシカシ)の「人の盛んなる時は神もよけて居ります」という謎めいたことばに示唆されるように、人の世、ここでは慣習世界が堅牢な枠組みを維持している間は、神はその枠組みに従って立てられた疑似実体化された像に、その神性への幽かなしるしを残して世からの退去の時を刻んでいたのであった。いわば慣習世界の祟り神としての金神は、金光大神を上述してきたような世の人々へ確かにさしむけた神の「かくれ蓑」であったと言うこともできよう。

金神という神ものう、親けんしきをだしてあたりさわりする時分にはのう、たなのすみへぼしこまれておったわ

いのう。神が子に従うようになったら、金神様というて、様をつけてくれるようになった……^②。

これは、金光大神が青井サキに語ったことばである。ここでの「親けんしき」の「けんしき」は、見識倒れ・見識張るに通じる実質のない「気位」の意である。「親けんしきをだしてあたりさわりする」金神とは、「かくれ蓑」として慣習世界でとらえられた祟る神である。人々はその世界で、その神にふさわしく作成された関係の作法に従って、その神との関りを回避し、神棚の隅へ「ぼしこむ」つまり傍へよせて祀っていた。ところが、金光大神のように、親見識をふるまう金神の前に自己放下する人が現れ、さらに既述したように世人の中に、分有不可能な実感への回帰と主体の収斂への志向性が顕著になるにつれて、「神が子に従う」つまり、人々の動きに響き合って「かくれ蓑」を撤去して世に自らを顕わす事態を神自身が経験する、その神の、神の立場からの歴史の経験が青井サキに語られたことばの中に秘められている。次章からさらに究明させられる日柄方位についての神のことば、あるいは金光大神理解のことばは、その基底にこの神の経験が一貫して横たえられているゆえに、そのことばは人々のもとへと確かに届けられていった、ということをここでは確認しておくに止めよう。

一、神性の開示

明治四年(一八七〇)頃、藤原嘉造(三六)が金光大神広前に参拝した時、現岡山県真備町の川辺という所の婦人が取次を受けていた。藤原の残した伝えによると、その婦人は金光大神に次のような問題を投げかけていたという。その婦人の夫が、川辺で一番か二番と世間で言われるほど立派な家屋を購入し、そこへ転居すべく準備を整えた。だがその家は、昔そこに住んでいた家族七人のうち五人迄死んだという因縁付きの家であったのである。当時世間でいう金神に祟られた

家だった。それを知ってその婦人の家族の若夫婦がその家への入居を嫌い、家庭内での折り合いがつかないことを金光大神に訴え、金光大神の考えを伺うていたのであった。慣習世界では、金神の祟りは、日柄方位を犯した自らの行為への代価として迫るだけでなく、自身とそれまで全く関り合いのない人が犯したかも知れない行為への代価として自身が背負わされるということもある。前章で、個人的実感の分有化という慣習世界が内包する性質についてふれたが、その分有化は、慣習世界の拡大と成熟の進行に伴って、親類縁者・地域共同体の人間関係や同時代性の限定を超えて、世人としての人に負わされてくる。家を新しく購入した川辺の婦人の家族と、昔その家に住んでいた家族とは勿論関係なく、昔その家に住んでいた人々の不幸と、購入者の家族が将来どうなるかということとは、直接関係のあることでもない。それにもかかわらず、誰が何時、どのように犯したかも知わからない金神への罪業を、その家の購入ということでも背負わされるのである。その婦人が訴える家族の折り合いのつかなさという事柄の中に、金神崇りの分有化の開始の兆しを見ることができよう。個としての自由な、とりもなおさず恣に跳躍を一步も許さない慣習世界の秘儀とでもいべき仕組みに組み込まれた相を、その婦人をめぐる事柄に見定めることは、あながち的はずれではなからう。家族で折り合いがつかないという時、その婦人がその事柄の経験で感受した不可視なる力の家族への迫りという実感、実感のままに深められないで、その処置方を、祈祷者群の一人としての金光大神に伺うという行為、つまり世人としての方策の模索へとすり替えられるのであった。それは、前章で例示した片岡次郎四郎の「金神の守をする人」への談判に行くという行為と同一レベルで考えることができよう。以上のような分析のもとに、金光大神の婦人へのことばを引用して考察を重ねよう。

信心さへすれば何の事はない。信心をせずには我が強いからそう言う事になる。普請をするに、金神様はどこか邪魔にならぬところへしておけ(おけて)、と言うて煙草入れに火打石ぐらいの事を拵へて、下の間の角の方へ祭って居る。

金神と言へば此世始まつての神である。そのものを何神様はここ、かに神様はここと言うてしておき乍ら、此世始まつての神は末座にしておる。それが神の規定に叶はぬ事になって居るのじゃ。それを買うても手厚うに信心すれば、戒めを受けた家でも持て帰らうが其俣這入らうが繁盛する。^②

一読して了知しうるように、ここには、世人としての問いにふさわしく答えられた方策指示のことばは見あたらない。「金神封じ」を求める世人の期待とはうらはらに、金神への信仰帰依が促されると共に、「此世始まつての神」という神性が開示されている。そしてその神性を開示しながら、神の「規定に叶わぬ」世人のこれまでの神との関係の仕方、つまり「願うこと」をしないばかりか関係をも忌避していくことで、自らとその世の安全を企てるあり方が、家庭での折り合いのつかなさや象徴されたり、七人のうち五人迄死ぬということに象徴的に現れたりする人の難儀の相を結果していることを金光大神は示した。さらに加えて、家を買入れても、「手厚うに信心すれば……繁盛する」と断定的に確信をもって、金光大神はその婦人に理解のことばを届けた。ここで「それを買うても……」という具体的指示を、ただそれだけとして通り過ぎないで、あと一歩二歩踏み込んでその意味を問うておかねばならない。その婦人の夫が家を購入したという行為は、金神の崇りを、それが誰のものであるかが、いつの時代からのものであるかが分有する可能性の中に置かれる、ということは既述したところであるが、金光大神の立場からは「此世始まつての神は末座に」する、いわば世人の神への無礼を全体として我が身に引き受け、分有という悪循環を信心によって断ち切ることへと向けられることになる。その意味では「戒めを受けた家」とは、人としての主体を雲霧消せしめられ、慣習性の枠内に幽閉の身を送るように運命づけられた世人の世の譬でもあろう。その婦人が金光大神の理解のことばをどう受け取り、この事柄にあたったかは、今はもう追跡する手だてではない。そのことよりもむしろ、われわれは具体的事柄についての金光大神のことばを、あまりにも敷衍し過ぎたかもしれないという疑念を持ちつつ、明治六年(一八七五)十月十日の『金光大神覚』に

記された神伝へ思いを寄せてみなければならぬ。

天地金乃神と申すことは、天地の間に氏子おつておかげを知らず、神仏の宮寺社、氏子の家宅、みな金神の地所、そのわけ知らず、方角日柄ばかりみて無礼いたし、前々の巡合せで難をうけ。氏子、信心いたしておかげうけい。今般、天地乃神より生神金光大神さしむけ、願う氏子におかげを授け、理解申して聞かせ、末々まで繁盛いたすと、氏子ありての神、神ありての氏子、上下立つようにいたし候。²⁴

ここでこの神伝の歴史的背景の究明や、ことばの詳細な解釈を施す紙数の余裕はない。そこで、今は只、川辺のある婦人への金光大神のことばの分析が敷衍し過ぎてはいないことだけの確認を得ておくこととしよう。そのため、大略この神伝で言われようとしていることを解けば次のようになる。これまでも分析してきたように方角日柄ばかり見ることによって金神を忌避する世人の神との関係の結び方が、隠れ蓑を除去し、その神性を世に開示しようとする神の立場から「無礼」の相として問題化される。そして世人が忌避してきた疑似実体としての金神は、その実、人間の存在基底を支える神性であり、それ故に「神仏の宮寺社」も含め、人が常住生きる場が「金神の地所」²⁵である。そのことへの無知から無礼が由来している。無礼の歴史的な継承と積み重ねが一人一人の生へと集約され担われていく相が、ここでは「前々の巡合せで難をうけ」と言表される。川辺のある婦人の出来事 of 分析で言及した悪循環とはこのことであり、それは金神と、金神の地所の理の無知に深く関っている。それは知識のなさという個人的な知の欠陥ではなく、個々に集約された「前々の巡合せ」であり、その背景には世人とその世の営みの集積を織り成した無知が横たわっているのである。したがって「そのわけ知らず」というのは、知識の獲得を要請するものではなく、神との関係転回という、世人の生存状態に变革をもたらす主体の主体性成熟の要請として聞かれねばならない。その要請を世と世人へ配送する働きⅡ「生

神金光大神さしむけ」を拝受し、「前々の巡合せ」という世人とその世の悪循環の歴史を自らにおいて断ち切るという行為全体が信心として言われて来ている。そうしてみると、川辺の婦人への金光大神理解のことばである「戒めを受けた家でも……繁盛する」と、この神伝中の「末々まで繁盛いたす……」とは、閉ざされた狭い個人の生活領域での関心事に應えるのは言わずもがな、世の歴史と将来にかけての提示であることが了解されよう。ただし、上述したことは、信心による主体の回復とその成熟が結果する事態としてである。以上のように、川辺の婦人に語られた理解のことばと神伝とを重ね合わせて考察させられてみると、一人一人に「信心さえすれば」とて語られてくることばの背後に、世とその歴史をその根拠から立て変えるべく求める神の要請が秘められており、一人一人へのことばは、決して個々の事情に限定されて届けられたというだけでは済まされないこととなる。

さてここで、先に引用した神伝と同じ日に金光大神が受けた神の指示について考察を加えておかねばならない。それは次のように『金光大神覚』に記されている。

日天四、月天四、丑寅未申鬼門金神、日本に知らん人なし、おかげうけた者もなし。今般、結構なおかげを知らせ、知っておかげうけん人あり。

日天四 金光大神 人力おどし命人力威尊

惣身命 金乃神 神力明賀命

月天四 大しようぐん不残金神 土田命

尋ねる氏子あれば申して聞かせ、苦しゅうなし。^②

隠れ養を解いた金神は、「此世始まったの神」「中古から出来た神でない」^②神であり、天地金乃神という神名をもって

語り出された。しかし、疑似実体としてはあるが、これまでその神と関りを持ち、知らぬ人はない。その神は世人に日天子・月天子と呼ばれた内実であり、丑寅未申鬼門金神と呼ばれもした内実でもある。その内実が川辺の婦人の場合をあげて例示したように世に告知されることとなったのである。しかしながら、一章で記したように、慣習世界が亀裂しつつある時期であり、また人々も、みずからに課せられてきた世人としての枠組みのゆるみを覚えつつあったとはいえ、鬼門金神に由来すると信じられた祟り障りの数々の事例は、長い世の営みの歴史過程で個々に分有され、あたかも堆積岩のごとく人々の脳裏に居座っていた。日柄方位を見てどのように金神を忌避しようが、「金神の地所」の内であるという理が示されても、脳裏に居座るものを自ら撤去する人は稀有であった。まさに「知っておかげ受けん人あり」である。一見大時代的な、それでいて神名の如何によって靈験のあらたかさを計量する世人にとっては威徳に満ちた命号を連ねた神名の提示、いわば三社託宣にも似せた神名の構図は、慣習性のもたらす難儀の悪循環から超出しようと試みても、その試みを阻む諸々の世人としての記憶を消去でき難い人々に向けての、神の悲願の構図ではなかるうか。

思えば、語り出されようとするがことばとして表示されるとき、常にそのことがさしむけられて聞かれねばならぬ世と人々のことばを借用することとなる。特に、金神の場合のように、疑似実体としてであろうと人々に知り尽くされながら、全くその神性が隠され続けて、新たに世に向けて開示されるとき、そのときそれにふさわしく結ばれることばは、全く異郷の知られないことばであっては世と人々に届かず、届かねば聞かれもしない。それゆえ、世にさしむけられて結実することばは、その時その状況の世のことばでありながら、そのことばが綴る世界または構図を支えるものは、語り出されようとする当のもの、ここでは開示される神性に帰属するものでなければならぬ。さきの神名の構図でもそうであるが、開示された金神の内実が金光大神によって理解のことばとして語られるとき、右に述べたことは一層顕著になる。日柄方位などの禁忌が言われなくなってきた現在、まえがきでも記したように、それに関する理解のことばを見過ぎやすいが、そうしたことばの帰属するところへの眼差しを、それがどのように古びたことばであれ欠いて

はなるまい。

むかしは天子様でもエイ山と申、江戸には東エイ山と言ふて御皇上でも天下様でも鬼門はよけてござる。人の王、神の王でも自由にならぬもの、下々ぐらいが方がくを見てよけられるものではない。又、夫ほどの王様でも、日本斗りの鬼門なら、日本の天子様じゃ、よけいでも楽じゃが、三千世界、何万里と地面ンのあらんかぎりはある鬼門じゃから御天子様でも行かぬわいと也。^⑤

これは、岡本駒之助(一七九〇)が金光四神(一七九〇)より聴取し記したものである。市村光五郎(一七九〇)が同じく金光四神から教祖教語として聞き書き伝えたものの中にも類似内容の伝承があり、金光大神理解に発することばとして考えてよい。さて「昔は……」とあるのは、桓武天皇が平安奠都の際に京の東北、つまり丑寅鬼門にある比叡山に鬼門鎮護として僧最澄に寺を建立せしめたという伝えと、寛永二年(一七二五)天海僧正が將軍に請うて江戸上野に寛永寺を開いたということに基づいて語られたことである。民衆レベルでは、京で日本の神々の王たる天子が、江戸で人の王たる將軍が、それぞれ丑寅鬼門を恐れていたということを範型にして、それを忌避することを当然の作法としていた。金光大神のもとは、天皇・將軍共に鎮護寺を置いていることから、「人の王、神の王でも自由にならぬもの」として鬼門を示し、さらに「三千世界」つまり世界中、「何万里と地面ンのあらんかぎりある」鬼門として説かれてくる。そこからすれば、誰一人たりとも地上に生を受けた者は鬼門を忌避し得ない。鬼門についてのこうした示唆は、「鬼神はみな家毎にござる也」^⑥「鬼神の障りのない宅地は一つもない」^⑦「人のすむ家としてたてたら、その者がいらぬ内に鬼神はさきにはいりておる神ぞ」^⑧「所々、神の社ある。その神々へも鬼神の土地を貸してある」^⑨などの理解のことばと呼応して、実体としての金神の神性をあらわにする。鬼門鎮護をするとか日柄方位を見るといふ慣習世界が守りたててきた金神の忌避とい

う作法ではもはや対応できない、時間空間の限定を溶解した神性が、当時の人々が知り尽くしたことばを借りて語られるのである。一体、開示された神性の内実は何か。その内実と人はどう関って、慣習世界の中で雲散霧消した主体を自らの許へと取り集められるのか。依然としてわれわれは問いの中に立っている。次章では、主として、この章で引用した明治六年十月十日の神伝の「金神の地所」という神の提示に、金光大神理解のことばを照応せしめながら、開示された神性をめぐる問いを今一步問いゆくこととする。

三、金神の地所の理

片岡次郎四郎の伝承によると、

天地金乃神といえ、天地を支配しておる神じゃ。人間は、天地の間に産れて、天地の間に生き、死んで亦天地に帰るので。生きても死んでも天地を離れて住居はないぞ。^⑧

と人間の生存規定について語ったという。このことはまた、「天地は生き通しぞ。天地が生きて御座るから、人間も皆生きておれるぞ。」^⑨ということばにも表されている。二章でふれた明治六年(註)十月十日の神伝の「天地の間に氏子おって……」のより具体的表現として「生きても死んでも天地を離れて住居はない」ということばを了解してよい。「住居」は普通、人がそこに住まう建造物としての家を指すが、ここでは人が人として生き、そして死ぬ場として考えられねばならない。天地が人の生き、そして死ぬ場としてあるのは、天地が「生き通し」であることに依っている。そのことは、人がそこに住居を許されてあることと密接に関わっていることで、天文学的な回転運動や地質学での地殻変動など

の自然の動きの喩えであると理解されてはならない。人が生から死への道程を歩む過程、そしてそれ以前のこと、それ以後のことすべて、端的に言えば住まうということをも、一時も目をはなさず支え、見守り育む力が満ちて欠如するところがないことが「生き通し」ということばによって言われてきている。それゆえ「生き通し」は「支配しておる」ということばに重ねられることばとして了解しうるのである。太陽エネルギーの総量が科学的に計算される以前にも、またそれ以後も、人が住まうということを守って住まう場へ浸潤し続ける働きがあり、不動産として地所の所有権が争われようと、国境に有刺鉄線が張り巡らされようとどうしようと、人を住まわせるべく自らを調べて止まない働きが生き通す。右に引用した片岡次郎四郎に語った金光大神の示すところは、前章でふれた「三千世界、何万里と地面のあらんかぎりはある鬼門」「金神はみな家毎にござる也」や、「金神の障りのない宅地は一つもない」などのことばが示すところと同じである。これは別の機会に詳述することになるが、金神と同様、慣習世界の枠組み内で、日拝、お日待ちお月待ちなどの形式に限定されて敬仰されていた天の神性への眼差しが金神へのそれに融け合い響き合ったところから、その表現に膨らみが与えられているので、別のことが言われているのではない。

金神七殺といういかにも荒々しいイメージを与えられて慣習的作法の遵守を世人に求め、それによってまた慣習世界の枠組みを保持する働きをもっていた金神の疑似実体性の崩壊は、当然のことながら、無限定の守護性を金光大神の理解のことばへ取り集めて表現してくる。片岡次郎四郎に語られたことは、佐藤光治郎(五ノ三)のところへは、

どの宗旨もくさす事はない。皆、天地の神様の氏子じゃけい。……皆、宗教の分つとる(分れて)のが、天台でも法華でも天地の神様の子で分つて居るのじゃけい。そばのすきなものや、うどんのすきなものや、私はこれがすきじゃ、わしはこれがすきじゃと言うて、皆すきすきで立つとるのじゃけい、くさす事はない。世界ある限り、天が下の者は皆、天地の神の子じゃ。天地の神様のおかげは世界にぎっしりつんどるのじゃ。

と差別することない広がりのある、しかも天地に充滿した守護性をもって届けられ、松山勝蔵(生没年未詳)には「地の神様は金神様じゃ。お母様がよい方へよい方へ連れてあるいてくれられる。日天四は父神様で、金神様は母神様じゃ」^④また山本定次郎(ハクニ)には「四季に応じて昼夜の別なく、天地の祖神様がいきの差引迄御守り被下るのである」^⑤など、こまやかな優しさの面が語られる。^⑥開示されてきた神性がいろいろな面から語り出されるそのことばは、疑似実体としての金神の祟り障りを恐れていた人々にとっては、新しい人間の生の根拠・基底を指示することばとなった。しかし天地の神の守護性といっても、人間にとつて都合のよいように守る計らいの良さといった性質のものではない。天と地とが氷雪・風雨・旱魃など、どのように人間の生にとつて厳しい相貌を呈するとしても、天と地の間にはか人の住まう根拠を見定めることができず、その根拠を見守り支えているのが神の守護性であるとして言われてきているのである。

さて、人間の住まう場がこうして神によって守護されてあることをさらに問い確かめるについて見逃すことのできない金光大神理解のことばがある。

地から上三尺は金乃神様、それから上は天の神様の御支配じゃ。金乃神様が居らっしゃるけい地がしまつて居るのじゃ。豆腐へにがりを入れるやうなものじゃ。神様がなかつたらのとろじゃ。^⑦

ここでは「天地の間」の地へと眼差しが向けられることになる。金乃神、すなわち金神が支配するといわれる△地▽は生死くるめて人がその営みを営むことが許される基底である。そしてその基底をそれとして確かに守る神は、豆腐のにがり、にがりに喩えて語り出されているのである。にがり、は豆乳に混ぜられ、溶解し尽くしてそれを凝固せしめる。出来上がった豆腐では、にがりの所在と働きは目で確認できず不可視である。それでいながら、にがり、は確かに豆腐に形をなさしめて、豆腐を豆腐として守り支えている。前者を除去しては後者は成立せず、前者は後者に浸潤し切つて自らはその姿

を隠すという関係性が、金神と∧地∨との関係に喩えられたのであろう。凝固剤としてのにがり、は「苦汁」と記されるように、そのものとしては人の味覚や臭覚などを甘くなでものではない。金神がにがり、に喩えられたのはそれなりの意味があり、それは後述するとして、そのにがりとしての金神は、人の営みの基底としての∧地∨をの、とろ、状態から守護するものとしていわれる。の、とろ、とは全く伸び切つてとりとめもなく締まりのない状態を言い、ここでは形をなさないどろどろの豆乳状態、つまりカオスを示唆している。金神の退去は∧地∨のカオス化を到来せしめるのである。金神と∧地∨との上述してきた関係性は、当然、人の身体についても言われることである。金光大神理解のことばから抽出すると、「肉体の方は地からおさずけ下されてある」^⑤「身体は金乃神様が御作り被下た」^⑥「躰は土から生じたものじゃ。土に納めて御世話にならねばならぬ」^⑦「金乃神は身体の母神」^⑧など、身体は地から造られてあることが説かれ、それゆえ、人の身体はにがり、としての金神の浸潤、溶解の働きによって形をなさしめられ、その営みを許されてあることが思惟され、感受されねばならぬこととなる。^⑨しかし、ここに抽出したことばは、無からの創造という神話的な出来事を示唆しているのではない。目の前、食卓に供された豆腐がにがり、によって不断にそれとして守られてあるという事実にも喩えられるように、それは生の最も現実的な事実としての確認なのである。換言すれば、生の日常性を支えるものをその根拠から確認することばとして了解されねばなるまい。

人の生とその住居の基底としての∧地∨が神のにがり、としての守護性にあるという了解に立ったうえで、金光大神はそれを何故にがり、に喩えたかを問い返して、さらにその守護性の内容を明らかにする道をたどらう。そのために、これまで引用した理解のことばには明示されていない天地の神性の厳しさを説いたことばを追思することから始めよう。ここに、市村光五郎が金光四神を通して記した金光大神のことばがある。

地あたりをつける大じしん。二丈そこからうごかす。地ばかりでなし。くう中までうごく。そこでむかしから∧じ

しんがいればたつとりがをちるVという事をいををがな。氏子、△天とを人ころさずVというてをる。天あたりをつける。大あめをみよ。人をころしてある。氏子、△今日様はありがたいVと言うてをる。今日様もあたりをつけるとの事。大日やけをみよ、一どにいのちをとて、いのちをと正ござる。

右の記述は、単に自然現象としてあらわれる地震・洪水・旱魃という人間にとつての三大凶事を語るに過ぎないということもできよう。しかし、単にそれだけとしたら、金光四神が市村光五郎に伝え、市村がまたそれを記すという伝承作業はなされなかつたろう。そうとして一体、金光大神は何を語り出したのか、また金光大神を何がとらえて右のことを語らしめたのだろうか。それを思うについて『金光大神覚』の明治五年(一八七〇)の「二月六日暮れ六ツ、地震いり、天地乃神氣ざわり、世の狂いに相成り^④」という直截な記述を想起せしめられる。この神伝との関係で右の引用文に思いを集めてみると、世のあり方つまり「狂い^⑤」との関係で神の働きがどう顕示されるかが見据えられ感受されて語られていることが了解されはしないだろうか。さらに明治六年(一八七一年)の神伝の「天地の間に氏子おっておかげを知らず」「神仏の宮寺社、氏子の家宅、みな金神の地所、そのわけ知らず、方角日柄ばかり見て無礼いたし」などで示唆されていることと重ねて思惟せしめられてみると、それはさらに、世のあり方を「狂い」へと向かわしめている人の、神と関る関係の問題性がからみ合つて語り出されているといえる。狂言に言う「天道人を殺さず」とか「今日様はありがたい」など人口に膾炙したことはまかせて、人は天地に甘え、そればかりか、功利的人間中心主義を貫いて、生と死の基底への思いを欠如していく相が、存在基底のにがりとしての神の立場から見据えられたとき、理解のことばは、人と世の姿勢転換を求めて厳しさを増す。上述したことは中野セイ(一八七〇-一九〇九)の「御理解写」の一節を引くと一層具体的に了解せしめられる。

日々時々刻々に神は守りて居る。普請するによけるなれば、えき見る者をそばに付けておけ。鬼門方角をえらみ、或は縁談普請をしても神意に叶わぬ時は縁も切れ、家がたおれ、身うごきも出来ずするくらいの事はおろかな事。
 (天地神の御許しのなき時は)^⑤海川山里も泥かいたなる事あり。地震雷大風にて世界中ある時は、何れの末へにぐるとも、とてもおよばぬ事である。空を飛ぶ鳥さえも落る事がある。逆も助からん。

先に引用した市村光五郎の伝えでは、地震・洪水・旱魃のことが語られる意味が不確かであるが、ここでは、神意に叶わぬ人とその世は、崩壊するだろうことが確かに示唆されてきている。顧みると一章で述べたように、神の神自身による隠れ蓑を解く歴史事態の経験を受け、金光大神は、亀裂しつつある慣習世界の中で、なお慣習性に執着せざるを得ずして、不安と苦惱を生き続けさせられる世人へ、開示されてくる神と人との関係を伝える「さしむけ」いわば神の理を世人へと配達する人としての、信仰的責めをひたすら生きたのであった。そこから例えば、

女には月経と言ふことあり、此時になると神に御礼をせず、お供物もせず、神様の前へ行かざる様にするものがある。大なる誤りなり。^⑥

という女性に関する禁忌についてだとか、また、

いずれも金神様のお留守をねらい、また日金神とか三年ふさがりとか、あるいは丑寅未申とか……または三隣亡じやとか、……いろいろにゆうて天地金乃大神様の目を忍び、または縄を引き場取りとか……ゆうて大神様へご無礼をいたし、かならず悪神のようにゆうけれど、悪神ではない。金神とは金乃大神様なり。^⑦

とあるように建築に関する禁忌など、これまでの慣習世界での神への作法が、作法でないばかりか神への無礼を結果し難儀を生ぜしめていることを示すことばを人々に届けた。「無礼」とは「……みな金神の地所、そのわけ知らず、方角日柄ばかりみて無礼いたし……」と神伝に示されているところであるが、人の存在基底たる神から人が自らを閉門し、人の思いのままになる世界を措定しようとする「勝手さ」、いうなれば人間中心主義志向の結果するところのものである。

人間の生死の基底、換言すれば存在根拠を無みする「無礼」の相の「巡合せ」つまり歴史遺産化と、その動きの世界の拡大が「御理解写」に示されている「神意の叶わなさ」を呼び起こして行く。この「無礼」の相の担い手は、金光大神の示唆するところによれば「心」である。「神から鬼にならぬ。氏子の心から鬼を出すな^⑤」という金光大神理解のことばが伝えられているが、人間の住居の基底を揺るがし、世界を動転せしめ、守護するものとしての神の神性を隠蔽する最も魔性的なる存在者は、外でもない人間が造出するもの、つまり「心」であるとして金光大神は、その相貌を厳しく見据えた。人は自らの責めである魔性を自らから放擲し、神は言わずもがな人間以外の存在者、存在事物、いわば鳥・畜類にまで押し着せる歴史を歩んできた。自らの魔性を他者へと転嫁し、天と地の恣な支配を達成しようと企図し続けるとき、神・神仏・鳥畜類に至る迄、魔性を生み続け、常にそれを他者へと転嫁して止まない人の住まう場を、それとして許し支え続けるだろうか。このように思惟せしめられてみると、「神意に叶わぬ」ということは天と地の間に生と死を許された人間の存在者としての存在様態そのもの、つまり心の構造に深く関っていることが了解される。心についての究明はなお後日に期すとして論を進めよう。

さて、神意に叶わぬときは「縁も切れ、家がたおれ、身うごき出来ずするくらい事はおろかな事」、つまり日常的な人間の営みを破綻に陥れることなどは言うまでもないこと、「海川山里も泥かいになる」と示される。海川山里が泥海化されるということは、人が家を構築し住まいする根拠・基底が空無化しカオス化されることである。先の伝承資料で言うところ、にがりの退去による世界ののどろ化を示唆している。泥海化は、生から死への全歷程を天と地の間に歩む神

から許され賦与された権利の根底からの剝奪を意味する。死、つまり人としての生を見護る故郷Ⅱ大地への人としての帰入さえも許されなくなる場の破壊の示唆は、これまで忌避することによしとされた疑似実体としての金神の相貌どころではなく、真に深く人が恐懼しなければならぬ、金光大神の許で開示された神性の相貌の吐露ではなかったろうか。そうとすると、これまで本教教義上定着してきた金光大神の許での金神の福神化とそれに基づく天地金乃神の神性の提示は片手落ちとなる。金光大神理解のことばから淨福に満ちた神性の指示だけを選択し、それでもって神を世に知らしめることは、神を魔性化したこれまでの慣習世界とは逆の作法で、神性の隠蔽を企てることを生ぜしめ、新たな慣習化を人とその世が歩むことを結果することとなりはしないだろうか。

「泥海化」することの可能性をその内奥に秘めつつ自らを世に開示した神は、既述したように反面、親にも喻えらるる優しさをもって天と地の間に、生から死への歷程を育む住居を人に委ねる。この時住居とは所有権がからみ不動産として登記された地所に建て上げられるものではない。その住居は外でもないに、がりとしての金神が住まう「金神の地所」の上に、そのことを生の最も根源的な事実として経験する人、つまり住居する場は神の場、換言するなら神の広前に外ならないことを経験する人に委ねられる。その住居の構築は、どのような企図も、巧妙で精密な技術も有効ではなく、委ねられた人と委ねる神との関係のあり様にかかり、その歪みや断絶は、住居の基底のの、とる化を惹起し、世界をカオスへと導くこととなる。住居の構築を委ねられる人について、最後に二代白神新一郎(一八〇一)の「教祖理解」の一節を引用して考察を重ねておく。

従来十二のゑとが十二の氏子の自由にならぬ様成りて居る故差支え多し。及難儀多し。御願申せば将来自由にさすとのこと。十二のゑとと申すは子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の十二支なり。十二の氏子と申も同様なり。^⑦

「従来」とはここでは慣習世界の信仰歷程全体を指すと考えられる。それに続く「十二のゑ」とは生と死を天と地の間に許された人全てが関らざるを得ぬ時間空間の世界構造を示唆している。その世界が慣習世界では「十二の氏子」つまり十二支で名付けられた年々に生まれ来り、死していく人々、換言すれば人間全体の「自由に成らぬ様成て」いたといわれる。それは既述したように、自己中心な人間の自由と安定を得ようとして、自らの生む魔性を他へ転嫁し、転嫁された魔性によって生活領域を各面から規制されるという、人間の自己撞着による不自由さを指摘したものである。それによって、神はその神性を隠し蝕化せしめられ、人は「差支え多く」難儀の相貌を呈する。さて文面では、「従来」と「将来」を結ぶ「現在」を直接示すことばはない。しかし、ここでは「御願申せば」が現在を示すことばとなる。従って、そのことばが示唆する行為に「従来」、つまり、過去から現在までの神と人の共苦としての不自由さの責めが問われてくる。人が住居する基底に思いを届けず、それをあたかも自らの私有財であるかの如く思いなし、神を無みする身勝手さの歴史的堆積としての責め、金光大神の記すことばによると「前々の巡合せ」の責めが、「御願申」す行為に背負われ問われるのである。その問われ方は、その文面でも知れるように、「願う」ことが神より請われるという仕方である。そして、今「願う」という、人に請われた責めの果たし方に将来の出来事が任せられてくる。到来する出来事とは、「自由にさす」とのことばに表示されるように、神より人にやはり委ねられる「自由」の中に生起する。その時、「自由」とは法律上許される権利としての諸々の自由をも、その根から支えるに、がりとしての神性に帰属し、「願う人」としての人に委ねられるものである。このように引用文の意味を追うと、いわれようとしている核心は「御願申せば」という現在にあることが浮上する。

「願う」ことは、歴史の責めを自ら背負いつつ、天と地の間に、端的には「金神の地所」に生を許されて生きる人の、その理を熟知しての存在の基礎的作法である。勿論のことであるが、その作法は、慣習世界の禁忌を守り切るという作法に対峙するものであろう。金光大神のことばによると、「願い」を欠いては自由に人は住居を建立できない。その

「自由」が実現しないということは人が人として住まう基底としての「金神の地所」がそれとして顕出しないことになる。その限りで、神の蝕、ひいては人の蝕を誘発せしめる。それは世界のの、ろ化、カオス化を結果せしめることになる。したがって、「願う」という行為は、人がその住居を「金神の地所」の上に自由さの中に建立する基礎作業であるとともに、神が人の世界としての住居に、その守護性をもって出現するについての人に委ねた唯一の方途といえよう。

(教学研究所員)

注
① 佐藤範雄「吾生立の概要」『信仰回顧六十五年』上巻二頁参

照

② 佐藤範雄『説教十座』一三〇頁

③ 『金光神誠正傳 完』(明治三十三年十月十日発行)の第二条によると、「中世

(なかむかし)以来あらぬ教に深くも惑ひてこの大地には金神といふ悪神邪神のありて祟り障りをなすとのみ思ひ恐をなすものゝ多かりければ『今よりは何事にも方位は忌まず我教の昔に復れよ』と諭されたりこの意義(ごいぎ)を深く了解せんとるべし
斯く教へられ……」

と迷信打破の教えに論及している。明治末期の教外者からの「迷信打破」の信仰についての評価は、拙論「維新时期における金光大神の視座」紀要『金光教学』第一二号注⑥五五頁参照

④ 白神新一郎伝『研究金光大神言行録』(以下「言行録」と略称)四卷二三七五

⑤ 「三世相」の類書で最も早いものは、寛文七年(一六七)に京の

僧が著わした『命鑑三世相天文鈔』十二巻といわれている。その通俗化したものが『万曆大雜書三世相』である。

⑥ 『言行録』一卷四三五参照。本文に挙げた金神名のうち、太歳・大將軍・大陰・歳刑・歳破・歳殺・黄幡・豹尾を八将神として総称することがある。これについては『金光大神』(縮刷版)二〇～二六頁参照。天地金神とあるのは、天金神・地金神の略称と思われる。陰陽の災いに関係しており、地金神の災いは前者より重いとされていた。日塞金神・月塞金神は金神の遊行と関係して立てられたもので、日々に回るものと月によって回ってくるものの呼称であろう。鬼門及び子金神は、丑寅・子の方角に停まる金神である。金神の祟りの激しさを表現して七殺金神と呼ばれるというように、金神は時間・空間やその祟りの様によって種々な呼称があり、特定の名称をあげたあと、八百八金神とか不殘金神とか呼んで、その全体を包括して呼ぶことがあった。またクマウジ(熊玉神)や土公神なども金神の範疇に入られていた。

- ⑦ 藤田円造伝『言行録』三卷一六九一
- ⑧ 片岡次郎伝『言行録』四卷二二六二
- ⑨ 山本定次郎伝『言行録』三卷一八五九、五卷三〇四四参照
- ⑩ 拙論「慣習世界と信仰形式」紀要『金光教学』第一五号二六〇～二七頁参照
- ⑪ 同右
- ⑫ 小野うた・香取繁右衛門の金神との関係転化については、真鍋司郎「民衆救済の論理」紀要『金光教学』第一三号に詳細な論述がなされている。なお真鍋論文では小野うたは、はとして記されているが、金光和道の「堅盤谷の婆さん考」紀要『金光教学』第一五号の成果をうけて、たを使用した。金光大神の關係転化については、瀬戸美喜雄「教祖四十二歳の大患の事蹟について」紀要『金光教学』第一〇号参照
- ⑬ 高橋富枝伝『言行録』第五卷二四九九によると、
教祖はよく、
「人は皆人金神様を、逃げとけ、よけとけ、廻つとけ」と言ふが、それはいけぬ。よくお断りとお願ひとをして、何事もさして頂げ。」
と教へられたり。
とあり、諺化されたことは事ある度に人々は想い起こしていたことがわかる。
- ⑭ 拙稿「慣習世界と信仰形式」紀要『金光教学』第一五号三五～三六頁参照
- ⑮ 徳永健次伝『言行録』三卷一四九〇の一参照。このことは彼の金光大神広前初参拜の時、明治十五年(一八八四)旧十一月八日から十一日までに聞きとったものである。
- ⑯ さかのぼって、壬申地券の発行によって、すでに地券の記名者個人の所有に属すると土地私有は法認されていた。ところが隠居によって新戸主となったものが土地を相続するという「本邦戸主の法」を適用すると土地は戸主(家)の所有になるという司法省の主張があったが、太政官はそれを拒否し、明治九年(一八七六)の「地券ハ其戸主ト否トヲ論セス之ヲ授与スル者トス、故ニ誤テ之ヲ子弟ニ与フルニ非ス」とし、加えて明治十年の本文に引用した指令で個人的所有権であることを確認した。福島正夫『地租改正』一三三～三頁参照
- ⑰ 福島正夫前掲書五頁にはこの点につき、「所有権の絶対・契約の自由という形式においては近代化しつつ、封建的な貢租を統一的に継承し、かつ地主に有利な得分を与え小作人に重い負担を課するという、内容においては古いものをひきついで改革」と地租改正を評価している。他に、丹羽邦男「地租改正と農業構造の変化」『日本経済史大系』近代上参照
- ⑱ 拙稿「維新时期における金光大神の視座」紀要『金光教学』第一二号二八頁～三一頁参照。この時期、制度の変革に天地自然の異変を重ね合わせて「世界泥海トナル由」の流言がはやり、人々が恐怖に陥り、「神仏ニ歩ヲ連ビ、或ハト笠観相ニ就テ災ノ有無ヲ問フモノアリ」という状況報告が明治七年五月七日の

『日新眞事誌』にあるが、人々の変革への対応の出来なさは、一揆や暴動など種々な形態をとって表面化していた。なお制度変革への困惑は社会的上層部にもあったことは丸山眞男「開国」『現代倫理学Ⅱ』九八頁に論述されている。

①⑨ 「天保銭」は明治二十二年(八八)に廃止された天保通宝のこと。明治になって八厘と評価され、一銭にも満たぬところから、時勢におくれた人、少したぬ人を嘲ることばとなった。金光四神の理解に、

或親不孝者金光四神様の御前に参つた時に、金光様、「今の若い者は両親を見る事天保銭と侮り、當世に合はぬというて、親のいう事を更に用ゐぬ者が多いが、何でも親を大切に致せ、根を断ちて枝の榮はた例はあるまいがな」と諭されました。

というのがある。『信心の栞 全』(明治四十年一月十五日増訂再版 発行者中村市太郎)三二二頁

②⑩ 岡本駒之助伝『教典編纂材料』(森政本)岡ノ一九号

②⑪ 青井サキ伝『言行録』四卷一九四二

②⑫ 金神はまた地方によっては、その祟りを避けるための屋敷神として庭の片隅に小祠をして祀ることもあった。『日本社会民俗辞典』こんじん(金神)の項参照

②⑬ 藤原嘉造伝『言行録』三卷一六九六

②⑭ 『金光大神覚』(金光教本部 教序刊)一六一〜一六二頁

②⑮ 沢田重信「金光大神における出社の意義」紀要『金光教学』

第一二号参照。沢田重信は、金光大神社がおかれていた歴史状況の問題性と関連をもたせながら、この神伝の詳細な分析と解釈を上記論文で展開した。

②⑯ 沢田重信の前掲論文では明治五年(三七)四月三日の「社寺領土知令」との関係で「金神の地所」が解かれている。この令を受けて小田県布達で玉島羽黒神社を第十七大区浅口郡郷社と定めた。沢田重信によると「これはいわば上からお仕着せのこの地方の繪氏神を与えたものである。さらに郷社、村社というふうに神社の序列化をおこなったから、神社は格の違いを生じることとなった。……そして金光大神は、その信心に即して考えみると、この神が人間の手で序列づけられるということ、人間による神のねうちづけという問題としてうけとり、そこに人間の神への冒瀆をみていたと思われる。……『神仏の宮寺社……金神の地所』はこの状況をとらえてのことである。」(八頁)とし、その視点から分析を加えている。

②⑰ 『金光大神覚』一六二〜一六三頁

②⑱ 市村光五郎伝『言行録』一巻一六三では、

「祈る所は天地金乃神。昔からある神ぞ。中興(吉)から出来た神でなし。はやりもせずはりもせず。信心はせいでもおかげはやってある。」とある。

②⑲ 拙論「理解のことばについて」紀要『金光教学』第一六号七二頁参照

③⑩ 岡本駒之助伝『言行録』四卷二〇八〇
 市村光五郎「二代生神金光大神」

京とを(都)は人大(多)神大(多)也。京とをより丑寅八日
 えい(比叡)山とあらため、未申ハやわ田八満(八幡八幡石
 清水)とあらため、ご信心有。しも(寸)にあつてわけし
 ずゆえ、ごぶれいのだん御しらせ下され候。ごぶれいなき
 よを(懸)ハ、わがやしきにて、丑寅のは(方)を六間四め
 んあらためをけばあたりなし。さもなくハせひ二を(魚)ハ
 す。

右あらためれハやしきなし。それでわうじこなんぎとなる
 からわ、信心すれハつかわしてやる。日々御をんをわすれ
 な。

文意不明な点もあるが、およその意味を記せば次のようにな
 る。——京都には人の家も神々の社も多いので、鬼門を丑寅
 の方にある比叡山に、裏鬼門を未申の方にある八幡町に、と
 りまとめて鬼門鎮護の寺社を建てて天子様は信心なさつてい
 る。下々でその通りをするとすれば、自分の屋敷内の丑寅と
 未申の方に六間四面の祠を祀らねばならず、そうすれば鬼門・
 裏鬼門の祟りを負うことはなくなるといふが、その通りすれ
 ば自分らの住居がなくなってしまう。それでは不自由で難儀
 なことになる。金光大神様はご無礼にならぬ道をお知らせく
 だされた。信心すれば御土地を自由に使わしてやると神さま
 が言われる。日々神さまの御恩を忘れてはならない——

③② 市村光五郎伝『言行録』一卷四七六

③③ 金光菟雄伝『言行録』二卷七一一

③④ 大喜田喜三郎伝『言行録』一卷四七六、同四五五では、

「人の住む家として只の参疊敷でも建てたら、家移りせんま
 に金神は先にはいとる。祭りくれないでも先にはいとるぞ。」
 とも言われている。

③⑤ 大喜田喜三郎伝『言行録』一卷四七八

③⑥ 『尋求教語録』一三六

③⑦ 同右一〇三

③⑧ 開示された神性が理解のことばの中で語られるとき、「金神」
 「金乃神」「天地乃神」「天地金乃神」などいろいろな神名が
 あてられる。今後の研究に待たねばならないが、それは人理解
 の関係場√(拙論「理解のことばについて」参照)の関係のあり方にか
 かわってくることである。「天地金乃神」という神名は、「天
 地三神」つまり日天四と月天四の天地二神と、鬼門金乃神Ⅱ金
 神つまり地の神の統一神として見る考え方が、『金光大神』(金
 光教本部教序刊)に提示されてきてはいるが「天地の神」「天地金
 乃神」は「日天四・月天四」として言われる天の神性と「鬼門
 金乃神Ⅱ金神」という地の神性の総称であるという見方も『金
 光大神覚』『言行録』の分析によつては十分成立しうること
 ある。この点については、岩本徳雄「金光大神の帰幽——生の
 終焉と新生——」(昭和五十一年度研究報告)の三章「日天四と金光
 大神」の分析が詳細である。

- ③⑨ 佐藤光治郎伝『言行録』二卷一一一四
- ④⑩ 松山勝蔵伝『言行録』三卷一七一九
- ④⑪ 山本定次郎伝『言行録』三卷一八〇四
- ④⑫ 開示された神性の優しさは松山勝蔵の伝承で表現されるように母神的なものとして確認される。金神ニ大地の神性ニ母神という信仰確認は人類が繰り返して経験してきた、古くそしてまた新しいものである。エリアードはこのテーマを特に『豊饒と再生』(エリアード著作集2—せりか書房刊)で古くギリシヤやインドの諸文献から追跡し、数々の事例をあげている。「地テラ母メテ」の現前性は、多種多様な慣習化過程、いかえれば人類の信仰史を通じて変様されながらも手継がれ、時として繰り返される慣習化過程の亀裂の事態に再現し、人に確認の更新をうながしてくるものであろう。母としての優しさの確認は、しかし、その厳しさの確認も同時になされるものである。ホメロスが大地神ガイアにささげた讃歌にもあるように、生存を与えるものは同時に生命を奪うものでもあるのである。
- ④⑬ 佐藤光治郎伝『言行録』二卷一一〇六
- ④⑭ 金神ニ金乃神を大地のにがりに喩えることになる金光大神の大地の信仰の確認は、例えば渋川春海の「地チ体テイは重濁の滓にして、渾沌コンテンの内に凝り、至静、確然として易やすらず。よく空に浮んで墮おちず。」『天文瓊統コンケイ』卷一』『日本思想大系63』(岩波)という客体として確然コンケンとして変らぬという確認ではなく、人の神との関係の様相によって、渾沌へと帰る可能性を秘めたものと

しての確認であることは、以下の論述でも明らかになるう。

- ④⑮ 市村光五郎伝『言行録』一巻一四二
- ④⑯ 柏原と久伝『言行録』四卷二二五六
- ④⑰ 同右 二二五〇
- ④⑱ 池田支所提出資料(明治二十七年)
- ④⑲ 人間の身体が大地の神性である金の神によって作られたという金光大神の提示は、大地の治癒力への信仰へとつながる。時代の推移とともに忘却されていた理解のことは『言行録』から列挙して参考に付しておく。
- 「腹が苦る時は、山なら土を頂け、又川なら水を頂け。」齋藤宗次郎伝二卷一〇〇六
- 「此家の亭主(金光大神)は元は百姓じゃ。お前さんも百姓をしてお蔭を頂け。此家の亭主はなあ、はみ(まむし)に咬み付かれた時、お土を以て安心を得られたがなあ。皆の者も、お土でもお水でもお蔭を受けられるから、不自由はあるまあがな。」塩田茂八伝二卷一一五六
- 「神棚にすけた水でなければおかげはないとは言へぬぞ。道を歩いて馬の足形にたまった水でも頂けい。氣つけにしてやるぞよう。それもない時にはお土をつけておいてもおかげになる。」森政さだの伝三卷一七五七
- 「此から血留にする物のなき時は、土を付て血の止る様一心に頼み、天地の祖神の御蔭を直に受けなさい。」山本定次郎伝三卷一八〇〇

「氏子には土と水が葉じゃに仍て、山に行けば土がある。如何なる大した怪我ができても難有いと戴いて附ければ、直ぐに平ゆす。」柏原ト久伝四卷二三四

⑥0 市村光五郎伝『言行録』一卷三八〇

⑥1 『金光大神覚』(金光教本部)一四三頁

⑥2 世の狂いに関して『覚』のこの記述を解釈したものに、拙論

「維新时期における金光大神の視座」(前世)二七～三四頁がある。

また瀬戸美喜雄「維新时期における金光大神の信仰」紀要『金光教学』第一六号一三～一四頁もこの神伝に言及している。

⑥3 括弧内は、竹部真「靈驗随聽漫筆」(無路教養資料)によって

加えた。「何れの末へ……事である」は、この資料では「何れの末へにぐるとも、船に乗るとも、藪の中へにけても逆も及ばぬ事である。」となっている。

⑥4 三村サヨ伝『言行録』三卷一七二四

⑥5 齋藤宗次郎伝『言行録』二卷一〇一六。その他、この種の理
解伝承を二・三あげておこう。

「明き方明き方と言うて普請はしますけれど、明き方といふては、ありやませぬ。……ふさがりと言えば神様が御座るのじゃから御願ひ申して行けば楽でしょう。」近藤藤守伝二

卷九三四

「家相を見て、あいた方へする。その方は留守じゃ。ぐるぐるまわり居らっしゃるるすに建てておくと、まわって帰られた時には取りのけるかな。」田淵愛造伝三卷一四三六

「金光大神の御教には日柄方角も言はんが虚言もつかん。其れを易者や法者に頼んで年切り日切りをして金の神様の留守の間を狙うから叱られる。」藤井きよの伝五卷三六四一

⑥6 『尋求教語録』一八二

⑥7 白神新一郎伝『言行録』四卷二三七四

神の怒りと負け手^①

——明治六年十月十日の神伝をめぐって——

瀬戸美喜雄

はじめに

さきの拙論「維新时期における金光大神の信仰」^②においては、明治維新期の政治的・社会的変革が、金光大神の信仰に対して衝撃的に与えた影響と、それに対する反応としての金光大神の思想や態度を、主として対政治・社会という側面限定して論究した。もとより、それは十全なものではあり得ず、とりわけ、外なる政治・社会の動きに対応して、金光大神の内面に構築せられた独自の信仰世界にほとんど触れるところがなかった。

もともと金光大神の基本的行動様式は、政治・社会の動きに対して直接的に反応するのではなく、それが一旦求心的な神志向ないしは信仰原点への復帰を促すものとして受けとめられ、その志向の逆表現として、教義内容や信仰形式の転回、あるいは内なる政治・社会像の形成がもたらされ、前稿で述べた外なる政治・社会の認識やそれに対する実践的発言はさらにその結果であったものようである。そこでこの小論では、前稿を踏み台にしつつ、明治六年前後に新たに構築された金光大神の内なる信仰世界の内容と、その形成を促した諸動因を究明してみたい。その際、考察の中心に据

えるのは明治六年十月十日に金光大神が受けた、次に記す神伝である。

天地金乃神と申すことは、天地の間に氏子おっぺおかげを知らず、神仏の宮寺社、氏子の家宅、みな金神の地所、そのわけ知らず、方角日柄ばかりみて無礼いたし、前々の巡合せで難をうけ。氏子、信心いたしておかげうけ。今般、天地乃神より生神金光大神さしむけ、願う氏子におかげを授け、理解申して聞かせ、末々まで繁盛いたすこと、氏子ありての神、神ありての氏子、上下立つようにいたし候。^③

この神伝は、私見によれば、同じ六年二月に、金光大神の神勳差し止めと神前の諸施設の撤去とを大谷村戸長が命じたさ中で、信仰の要義を图示表現し、信仰者の心構えを示すこととして創出された、いわゆる「天地書附」と極めて深い内的連関を有している。すなわち、ある面では、天地書附が視覚に訴え直截にさし示してくる信仰の中身を、論理的に敷衍した性格のものである。両者は、かかる関連において、説明がとりすめられるべきであろう。

反面、天地書附が、専ら金光大神の信者を対象にし、かつ整序された表現をもつのに比して、十月十日の神伝は、むしろなべての世の人々に向けて宣示せられ、かなり荒々しい中身と表現とをもつ点に、おおいがたい特色がある。人間の本性、神性、神の意志、救済の方途等を関係をもつて述べ伝えたそのことばの底に、当時の社会が採択している路線や、やがて人間が陥っていくであろう混迷の実態に対する哀れみ、怒り、もどかしさが、交錯して波打っているように思われる。

従来、この神伝は、天地金乃神という神名の確定と、それに伴う神徳の開顕をなしたものと意義づけられてきた。^④ そのことは、金光大神が明治七年ごろ、参拝してきた人々に語りかけたという、次のごとき言辞によっても裏付けられよう。

「今迄は金神を信仰して道を起すものがない。此度は、丑寅きもん金神と言ふことをかへて天地金乃神と言ふことになった。」^⑥

「金神と言ふ事はおはやしになった。曆にも出はずまい。お咎めと言ふ事もなくなった。(中略)」其後参りたる時、天地金乃神云云とありたり。^⑦

筆者も、基本的な見解としては、上記の意義づけに異をさしはさむものではない。ただ、神名が確定したという事実よりも、神名が確定するについてその過程に何が問題化され、確認せられたかという点こそ注視されるべきことと思う。いうなれば、当時の時流に押されて「金神」の呼称が無下に改変されたのではなく、逆に、「天地金乃神」なる神名が打ち出されるについて、先述の神伝にうかがえるごとく、「金神」の地所、「金神」への無礼などのことが、重要なポイントをなしていたのではあるまいか。本稿では、以上のごとき予見に立って、晩年の金光大神が把握していた神、人間、それをとり結ぶものの関係を闡明することを企図し、その視点の限りの内で、前掲の神伝を考察してみたい。

なお、かかる考察を行わんとする意図について、若干付言しておきたい。金光大神の研究は、単に幕末維新时期に生きた古い一人物の言動を考証する研究ではない。そのような意図・方法で研究が行われることがなくもないが、筆者の意図とははずれている。思うにそれは、現代人の求める価値と金光大神の掲げた価値との切り結びの上に成立する、すぐれて現代的な課題にもとづく省察でなければならぬ。

すなわち、一つには、今日までの教団レベルにおける教義形成が、明治以来の近代化、文明進歩の路線に対応し、もしくは追隨して行われてきた事実には照らすとき、今日の自らの信仰の向かうべき方向を見定め、新しき教義を模索せんとする志向性にとっては、金光大神の信仰の原点に立ち戻って探求をすすめるを得ないところがある。

二つには、未だ内実が定かにはつかみがないながらも、近代の超克と呼ばれる課題、あるいはやや違った趣でエリア

一デが「歴史の恐怖^⑦」と表現したところの、歴史の創造者であると自負する人間が歴史の破局をいかにのりこえ、もしくは耐えることができるかといった課題を、自らも把持していきたい。そのためである。本稿では未だ論究しがたいが、信仰にとつての「歴史」の意味は、筆者にとつて問われるべき課題でありつづける。

一、金神の地所

幕末から明治の初期にかけて、金光大神の住む備中の国近辺では、さまざまな金神像が重疊して人々の意識に結ばれていた。それは誰からともない伝聞を主要な手段として、それぞれの思惑や利害をからめて、次第に人々の意識に定着したものであって、次のごときことばの断片となつて後々の人々に語り届けられてきた。

- (1) ……三年ふさがりとか、或は丑寅未申とか色々に言ふて……。又は繩を引き、場取りとか、色々に、何時から何時までは留守と言ふて……。^⑧
- (2) ……金神のたてこみ、地がおどろくから家の内におどろき(不幸)があるとはかり言ふて……。^⑨
- (3) 人々は、「金神と肥担桶とは逃げて居れば善い」と言ふて(神棚に)祭りもせず、只だ庭の柵のはしに祀りまして……。^⑩

人々が金神として意識にとどめた神は、まず何よりも最初の伝承資料が物語っている方位の神であった。この神のとどまる方位を犯して建築・嫁取りなど行えば、その祟りは、一家に七墓つかすまでに及ぶとされるのは、周知のところである。世の人々は、陰陽師、修験者、方位家などの説く「三年ふさがり」「丑寅未申」を忌むなどの言説に生活の基

底を委ねつつ、明き方や、「場取り」などの金神除けの儀法にすがって、祟りを避ける僅かな手段となしていた。

他方、生活の各部分で、状況に応じ、あるいは機能に応じ、「まわり金神」「日々金神」「たてこみ金神」等多くの分化した金神も現れた。とりわけ、方角や敷地との関係から概念的拡大をみたものか、金神を土地の神とみる觀念は広く一般に普及し、金神のもう一面の主要なイメージを形成していた。土木工事をおこして不用意に土地を騒がすこと、屋敷内に四つ足類や不淨物が埋もれたり、ある方角に便所、立木の存在するなど土地に不淨を犯すことは、土地の神、金神の祟りを招く所以であるとして、忌むべきこととせられた。

第三番目の資料が伝えるたぐいの金神は、その祟りをなごめんがために家屋の一角、屋敷の一隅の小祠等に祀られていることを特色とする。その多くは、民間信仰と習合をとげた金神の姿を示している。金神説の一般への普及は、例えばみさき信仰と習合して、みさき金神なるものの形成をみた。さす神、屋敷神、土公神、荒神などとの習合もしばしばみられたが、いずれも、その神のもつ祟り性が、金神のそれと共通するが故であった。

かかる広範な生活部分にわたって存在する金神への恐怖に対処するため、人々がよるべとしたのは、修験者等の専門宗教者の祈祷や繁雑な習俗形式であったが、しかしそれらをもってしても、いかようにも金神の祟りと思念される因縁めいた不幸の連続から逃れえぬ人々があった。そこから幕末期にいたって、専門宗教者の金神忌避志向とは逆に、居直りに金神との関係を深め、戒律的な自己規制を履行することに活路を拓こうとする金神信仰者の一群が、民間のレベルから出現した^⑩。彼等は、進退窮まった状況下で、「叱られる力のある神ならば、助ける力のあるものに相違なし^⑪」との裏返し^⑫の論理を、ほぼ共通のばねとして、金神との新たな対応関係を開き、その祟り性を守護性に転換させていった。倉敷周辺の楠木屋・小野某、紋十郎、小野うた、香取繁右衛門等の名がそれとして知られており、金光大神も基本的にはその系譜を継ぐものであった。

ところで、ここで論及しようとしている明治六年といえ、金光大神が金神信仰にとり結ばれてより十数年経ている。

最初のうちは、先駆の金神信仰者から伝承した信仰意識を脱しきれなかった金光大神も、次第にそれを離れて独自の信仰内実を形成してきていた。

「こう言ふ所に井があり、水神のとがめに逢うて眼が痛からうが。こう言ふ不浄をして居り御無礼をして居るから。どう言ふ方角へ嫁に行て居らうが、それをお詫を申してお断りしてやるから、お前も日日信心せよ。」と仰せ居られたるが、後には左様の事は言はず、「信心さへして病気が治ればよからうが。めぐりやとがめを言ふ事は無い。信心さへすればよい。何も言ふ事はない。」と仰せられたり。

こうした転換は、文久年間を最初の転機としてそれ以降のことであり、世の金神観を斥けて、日柄方角に拘泥せぬ、より自由な、より主体的な金神との関係のとり結びを人々に訴え続けていた。

けれども、時代状況としておさえるとき、明治六年十月という時期は、金神の名を世に向かって打ち出すこととつて、ふさわしい時期とはいひ難かった。

まず第一に、金光大神の説く「金神」が正当な理解を得るには、長年人々を呪縛してきた世俗の金神観は余りにも根深いものであった。すなわち、「大谷の金神」と通称された金光大神の信仰をみる世間の眼は、概ね、次の資料が語るところ、冷ややかなものであった。

昔、教祖様の御時代は、金神様へ参ると言へば、それを聞く人の中には身震ひする様に大層恐ろしかったものもありました。それで大谷へ参るのでも、かくれて参るやうな人がありました。

金光大神と無縁な人々にとっては、大谷の金神はその名を聞くだけでも疎斥するに値するものであったし、信仰関係をとり結んでそこに参ってくる人々でさえ、何か世間に対して後ろめたさを隠しきれないでいた。もともと人々が金光大神のもとを訪れる事由の一つには、「金神のことは、大谷の金神様に頼めば何とかなる」という意識があった。その限りでは、大谷の金神という呼称は、それなりのメリットを有していた。しかし、その意識は当人にとっては切実なものであっても、いや切実であればある程、かえって金神といかなる形にせよ関係をもった事實は、世間の眼には、さうしがたいものであった。けだし、家の不幸自体が、世間的に恥ずべきこと、隠蔽すべきことと思念されていたからである。結局、いずれの人々にとっても、金神の名は、社会的存在性を主張する上からいって、積極的メリットを有するものではあり得なかった。

第二に、金神の名を宣布することについてのマイナスの要因は、維新政府によって文明開化路線が敷かれたことに伴い、極度に増大していた。明治五年十一月の改暦にもとづいて、曆本に「歳徳金神日ノ善悪ヲ始メ中下段中掲載候不稽ノ説^⑤」を記載することを禁じた太政官布告が、備中の小田県下に触示されてきたのは、翌六年一月のことであった。さきに神道国教化政策によって受けた布教資格の停止、布教施設の非合法化に加え合わせて、官憲及び近隣の金光大神の信仰に対する淫祠邪教規は、一層衆盛の度を深めることとなった。圧倒的な文明開化のいわば近代性拡散政策は、その矜持とする普遍性によって、民衆レベルでの諸々の営為を「旧弊」として葬り去ろうとする意志をあらさまに示した。以上のごとき金神信仰をとりまく時代的な背景に照らしてみると、多くのマイナス要因が充溢する状況下であえて金神の名が打ち出されねばならなかった必然性を問う問いにとって、次の神伝の一節が、極めて示唆に富んでいることが諒解できよう。

日天四、月天四、丑寅未申鬼門金神、日本に知らん人なし、おかげうけた者もなし。

すなわち、金神の名は普く人口にのぼっている。しかも、金光大神からみれば、その神性が誤認されていて、その神と真実の關係をとり結んだ者がほかに存在していない。その二つの事実に立つとき、金光大神は金神の名の普及を積極的に利用しつつ、金神の眞の神性を世に打ち出す必要を痛感したのであろう。

そうとして、「神仏の宮寺社」さえも、みな金神の地所であるとの言明は、一体、何をわれわれに告げようとしているのであろうか。この言明は、金神を土地の司掌神とみる世人の一般的理解と、何ほどか軌を一にしているであろう。にもかかわらず、かかる一般的理解では覆い尽くせぬ、ある主張が潜んでいることも確かである。そこで、金光大神が世に打ち出さんとした金神の眞の神性とは何かが、ここからさらに問われねばなるまい。以下、金光大神が具体的に説く金神の姿を、その教説の中にかがっていくこととする。

まず、金神を方角、日柄にまつわる祟りの神として、それを避け、それを封じようと傾倒する人々に向けての金光大神の語りかけに聴き入ってみよう。

明き方明き方と言うて普請はしますけれど、明き方といふてはありやませぬ。人でも留守をねらふて見なされ、よき事はありますまい。家内が夫の留守を狙ふはろくな事ではありません^⑩。

金神を忌避せんとする態度は、金光大神の見地からすれば、神の留守を狙う行為にほかならなかつた。それは家庭の背信行為にも譬えられ、あるいは「丁度目くらが目明きの前を忍ぶやうな」^⑪事態にも擬せられた。

かく金光大神が力をこめて説く根拠は何か。ある日の次に掲げる金光大神の説諭は、その根ざしているものの一端を呈示しているであらう。

曆を見などは言はんど。曆を見て行くならば曆の通りにいくがよし。曆は年年に変わるもの。明いた年があらば、塞がりがある。何事にも曆を見て、明いた時にした事は塞がりの来た年にあたりがつくぞ、にげてもにげられん事があるぞ。²⁹

人間は、曆法によって年毎に明き方と塞がりの方角を定めるが、曆法で定められたとおりに、人間の吉凶が動いていく保障は何もない。それは人間の臆断にすぎない。またたとえ曆どおりに事態が動くと仮定しても、一年より大きい天地の運行のサイクルで事の判断をしたとき、金神よけのせっかくの曆法の便法は、たちまちその存在根拠を失う。そうした人間の勝手に構築したものを抛り所とすることの無意味さを提示することに、金光大神の眼目があったらう。次のごとき教説も、据えられたその視点は一貫している。

かじきとうをたのみ、人に拜んで貰へば、其日ばかりの事なり。じゅんさをたのみて立番のけいごあるとも、其日ばかりにて、翌日は帰る也。³⁰

金神に関する専門的な知識と儀法を独占していた既成の祈祷者群を頼んで、いかに嚴重に金神封じを行ったとしても、それはあたかも巡查に警護を頼むのと同様、その日限りのことではないか。金光大神は、そういうものにすがって身の安全を獲得せんとする人間の自閉性をあらわにせしめるのであった。それは祈祷する者、祈祷される者を含めて、およそ人間たるものが依拠しようとするものに対する厳しい問いかけであった。

他方、金神を、不浄・穢れを忌む土地の神とみる意識に対して、金光大神の説諭はどうであったか。

いかなるをふだでも、をまむり(土)でも、けがれてをるものも、川(川)いながすはそまつになる。日(火)でやけば、つみけがれはを(お摩)はやし也。つまるところは、地にをさむるのほかはなし。^②

地の神は、昔から穢いものばかり被って居るぞ。^③

破棄するとそまつになると観念される神札・お守りや、逆にむやみに地内に埋めると不浄を犯すとされる汚物などは、穢れを忌んで、焼いたり、明き方の地に埋めたりする。しかし、それとても結局穢い物は土地に託したことになるのであり、金神の土地に対して、穢れを犯さぬよう意図する行為自体が、自己撞着をきたす。そればかりか、金光大神からみれば、金神は、世俗の通念とは逆に、むしろ不浄、穢れの真っ只中にあるとされる。^② 世俗の金神観は一八〇度逆転されて、金神とのかかわりで開かれた世界は、むしろ穢れ、不浄の渦まく只中にある、と告知せられる。いわば、金光大神は、俗なるもの、不浄なるものと隔離することによって聖の世界を設定しようとする世間一般の聖俗観念に反して、俗なるもの、不浄なるものの根底に聖なる存在を発見しようとしているように見える。いずれにしても、金神を土地の神とみる一般通念から出発しながら、そこに盛り込まれた意味内容によって、古い通念の皮袋が自己破壊されてしまいうり様であった。

以上みてきた金神についての金光大神の教説は、その特徴を次のごとくとりまとめて指摘してよいだろう。

すなわち、金光大神の視座は、金神およびその具象としての方角、曆、土地等を対象的に問題視するところにはなく、むしろそれにかかわる人間、とりわけ、金神を避けようとする人間の意識や所業自体に問題性を看取しつづける。かの曆の中・下段に記載された金神忌みの俗説のごときは、維新初期に奔流のごとく移入された先進西欧文明の科学的知識に照らせば、荒唐無稽として葬り去られるはずのものであった。その点からいえば、金光大神の知識自体は、「蒙昧な愚民」の領域を出るものではなかった。けれども、曆そのものを知的に問題とすることはできない代わりに、曆に^④

かかわっていく人間の生存様式を鋭く突いた。つまり、天地自然を自在に操作しようとする人間の狭量な臆断や所業を鋭く問題とした。そしてその臆断や所業は、曆にかかわって端的に露呈はしているが、曆に限らず、人間の他の生活部面一切に亘って問題化されるべき性質のものであるだろう。さらに、愚民視された人々にとっての問題であるにとどまらず、却って愚民視する文物の中にも根深く横たわる問題性であるだろう。

したがって、金神にかかわって、金光大神は、習俗になじんだ人々に覚醒を促すと共に、国家権力による強圧的な文明開化策及びそれに迎合する世間の風潮とも対峙しなければならなかった。

日の大御神をランプの、提灯のとあざけり、「月の神、金神もあるものか、御かげもへちまもいるものか」と理くつばかり……^②。

なに、おれが目が見へるのじゃと思ふから、(日の神を)ランプじゃ、きかいじゃと言ふが、吾目が見へるものなら、御てらしはいらぬのじゃが、夜が明けねば見へぬと言ふ所へ気が付かぬのじゃ^②。

たとえ、日の神、月の神、金神の名を、文明開化の波によって曆本や人口から抹消することができるとしても、金光大神が指摘した人間存在に随伴する問題性は解消しない。人間が天地を支配し、天地をすっかり物化し尽くすとき、天地へのまなざしが変わり、「天地の間に氏子おって」という広遠な視野の存在感を喪失することは明らかである。のみならず、上からの独善的地ならし的な開化は、民衆的地平における歴史的連関を切断するが故に、人間自体を空洞化させずにはおかない。この重い問題性の故に、金光大神は、圧倒的な負の状況下にもかかわらず、金神の名を、世に逆らって確認し続けざるをえなかったといえよう。

以上のごとく、金光大神が地上を、みな金神が貸し与えている「金神の地所」と意義づけたとき、同時に、人間の土地にかかわる自己中心的判断、とりわけ策を弄して金神を避けようとする人間の意識や所業が、避けたい人間の「無礼」として問題化されている。では、それが避けられぬとすれば、人間は金神といかなる関係をとり結ぶべきか。とりわけ、金神の通有性とされる崇りや怒りを、金光大神はいかに観じて、人間と金神との関係を語り出しているのであるか。その関係のとり結びにこそ、金神が「無礼」を指摘することの本意が存在するのではなからうか。次節では、そうした点について考察をすすめてみよう。

二、無礼——金神とのかかわり

崇り、怒りの神として金神が意識されるとき、そこには、神の意志性が色濃く浮き彫りされてくる。また、それだけ、人間のあり方が積極的に問題化されるであらう。一つの意志をもってたちあらわれた神に対する人間の現実を、金光大神は「無礼」なることばをもって言い当てた。以下、無礼の意味する内実について論述をすすめてみたい。

無礼とは何か。一般に無礼の原義は、礼すなわち、人間の守るべき道にはずれること、とされる。金光大神にあってもそれに従って、本来あるべきものからの離反、乖離を、無礼と一応意義づけることが許されよう。

では、いうところの本来あるべきものとは何か。金光大神にあつては、もとよりそれが生涯不変ではなく、いくつかの異なった姿で立ち現れている。

「無礼」が金光大神の一身一家にとって決定的な問題状況を呈示するのは、四十二歳と四十五歳の時点である。

手短かに概述すれば、四十二歳の金光大神にとって、本来あるべきものとは、実意の限りを尽くして遵守せんとした、金神の掟たる日柄方角であったことは、容易に首肯できよう。そしてその日柄方角なるものは、金光大神がそれに対し

た対し方、逆にそれが金光大神を規制した仕方から考えて、倫理的な究極の指標、つまり「善」としての意味をもつものであったといえよう。したがって、意識されるかぎりでの最高の善行からの離反感が、四十二歳の「金神への無礼」意識の定着にとって主要な役割を果たしたといえる。次のごとき金光大神の後年の、述懐ともとれる教えは、その辺りを暗示している。

方位方角を行ふとすれば、毎日時刻ある限り、磁石持詰め、見詰めする（のでなければならぬが、そういう）事は仕て居らん。……何程貴い行いをするとしても行はれん。^⑧

次に、四十五歳の金神への無礼意識は、宅地に四つ足が埋もれたという土地への不浄感を中核にしているだろう。したがって、本来あるべきものとは金神の掟たる土地への清浄性であり、それがもつ信仰的意味合いとしては、「聖」なるものの措定の要請であった。けれども、四百数十年以前に屋敷内に四つ足が埋もれたという、抜きさしならぬ神からの指摘によって、清浄を保つという形における聖の場は、金光大神にとって望むべくもなくなった。結果は四十二歳の時と同様、本来あるべきものからの絶対的な離反感が確認せられたのである。

なお、「無礼」意識については、四十二歳、四十五歳に共通して指摘し得るいくつかの特徴が見られる。^⑨ その一つは、人間の存在が無礼とみえてくるについては、視野が全存在的、かつ全生活的に拡充されている点である。一部分や一時の生活行動が問題意識にのぼされるのでなくて、存在自体が、これまで生きて来た長い過去を挙げて問題となるとき、自己の無礼さが認知される。四十二歳の折には、四十二年間の金光大神の全生涯が、四十五歳の際には、何百年間という家及び先祖のあり様が問題化されたごとくにある。

二つには、無礼の意識が、絶望の生存状況のさ中で生起している点である。既存の存在様式が行き詰まりに逢着し、

それに対して何ら手だてを講ずることができない極限の状況で、人は、本来的なるものからの離脱を確認せしめられる。陥るべきところへおちきつていく、その回帰的な確認が無礼である。それ故、それは結果的には、ほとんど例外なく次の決定的な転回のための原点となっている。

第三に、無礼なる意識は、死、滅亡、断絶などといった暗い、カオス的なものと同居している。それは金光大神の四十二歳で問題となった「亭主の死」「家の滅亡」、四十五歳での「二屋敷共つぶれ」、「子孫つづかず」などということばが指し示す世界である。けれども、見方を変ずれば、かかるカオス的なものこそ、人間誰しも決して放すことなく深く意識下にとどめており、したがって生が基本的に規定され、かつ根づいているものである。その事実を認めるか、あるいは悲しいまでに、その基本的規定を無視し、あるいは他人事とみなし、あるいは排除しようと試みるか。金光大神の場合には、人間が手だてを講ずることも、責めを負うこともできない、かかるカオスの世界に、その身を投げ出すということがあるばかりであった。

以上のごとく無礼についての前提的な理解をした上で、では、明治六年の金光大神にとって、金神への無礼として語り出された中身は何であったか、それを教説によって具体的にみている。

○

人間の金神への無礼が指摘される時、そこには、先にもふれたように、神の強い意志が裏付けとして存在している。そのためか、金神の神性は、明治初期から金光大神の晩年にかけて、かえって一そう峻厳さを加重しているように見受けられる。

金神の御土地に無礼粗末をすりゃ、地に動きを付けるぞ。地に動き付くに依って、大の柱の亭主が倒れたり、死んだりするのだ。^⑤

地あたりをつける。大じしん。二丈そこからうごかす。地ばかりでなし、空中までうごく。……天あたりをつける。大あめをみよ。人をころしてある。……今日様もあたりをつけるとの事。大ひやけをみよ。^④

これが自然現象であるのか、神の意図によるものか、その今日的詮索は、あまり必要でもなく、重要でもない。ただ、いずれにしても、それは人間にとって「あたり」なのであって、そのあたりとの関係の中で人間がどう生きるかが、金光大神にとっては大事なのであった。

また、いわゆる裁伝^⑤の中で、直接的に神の怒りが厳しく吐露されることは珍しくなかった。

片岡（次郎四郎）師、大谷へ参りたる折に、教祖より御裁伝あり、「神の言ふことを聞かねば、明日の日にも取り殺してやると言ふておけ」とありたり。明治五年以後、才崎（片岡師）が取次をせられ出してより後のこと。^⑥

こうした金神の厳しい意志は、世俗の金神説が伝える金神の祟りと、何ら選ぶところはないかのようにみえる。が、その微妙な差異について金光大神は、信者の一人に、

唯無礼せぬため知らせてあるとのことなるに、唯恐れることばかり言ふなり。^⑦

と語った。神からは、人間の本来の姿からの離脱を教える意図をもって働きかけるにもかかわらず、人間の側では、それを恐怖し、忌避することのみ傾注していると。あるいは、

金神様を非常に恐れるが、恐れることはない。しかるのではない。お蔭を授けんがために、しかるのじゃ。^⑤

と。ここには、「おかげ」と「叱り」という反対状況の同時存在がみられる。これを、魅惑と畏怖という反対感情と読みかえてもよからうが、それはオットーが指摘しているように、およそ聖なるものの基本的モチーフであるだろう。叱るほどの神は、かえって人間にとって実在であり、他者であり、威力である。そうしたものに触発されることなしには、人間は聖なるものと交わり得ないであろう。

だが、大多数の世人は、このように金神を恐れるなど論されても、恐れてしまい、方角日柄に象徴される自己中心的な生活の営為の無礼さ、無意味さを指摘されても、自己への愛着からそれを捨て去ることができない。大方のそうした凡俗な人間に助かりはないものか。金光大神はそうした人々に、いま一步踏み込んだところにある別の世界を指し示す。

普請作事、あるいは縁組転宅をするに、金神様にお障りなきようとお願申すは違なり。障りてお護りあるようにとお願申すはよろし。お障りなきようと言えば、何事も致さぬより外なし。^⑥

金神の護りをうけようと思えば、叱責を忌避するのではなくて、目をつむっていま一步踏み出し、叱責されてもいいと居直って、金神にすぎり込んでみるがいい。いっそ、金神を回避しきれないという立場、これを人間の側からいえば、自己の力量で何とか善処することをあきらめる立場に、捨て身で立って、金神にさわってもらうしかない、そこに生の抛り所を置くしかない。

いま、人間が存在的に規定されており、人間の生存および生活が究極的にはそれとの関係のありように帰結せしめられるようなものを、仮に「原抛」と呼ぶならば、上述の無礼あるいは叱責などということばをもって金神が告げるべく

意図しているのは、まさにその原拠への気付きであるというべきである。そこでいうところの無礼は、日柄方角など人間の見える領域でのものに対して、見えざる基底の領域での人間のあり方を指している。

その原拠を明らかにすることによって、次の指摘は甚だ示唆に富んでいる。

聖とはこの場合、神聖崇高それ自体といったものではなくて、卑賤、汚辱、犯罪など暗いものと切り離せない根源的特質の形容なのだ。人間存在のこういう両義性が露われたとき、人間は根源的なものに近づいている。そこに神話への通路がある。

聖と俗の両者が切断されるとき、信仰のダイナミクスは失われてしまう。聖が俗を支える根拠であることも成り立たなくなる。生が死に根づくと同様、聖は怒り、怨念など俗悪なるものを内に含んでおらねばならない。金神、無礼といふことが浮き彫りにする神異、人間の死、怖れなどといった反秩序との関係を遮断した、聖のみの追及をこととした生存は、空疎な世界へ自己転落するほかない。「非日常的契機の介入によって、かえって日常の生が根源から強化される」といわれる所以である。それは単に生活上の聖と俗との関係の問題にとどまらない。人間の聖なるものへの関与の仕方、もしくは今日の人間の存在根拠を問う問題でもある。人間が「人間的なものを超え、人間を人間性のなかから奪い去る力」と直面することなしには、自己の存在確認は、極めて自分勝手なものに終わってしまうだろう。原拠に耐えて立つとき、人間はかろうじて、すべてにわたる人間中心的な判断を中断せしめることができる。人間の原拠に気付くとき、人間は、今まで内に隠れた未知の真実のわれを、自己開発することを得さしめられる。

そうした原拠への気付きを一そう端的にせまっている金光大神の教えをほかにも一、二掲げておこう。

金神の神を除けようと思へば、御土の無き所へ家を立てるよりしかたが無いわい。^④

「さわらぬ神にたたりなし」とは堂宮の神なり。大祖神御三方様は、さわらぬとは居られぬなり。三千世界は一戸一戸にさわりたまふなり。^⑤

人々の恐れ避けようとしている金神のさし示す世界に深く関りをもつことこそが、金光大神の説く新たな人間の生き道である。そうした逆説が成り立つのは、人間が無礼とされることが、金神のうちにすでに包摂されているという、そこでの金神と人間との関係によるものである。

かかる意味で、明治六年の金光大神にとって、人間の「金神への無礼」の内実は、人間の回帰すべき原拠からの離反であるという意味付与されよう。

なお、上述のごとく、金神に対する人間の無礼を確認したことは、金光大神が、日常の世界で強烈な存在主張を行っている政治・社会の動向に対峙する自己の拠り所を、獲得したことを意味するであろう。それは、開化路線の標榜する圧倒的な合理的普遍性を擁護するに足る、それとは異質の非合理性を信仰の中核として神の意志において再確認したが故である。日常的世界においては、極めて控え目な金光大神が、非日常原拠に立ったとき、何物も恐れぬ神意の伝達者へと化身する構造も、それ故成り立つのである。

三、天地乃神のさしむけ

この節では、天地乃神より生神金光大神がさしむけられた必然性と意味を問うてみよう。

天地乃神が、いかなる神性をもつか、それについて語られた資料は、比較的少ない。その上、その神名の出現に時期

的限定のあることや、未だ十分な諒解を得ることのできない資料の存在するなど、不明な点も多い。^④いま、金光大神が残した教えの中から主なものを摘出すれば以下のとおりである。

天地乃神は世の親神、天地を丸生かしに生かし下され、一目にお守り下されてある。^④

天地乃神は、病へなをしの神でもなし、方除の神でもなし。生死とも主宰の神じゃわいな。^④

天地の神は何処にでもござるから、一心に頼みさへすれば、おかげは立つ。^④

天が下の者は皆天地の神様の氏子ぢやろうが。天が下に他人はない。^④

肉体の方は地からおさづけ下されてあるのじゃ。御たまは天地の神様から御与へ下されて……。^④

天地乃神にはお上もなし。その方にはお上もあり……。^④

誤謬を恐れずに、ここに掲げた限りの資料について推察するならば、天地乃神とは、天地に生息するものに生命を与え、生死をつかさどり、天地に遍満して天地を丸生かしに生かす神といえよう。とりわけ、前述の金神との対比において述べるならば、金神が、人間の内的な意識、態度、生き様と緊密にかかわって働きを示現するのに対し、天地乃神は、およそ人間および人間をとりまく諸規定を超越して機能する神とみられよう。^⑤それは、従来、民間および金光大神自身の意識のうちにあった日子天子、月天子の神性が継承的に整序されたと見なしうる可能性もある。

一般に太陽のシンボリズムは、父性、自律、知恵、平等の恵みといったものであり、月のそれは、誕生、水、植物、女性、死等である。金光大神の理解においてもほぼ同様に、天地乃神は、これら諸要素を兼具し、外から平等な、主としてプラスの力を人間に付与し、その生存を成り立たしめる神と認識されていたといえる。

そうとして、かかる天地乃神が生神金光大神をさしむけるとされるのは、いかなる必然性あつてのことであろうか。

前節で述べた、人間の金神に対する無礼、つまり金神からの逃避という事態は、金光大神が人間のここまでの生存を一種の歴史的感覺で捉えたとき闡明されたところの、およそ天地の間に生息するすべての人間に等しく妥当する事態であった。それは「天地の間に氏子おっっておかげを知らず」と顯示されたことばの明白に物語るところである。かかる絶対的ともいえる金神と人間との断絶は、明治に入つての「世の狂い」、金光大神の信仰を庄殺しようとする思潮と共に一そう明確に認識せられるにいたつた。そこでの断絶は、もはや接続し得ないほどの質と量とをもつ。かかる人間のおかす無礼の責めを誰が、どう負いうるか。人間をそのもとづくべきところへ、どう立ち戻らすことができるか。

神の意志からすれば、もとよりそれは、金光大神を措いては外にあり得ない。先にもふれたごとく、多くの人間は無礼の指摘にもかかわらず、一そうつきすすんだ助かりに至ろうとしないからである。また、金神の意図を真受けに受けて金神の中へ無条件に身を任せきることは、かつて四十二歳、四十五歳の折、金光大神が体験し体認したところであつたし、人間のもとづくべき原拠を明らかにしたのが、ほかならぬ金神との関係における金光大神であつたからである。

しかしながら、一方で人間に対する怒りをもつ神があり、他方で、神から人間のために生神金光大神がさしむけられるという異常な事態であるだけに、さしむけは複雑な様相において示現する。

まず、それを神の側から捉えるとき、怒る神は他方でみずからとりなす神としてあらわれる。

此金神を皆のものが恐れるが、恐れる神じゃない。此度は神が負け手を出して、此家の亭主（金光大神のこと）を以て世の人を救うてやるのじや。^⑤

神はみずからのうちに、怒りと、とりなしとの矛盾した両極面をかかえこもうとする。そのためには敢えて神みずから敗れ去っていかねばならない。神が自ら舒緩している形式をもつ右の資料は、それを伝えた伝承者の信仰経歴も、時

期も、その背景も十分定かではないが、神が生神金光大神をさしむけるに際しての、みずからの内なる悲痛さを伝えたもののように思われる。

第二に、さしむけは、金光大神にとって何であったか。「神の役割を己れに引き寄せることによって、最後には神の存在の中に吸収されて了るという希求、これが外見上の神の怒り、神罰のまことの意味であろう」と述べる高橋英夫の言に従えば、金光大神は、みずからを神の意図の中に没入させ、その意味で神の怒りを成就させるしかない。従前の金光大神の立場、すなわち、信者達にとっては信仰の先駆者もしくはモデルタイプ、神にとっては「天地のしんと同根」という立場を離れて、神と人間との間のひき裂かれた両極に対する使いとして、さらにいえば、神の贖罪的な身代わりとして、その働きをなすことになる。神はその悲痛な立場を、「氏子を助けるため、神が身代わりにさせる」と伝えたいといわれる。

なお、「氏子、信心しておかげうけ」なる本稿冒頭の一節は、右のさしむけの趣意に照らすとき、氏子の今後一その信心を促す命令文調の説諭と読解すべきではないと考えられる。「これまで、金光大神も含めて、氏子がみずから信心しておかげをうけてきたのであるが、今後は、神から生神金光大神の働きをさしむけることにおいて、おかげを授け、理解申して聞かせる」との文意の一端と解すべきであろう。

さしむけに関しては、第三に、金光大神の生まれかわりの意識にふれないわけにはいかない。金光大神は、明治六年旧二月、神から生まれかわることを促され、産湯、迎え湯と意義づけた沐浴を行っている。また同年旧十二月には「天地金乃神様おさしむけ、酉の年生まれ、一才」と、生まれ年、年齢の改変にまで及ぶ再生の実際を記述している。前述の神の身代わりに立つ意識の基底に、人間としての精神的な死および蘇生を自己確認していることは、注目されてよい。さらに、金光大神の家族による次の伝承資料が伝えるのは、もっと苛烈な死の意識である。

生き神とは神より許されたり。それよりは、「神と許されてよりは、人に姿が見えてはいけぬから、明日の日に姿を隠さうも知れぬ」と仰せられ居たり。^⑤

この、神からさしむけられた生神金光大神としての死への意識を、先に引用した「天地乃神は何処にもござるから」という資料に重ね合わせて読みとるとき、神のさしむけとは、人間の形を隠して、何処にでも人間の救いに赴くことができることを、峻厳な内包として包含している。したがって、精神的な死にとどまらず、肉体的死をも辞さない決意に支えられて、さしむけが存在したことを看過することはできない。

なお、ここで確認を怠ってはならぬのは、神からさしむけられた生神金光大神は、人間金光大神にとつては、いわば新たな原拠であつたという点である。それは、肉体や日常生活の中に恒常的に自己規定されたい非具象性をもつだろう。金光大神がみずから「御祈念には『生神金光大神様、生神金光大神様』とくりかえし」^⑥唱えた後、願いごとを奏上するという一見奇妙な事態がおこつたのも、そのためである。また、そうした非日常的原拠を離れたとき、「私が何の神であろうぞ。私は何も知らぬ土を掘る百姓であります。」^⑦「わしは肥担ぎじゃ。(中略) わしはほんの神様の番人の様なものであるから、わたし達に頼んだからとて、御蔭は頂かれはしませぬ」と恥じらいながら述べる金光大神があつたのも、それ故である。

原拠の世界は、決して日常化されることはない。日常化されたときには、それは原拠たる本質を失う。しかし反面、原拠は、日常性と遊離するとき、その存在意義を失う。それ故、原拠と日常との行きつ戻りつの中に、両者はかろうじてそのあるべき関係をとり結ぶことができるだろう。

四、天地金乃神の顕現

金神と人間の關係、そこに天地乃神より生神金光大神がさしむけられてくる状況をここまで論及してきた。天地金乃神が、これら金神と天地乃神との総称であることは、冒頭の神伝によつても、「天地金乃神と言ふは、日月金乃神と言ふのをつづめて申し上げるのじや」との伝承資料によつても、ほぼ明らかである。改曆以来の金神という神名にまつわる世間の疑惑の広範な生起と、日天子、月天子についてのきかい―物質視の風潮の蔓延は、かかる総称を促す一大契機であつたらう。

しかしわれわれは、これを単に旧神名の総称としてすませることができない事態にさらされている。その第一は既述のごとく、天地金乃神という神名の中に、金神に対する人間の無礼と、金神の怒り性が確認されていること、第二には、怒りとそれをとりなす二つの矛盾した働きを包摂して神名が成り立ったということ、これである。

前者は、人間が抜きがたく臆断にとらわれ、原拠から遠ざかつている無礼の実態が、天地金乃神の金神性をもつて現るみに出されることを示している。さらにいえば、天地金乃神は、何よりも宿命的ともいえる人間の無礼に向かつて出現する。それ以外のところで神が人間を支え、励ますことはあつても、基本的なものとはいいがたい。その意味で、金神がそのまま天地金乃神の中身を形成する。かくて天地金乃神と改められた所以の一つは、その金神性に負うてゐるだろう。

後者について付言すれば、世の多くの例にみられるごとく、金神を悪神と忌避しつづけることも、その悪神性を單純に福神化してしまうことも、金光大神にとっては、天地金乃神の神性の矮小化に外ならなかつた。天地金乃神が天地をまる生かして生かす神という場合にも、正の価値と負の価値、善と悪、美と醜、聖と俗を問わずすべてを支えている根源の神としてそうなのであり、それ以外に根源としてのありようはあり得ない。もし天地金乃神の基本的神性を、端的

に、人間への「可哀そうな」思いだと措定するならば、その思いは、限らない人間への怒りと、限らない人間へのいづくしみを、内に潜めた悲痛さを表現しているものと解されねばならないだろう。

いづれにしても、明治六年の神前撤去を機に、金光大神の神観が、急速な拡充と整序をみたことは疑いがない。世の改変をにらんだ信仰の改変にあたって、神の怒り性への回帰が打ち出されたことは、注目されてよい。天地書附について「お書き下げを、天地金乃神と神号改りし時、名拡めの様にして参る人ごとに下されたり」と伝えられているのは、右の事情と符節を合わすかに思われる。

金光大神は、かつて参詣の者に、

「『天地金乃神と氏子の間柄の事を、金光大神、参つて来る氏子に咄して聞かせよ』と御伝被下たので、此様に咄をして居るのである」

と語った。冒頭の明治六年十月十日の神伝も含めて、金光大神の教えの主眼は、神と人間とのかかわりを説くことにあったと思念される。けれども、そのかかわりは、両者の間にはじめてとり結ばれるのではない。神は人間の無礼を包摂することに於いて天地金乃神となる。人間が無礼と措定されることは、既に神の内にとらえられていることを意味する。そうした既に対者の中にとらえられている両者間の再びの關係、つまり層次的關係が、十月十日の神伝をもって語り出されたのである。人間の無礼に対する神の怒りといい、神があえて負け手を出して生神金光大神を身代わりにさしむけるのも、そうした關係のなかでのことである。

今日まで、しばしばおこなわれてきた、合理主義的、人間中心的信仰確認は、天地金乃神を矮小化してきたであろう。他と隔絶した形での自己確立は、長い眼でみて、やがて歪みを生ぜずにはおかないであろう。天地金乃神と呼ばれる何

物かとの関係の中へ、われわれは既にとらえられている。それをどう確認していくか、どうとらわれけるか、人間の回復にかかわって、われわれはそれを自分に問いかけていかねばならぬだろう。
(教学研究所所員)

注

- ① 「負け手」とは、囲碁・将棋・相撲などで負ける原因となつた手の意。この語は、本文五〇頁にかかげたところの、ある日の神伝を伝えた資料から引いている。
- ② 紀要『金光教学』第一六号所収。
- ③ 『金光大神覚』(金光教本部教序刊、以下「覚」と略記する)一六一、二頁参照。読み下しは筆者。なお、この神伝について今まで論究された代表的な著述に、白石匡「金光教序説——御理解第三節に據りて——」(『金光教学』第一集所収)と、沢田重信「金光大神における出社の意義——明治六年八月十九日のお知らせの一解釈——」(『金光教学』紀要第二号所収)とがある。前者は、各文節を追って本質論的に考察し、後者は、出社との関連づけで論をすすめている。筆者は、神と人間との関係のありようを中心に論及した。
- ④ 伝記『金光大神』(金光教本部教序刊)縮刷版二〇〇頁参照。
- ⑤ 『研究金光大神言行録』(以下「言行録」と略記する)二卷六五〇、伍賀慶春所伝。
- ⑥ 同右、三卷一五四七、鳩谷古市所伝。
- ⑦ M・エリアーデ著、堀一郎訳『永遠回帰の神話』一八三、二二
- ⑧ 『言行録』二卷一〇一六、齋藤宗次郎所伝。
- ⑨ 同右、四卷一九三六、青井さき所伝。
- ⑩ 同右、五卷二六四六、藤井きよの所伝。
- ⑪ こうした金神信仰者については、真鍋司郎「民衆救済の論理——金神信仰の系譜とその深化——」(紀要『金光教学』第一三号七〇—一〇八頁)参照。
- ⑫ 『言行録』三卷一八八七。これは、金光大神のことばとして、吉原良三が伝えているものである。
- ⑬ 同右、二卷七〇七、金光菰雄所伝。
- ⑭ 例えば、文久元年の東長屋建設の際、「此方のは何月何日といふことなし。……いつなりとも其方の勝手しだい」と、日柄に拘泥しなくてよい旨を大工に伝えている。『覚』八五頁。
- ⑮ 『言行録』四卷二三四七、佐藤照所伝。
- ⑯ 小田県権令矢野光儀が発した小田県布達第四号参照。
- ⑰ この神伝は、やはり明治六年十月十日の神伝で、本稿で考察している神伝と、当然深い連関をもっている。『覚』一六二、三頁。
- ⑱ 『言行録』二卷九三四、近藤藤守所伝。

- ①⑨ 同右、四卷二〇九二、岡本駒之助所伝。なお、以下の岡本の伝えた資料は、いずれも金光四神による教説かと考えられるが、ここでは、金光大神の教説が、金光四神を経て岡本に伝承されたものとみる立場に立って、論究をすすめた。
- ②⑩ 同右、一卷二四〇、市村光五郎所伝。
- ②⑪ 同右、四卷二〇九五、岡本駒之助所伝。
- ②⑫ 同右、一卷四〇六、市村光五郎所伝。
- ②⑬ 同右、一卷一六二、市村光五郎所伝。
- ②⑭ 「まあきれいづくのない神と言ふ事を忘れさい(忘れさせ)せねばよい。きれいづくのないのが医者と金神ぢやるうでい」と金光大神は語っている。『言行録』一卷一三八、市村光五郎所伝。
- ②⑮ 金光大神が浅野喜十郎に「暦はあてにならぬ」と語った時にも、それは暦中の記載を知的に問題したのでなく、人間がそれに従って生きていただけではどうにもならぬという意味において、やはり人間の生存様式を中心の問題としているのである。
- ②⑯ 『言行録』四卷二一一〇、岡本駒之助所伝。
- ②⑰ 同右、四卷二一九六、岡本駒之助所伝。
- ②⑱ 同右、三卷一八一四、山本定次郎所伝。
- ②⑲ 拙論「明治初期の社会状況の中での教祖の生きられ方」(『金光教報』昭和49年9月号巻末4頁)に、この「無礼」意識について、やや詳述している。
- ③① 『言行録』五卷二五三〇、堤政治郎所伝。
- ③② 同右、一卷三八〇、市村光五郎所伝。
- ③③ 裁伝とは、神が金光大神を通して、直接に、端的に、神意を伝える神伝の一種とされている。『金光大神』三〇七〜八頁参照。
- ③④ 『言行録』一卷五六〇、片岡幸之進所伝。
- ③⑤ 同右、四卷二二七九、白神新一郎所伝。
- ③⑥ 同右、二卷一一五六、塩田茂八所伝。
- ③⑦ R・オットー著、山谷省吾訳「聖なるもの」参照。
- ③⑧ 『言行録』四卷二二七四、白神新一郎所伝。
- ③⑨ 高橋英夫『役割としての神』三五頁。
- ④① 久野昭『近代日本と反近代』九〇頁。
- ④② 高橋英夫、前掲書三五頁。
- ④③ 『言行録』五卷二八四七、光谷要次郎所伝。
- ④④ 同右、四卷二二六五、岡本駒之助所伝。
- ④⑤ 「天地乃神」という神名は、元治元年以後の記述に現われてくることをもって、その神名を、神性の進展上、段階的なものとみる見方もある。また、「天地乃神」とは、日天四、月天四、丑寅未申鬼門金乃神のこと(『覚』一四九〜五〇頁)との記述を解することが、筆者には未だできていない。注⑥参照。
- ④⑥ 『言行録』五卷二五九七、福嶋儀兵衛所伝。
- ④⑦ 同右、五卷二八〇三、光谷要次郎所伝。
- ④⑧ 同右、一卷五五五、片岡馬吉所伝。
- ④⑨ 同右、二卷一一〇五、佐藤光治郎所伝。

- ④⑧ 同右、一巻一四二、市村光五郎所伝。
- ④⑨ 『覚』一〇五頁。
- ⑤⑩ 前掲の沢田論文では、「天地乃神は、世間とかお上との関係で神の内容をいあらわす要のあるときに用いられている」とあるが、私はこの説にはそのまま従いがたい。
- ⑤⑪ 『言行録』二巻一一五六、塩田茂八所伝。
- ⑤⑫ 高橋英夫、前掲書二七頁。
- ⑤⑬ 金光大神関係資料。
- ⑤⑭ 沢田論文では、この一節を、「前々の巡合せで難をうけ」との対表現と解してあるが、筆者は、それとは異なる見解に立ち、
- 後へかかっていく文章の一環と解した。
- ⑤⑮ 『覚』一六五頁。
- ⑤⑯ 『言行録』二巻七五八、金光菽雄所伝。
- ⑤⑰ 同右、三巻一四八八、徳永健次所伝。
- ⑤⑱ 同右、三巻一四九〇の一、徳永健次所伝。
- ⑤⑲ 同右、二巻八八三、近藤藤守所伝。
- ⑤⑳ 同右、三巻一六八三、藤井広武所伝。
- ⑤㉑ 同右、一巻五六二、片岡幸之進所伝。
- ⑤㉒ 同右、三巻一七七九、山本定次郎所伝。

川手家の研究

——宝暦から文政にかけて——

金光和道

はじめに

金光大神は、文政八年(二七)十二歳の時に川手桑治郎の養子となった。このことは、彼が単に川手桑治郎の跡を継ぐということだけではない。川手家に伝わる明暗の歴史を背負いながら、その後「家」を繁盛させ末永く続かせて行かねばならない責任までも受け継ぐということである。こういう意味も含んで金光大神が家督を継承していることは、『金光大神覚』の次の記事からその一端をうかがうことができるのである。

先祖のことお知らせ。前、多郎左衛門屋敷つぶれに相成り。元は海のへりにしばのいおりかけいたし、おいおい出世、これまでに四百三十一両二年になり。この家位牌ひきうけ、この屋敷も不繁盛、子孫続かず。二屋敷とも金神ふれ。

海々の時、屋敷内四足埋もり、無礼になり、お知らせ。(五四頁)

うしろ本屋より八兵衛と申す人、この屋敷へ別れ、先祖を教え。戌の年さん、おまえが来てくれられたで、この家も立ち行くようになり、ありがたし。精霊御礼申しあげ。(三八頁)

この多郎左衛門を名のる川手家は、村でも最も由緒のある家と伝えられていた家柄であった。しかし、その反面、先の記述からうかがえるように、川手家の位牌を赤沢家が引き受けてから「不繁盛」であったり、「子孫が続」かなかつたりしており、又「二屋敷とも金神に無礼」があったなどという暗い伝承を持った家でもあった。それ故このお知らせを受けたということは、金光大神自身がこのことを常に問題にし続けて生活していたということにほかならない。勿論このことは、金光大神一人が問題にしていただけではない。川手家の当主はこのような伝承を抱えて、代々他家の者以上に家の維持・存続・繁栄に心を尽くしたということは想像に難くない。

川手家の家運は、象治郎が家督を継ぐまでに下降線を辿っていた。そして象治郎の家督相続後は一段と窮乏した。しかし江戸奉公に出た前後から家運はようやく上向き、文化六年には遠藤茂一兵衛から三畝の畑を購入、文政二年には川手与十郎から一反九畝歩半の田地を購入、その他地改書違として十六歩の田地が戻ってきたこともあって、以前からの持高と合わせて合計二反六畝歩半の土地を有することとなった。このことは、持高と比較してみると象治郎は寛政五年には村中で六十八人中五十三番目であったのに、文政二年には百二十四人中二十八番目に上昇したことを意味する。

川手象治郎は、一旦没落した家運を挽回した。そして晩年には村一番の由緒を持つ川手多郎左衛門を名のった。金光大神はこういう川手家に養子に入り、十二歳から二十三歳までの十二年間、少年・青年時代を養父象治郎と生活を共にしたのであった。それ故、養父象治郎あるいは川手家の歴史は、金光大神の生活、あるいは思想・信仰に大きな影響を与えたのは当然な事であった。

ところが、象治郎あるいはそれ以前の川手家の実情については、これまでほとんど研究がなされていない。前述の通り文政二年、象治郎は川手与十郎から一反九畝歩半の田地を購入している。一旦窮乏の極に達した象治郎がなぜ一度に多くの田地を購入して上位クラスの農民に近づくことができたのであろうか。この疑問から研究にとりくんだのであったが、このことは今一步明らかにし得なかった。資料不足のためである。しかし、この研究をすすめていく中で川手家

の過去のことか多少明らかになった。そこで本論ではこの点々をつないで、川手家が田畑を失いつつある宝曆・明和のころから、逆に田畑を購入した文政二年までを、大谷村のその当時の状況をふまえながら川手家の姿をうかびあがらせてゆきたい。

但し、残念ながら資料としては、点々と残されている小野家文書、寂光院過去帳ぐらいなもので、それらから川手家を見てゆかざるを得ない。そのため、その性質上、実情といっても限界があり、断片的にしかうかがえないことを断っておきたい。

一 川手家の没落

1 文治郎・善兵衛の所有田畑について

川手家の先祖は八兵衛である。その子が文治郎、さらに善兵衛、象治郎とつづいている。八兵衛は大橋家から別れて川手家の判株を許されてこれを再興した。しかし、八兵衛という名前は「小野家文書」に見あたらない。寂光院の過去帳と墓石だけに残っている。したがって八兵衛及びそれ以前のこととは今後の研究にまたねばならない。

川手家関係の中で最も古い資料と現在考えられているものは、宝曆四年の「田畑売渡証文」である。それには、

壹年切売渡シ申田畑之事

一 有坪もミこの屋敷田数壹ツ 高壹斗五合

一 同前田壹ツ 高五升八合

一 同すさきノもる田数壹ツ 高三勺

一 同孫兵衛下田数壱ッ
一 同津うね大畑不レ残

高八合
高御本帳前

ノ 五 筆

(中略)

宝曆四年戌十二月

売主 十四郎 ㊤

同 文次郎 ㊤

爪崎

證人 三郎兵衛 ㊤

小野重郎兵衛殿

年寄 善七 ㊤

(下略)

と記されている。更に明和元年の売渡證文に次のようなものがある。

壹年切売渡シ申畑之事

八百四十二

本筆田高也

一 有坪むゑしぎこ畑壱ッ 拾九歩 高四升四合

(中略)

明和元年申十二月

売主 大谷村

文次郎 ㊤

小野重郎兵衛殿

證人

磯右衛門

①

年寄

善左衛門

②

(下略)

前者は三百六十匁、後者は八十五匁八分五厘で質入れしている。そして翌年九月に質銀と同じだけの銀を以て請け返すことにしているが、もし請けもどせない時には質流れにするという契約の証文である。しかし、もとより請け返すことができないのが当時の農民である。

以上二つの証文から、宝曆・明和のころ文治郎は先祖から所有していた田畑をしだいに手放していることがうかがわれる。それも三勺とか八合などという極端に小さな田や「大畑不_レ残」というように、先祖が苦勞して開墾したであろう田畑のほとんどを小野重郎兵衛の手に渡しているのである。

実際、宝曆七年の「御水帳」には文治郎が所有している田畑は全く出てこない。更に、この「御水帳」を調べてみると、先に十四郎・文治郎の連名で売り渡した田畑のうち、照合できるものは皆、十四郎所有の田畑となっており、十四郎が爪崎村の小野重郎兵衛に田畑を売り渡したように記されている。また文治郎の屋敷地も

文次郎^(マツ)屋敷 下畑二畝十七歩 六升四合 重四郎^(マツ)

と記されており、文治郎の屋敷地までも十四郎の所有になっていることが知れる。ちなみに、この「下畑二畝十七歩」は、後の象治郎の屋敷地と一致する。この十四郎という人物がどのような者かは不明であって、今後の研究にまたねばならない。

なお、この屋敷地は天明七年(一七九六)には善兵衛の所有になっていることが「御物成帳」によってうかがえる。どういふいきさつでこうなったのか、その背景、経過共に不明である。

零細農民に没落したのは文治郎一人ではない。この宝暦・明和ごろの大谷村の状況については、青木茂氏の論文「近世農村における金融資本の侵入とその変貌」^②でくわしく研究されている。そこで、ここでは本論とのかかわりのある点について補筆しながら紹介しておきたい。大谷村に他村の高利貸資本が侵入してきたのは、文治郎の青年期である享保年代である。資料の上から大谷村の田畑が爪崎村の金融資本家の小野重郎兵衛に流れていく様子がうかがえるのは、宝暦から明和にかけての売渡証文數十通である。この売渡証文の中に先の文治郎関係の二通の証文もある。宝暦七年の「御水帳」によると、二百二十石余(約四十二町歩)の村高に対し、五十二石三斗五升六合六勺(九町四反九畝十一歩八厘)が小野の所有になっており、大谷村高の約二十四パーセント、畝高の二十二パーセントが彼の手に渡っている。更に天明七年、小野が笹沖村の高橋又兵衛に売り渡した時は預敵にして十二町七反余になっている。これらの土地のことについて後代の訴訟文書には「大谷村惣百姓代々持来候古地ニ而、村方及困窮、爪崎村重郎兵衛に質入ニ付、追々流地ニ相成……」と記されている。これは大谷村全体が困窮しており、しだいにその田畑が小野の所有になっていったもので、川手文治郎一人がこのころ田畑を失ったというわけではなかった。

以上、青木茂氏の論文等によって、宝暦・明和ごろの大谷村の様子を概観してきた。こういう中で文治郎もしだいに田畑を失っていつている。一旦没落をはじめると文治郎も他の村民と同様例外なく、せっかく村仕事等に出役して稼いだ銀や米が有力者のところへ流れてしまう。当時の「小割帳」を見ると、文治郎が村仕事をして得た銀や米が爪崎村の重郎兵衛とか庄屋などのものに、そのほとんどが流れていることが分かる。^①このように文治郎は宝暦・明和のころ外来の金融資本の影響をうけて没落していったのであった。

次に文治郎の小作について記したい。これをうかがう資料として文政二年の「田畑預敵預米引渡帳」(以下「引渡帳」と略す)がある。爪崎村の小野重郎兵衛の田畑は天明七年に笹沖村の高橋又兵衛がこれを買取り、更に文政二年高橋から大谷村総百姓が買い取っている。この笹沖村の高橋が大谷村総百姓に売り渡した時の「引渡帳」が先に記した帳で

ある。これには小作者名、地名、広さ、絵図、小作米(銀)等三百五十筆にわたり、くわしく記してある。文政二年といえは文治郎の死後十九年を経た衆治郎の時代である。「引渡帳」には文治郎の名がのっており、衆治郎の名前は記されていない。この帳に出てくる者の名前を調べてみると天明ごろに死んだ者もある。また天明七年、笹沖村の高橋は爪崎村の小野から田畑を購入するに際し、測量図を作成しているところから、文政二年の「引渡帳」の内容は天明七年作成のものと全く同じものと考えられる。したがって文治郎は天明七年には(表1)のような小作地を持っていたと考えられる。

小野重郎兵衛の田畑を小作している者は七十三人いる。天明七年の「御物成帳」によると、本百姓は六十一人であるから、その多くの者が小野の田畑を小作していることになる。この小作地の一番多いのは元兵衛の八反五畝余、一番少ない者は茂八の一畝二十歩である。この中で文治郎は上から九番目の三反三畝余を小作している。小作の平均高は一石六斗八升二合である

(表1) 文治郎の小作地一覽

地番	場	所	田	畑	定米	預米	預銀
			畝	歩	斗 勺	斗 勺	匁
20	崎のはな東より	3	3.13		5.143		
23	"	6	1.13		2.130		
41	本谷荒神下	より3	5.05		7.700		
115	松次郎下	本道の上	1.05			1.600	
120	神子屋敷	磯右衛門作り上町	1.07		1.600		
135	文治郎前	道下	28		1.370		
139	多郎左衛門	門下六郎右衛門屋敷共5つ	11.00		14.000		
140	重四郎下		22			1.100	
141	新左衛門	門下2つ藤九郎下1つ合数3つ	1.18		2.100		
169	糸しさこ	東平平六作り下		1.15			7.00
174	"	池より下へ4	2.05		3.200		
175	"	" 4つ目	3.15		5.500		
合計	12筆	18か所	32.11	1.15	42.743	2.700	7.00

から、文治郎は平均の二・七倍余の石高の小作地を持っていたことになる。^⑥

2 文治郎・善兵衛の村内における地位

文治郎・善兵衛は村の保頭役を勤めていたと推定される。村役人の給料を享保十五年の「小割帳」でみると、次の三筆が記されている。

一 壹石五斗 庄屋給

一 三斗 年寄給

一 壹石貳斗 保頭給

これによると、庄屋・年寄・保頭が村役人であり、保頭は庄屋に匹敵する程の給料を受けている。いかに保頭が村の重要な役目になっていたかがうかがわれる。時代が下がり、天明のころになると、年寄給三斗の外に七斗五升が年寄給合力として加わり、年寄給は一石五升となるが、それでもまだ保頭給の方が高い。しかし、保頭はどのような働きをしていたかは不明である。資料の上からは村方三役の働きはしている様子はなく、お上からのお触れなどを村方へ徹底させる役及び普請の時などの監督に出るなどの任務があったようである。文治郎が保頭をしていたと推定する理由として次の資料をあげることができる。

爪崎 五郎作

一 壹石四斗 文治郎より入（天明七年御物成帳）

一 壹斗 土手番

一 壹斗 御目錄立

ㄨ 壹石四斗 五郎作ニ入済(天明七年小割帳)

「御物成帳」によると、天明七年に一石四斗を五郎作に納入した者は文治郎しかおらず、外の者はみな一石四斗未満である。したがってこの「小割帳」に出てくる保頭給は文治郎が受けているものと考えられる。その他「小割帳」から保頭に関するところを調べてみても、文治郎が保頭であるということを打ち消すものはみあたらない^⑥。寛政二年から古川五平が保頭役を勤めていることがはっきりしているので、寛政元年まで文治郎が保頭役を勤め、後を古川五平に譲ったものであろう。

保頭役の他に文治郎が責任をもっていた村仕事として里見川の堤番がある。彼の受け持ちは、瓦堂から中新田までであった。文治郎はこの仕事により毎年一斗の給米を受けている。堤番というのは、その区間の堤の番を村からまかされているわけであるから、この堤の道路上での行倒れ人の処置、大水の時の監視、堤防・道路の補修などが関係して行くわけである。この仕事は、明和二年ごろは文治郎の子善兵衛が勤めており、その後明和五年から保頭をやめる寛政元年まで文治郎が続けている。時に文治郎は七十七歳である。このころまで文治郎は村の第一線に立って働いていたと考えられる。

これらの外に文治郎の働きを示すものとして次の資料がある。

一 九奴 賀茂宮御神馬

内

二奴二分五厘 庄八ニ渡シ

二奴二分五厘 文次郎ニ渡シ

二匁二分五厘 亭藏ニ渡シ占見

テ

二匁二分五厘 藤次郎御年貢ニ入

(明和二年小割帳)

一 十八匁 両社祭礼御神馬八疋代

藤次郎ニ渡シ、夫文治郎

二月十六日

(安永二年小割帳)

この資料からすぐに、文治郎は氏神の祭事にかかわっての働きをしていたとは言えない。しかし、氏神祭事にかかわって記されている者の名前は限られているので、文治郎も何等かの意味で氏神祭事に関係があったということは考えられる。

また文治郎は鼠切米の調べ役をして、明和五年には一斗五合、明和七年には二斗八合五勺の米を村から得ている。鼠切米とは、年貢米を集めるに際し、鼠によって損失する量をあらかじめ増しておく付加税ともいうべきものである。更に文治郎に関して次の資料がある。

一 三十匁 文次郎合力(安永九年小割帳)

一 五匁 文次郎合力(寛政四・同五年小割帳)

67. この合力とは、救助米の事ではなく、何かの給料又は村の費用のたてかえたものを村から受けとったと考えられるも

以上、残っている資料から文治郎に関するものを拾いあげてみた。特に祭事、鼠切米、合力の事などは継続的なものではない。しかし、これらをしていないものがほとんどである村民の中で、文治郎の名前が村の収支決算を記した「小割帳」に出てくるのである。ちなみに糸治郎という名は「小割帳」には全く出てこなくなる。

次に文治郎の子の善兵衛について記してみる。明和二年の「小割帳」によると善兵衛は九匁五分六厘の保頭紙代を、また明和八年の「小割帳」では四人と共に二升の保頭給を受けていることから、このころは文治郎のあとを受けて善兵衛が保頭をしていたとも考えられる。また、明和五年の「小割帳」の末尾には庄屋の失政につき記した覚書の中に、「外ニ善兵衛書状添置也」と記載されている。天明二年の「小割帳」によると、年寄給合力の一部を受けている。更に善兵衛は大工であったと考えられる。「小割帳」には、御制札幌の修理、橋の修理、賀茂宮の修繕などをしており、その日当を「大工善兵衛渡ス」とか「木代善兵衛ニ入」とか記されていることなどからして、うかがわれることである。

以上、文治郎、善兵衛の大谷村内での地位にかかわる資料を紹介してきた。善兵衛は、いつ家督を文治郎から引き継いだか不明である。しかし、善兵衛の名は明和二年から天明七年の間「小割帳」の中に出てくる。又天明七年の「御物成帳」には善兵衛の名が記されているため、このころは一応善兵衛が家主となっていたのであろう。しかし善兵衛が家主であった時も文治郎の名前も出てくることから、文治郎も家主と共に第一線に立って同じような働きをしていたと考えられる。

以上記してきたように、文治郎、善兵衛は、村内でも一応の地位を持っていた者であった。しかし経済的な基盤をなす田畑は、外来金融資本の村内流入によってだんだんと失われていき、ついには自分の屋敷地まで他人の手にわたることとなってしまったのである。

3 桑治郎家督を継ぐ

桑治郎が家督を継いだのは善兵衛の死後であったと考えられる。善兵衛は寛政二年六月十三日に死んでいる。時に文治郎は七十八歳、桑治郎は二十歳であった。翌寛政三年の「小割帳」には次のように出ている。

五 匁 文治郎合力 桑 蔵

一 斗 瓦堂より中新田迄堤番給

桑治八升
藤九郎貳升

当時桑治郎の外に桑治・桑蔵など、桑の字のつく名前の者は右の資料以外には出てこない。これは桑治郎のことと思われる。ちなみに寛政六年の「御物成帳」には桑治郎の名前が記されてあるから、この時は桑治郎が家主であることが分かる。桑治郎が家督を継いだ時には文治郎は生きてはいたが、保頭は五平がしているし、堤番も寛政四年以降は藤九郎が勤めている。また「小割帳」にも桑治郎の名前は全く出てこなくなる。これ迄毎年「小割帳」に名前が載るような働き、即ち、村の公の仕事をして村から銀を受けるという働きを文治郎、善兵衛はしていたが、桑治郎の代になってからそのような働きがなくなったのであった。

次に田畑の所有のことについて記すことにする。善兵衛の時は一斗九升六合六勺の持高であった（天明七年御物成帳）。桑治郎が家督を継いだからは一斗八升五合（寛政五年御物成帳）となり、更に寛政六年には本家の大橋新左衛門に本田九升三合五勺を売った。こうしてわずかに自分の居屋敷二畝十七歩と前の畑（多郎左衛門屋敷）一畝の合計三畝十七歩（高九升一合五勺）と一反四歩半の山だけになった。

さて、桑治郎の寛政六年の支払い銀を「御物成帳」から調べてみると（表2）のようになる。桑治郎の高持百姓とし

(表2) 寛政6年象治郎の支払銀一覧 御物成帳より作成

	5.00	久右衛門へ払	} 111匁5分7厘
	28.00	惣右衛門へ払	
	10.00	儀左衛門へ払	
	20.00	中嶋直藏へ払	
	26.41	笹沖村又兵衛へ払	
1斗2升4合5勺の銀	7.16	"	
	15.00	"	
	5.07	年貢米代	} 此年の象治郎の租税 (計 15匁4分7厘) (此分足役で完納する)
	4.09	元28匁の借金	
	2.42	撫川銀	
	3.89	諸入用割	
計	127.04		

ての租税は全部で十五匁四分七厘であり、これは労働力(足役)で完納している。しかし久右衛門、惣右衛門、儀左衛門、中嶋直藏、笹沖村の高橋又兵衛等への支払い額は百一匁五分七厘にも及び、この払いをするためには先祖から受け継いだ田(本田高九升三合五勺)を新左衛門に売ってしまわなければならないのであろう。

享和元年の象治郎の持高は本田九升一合五勺と「御物成帳」に記されているが、文化二年の同帳には、家主は象治郎の弟の与八、持高は九升四合と記されている。即ち二合五勺が増加している。これは実際に土地が増したのではなく、帳面上増した分と考えられる。文化元年には大谷村全体で九斗二升二合六勺の畑田成が記録に残っている。これは、中畑を中田に、下畑を下田にというように畑を田に格上げして年貢を増加させたわけである。増高の記録に直接象治郎、あるいは与八の田畑は出てこないが、享和三年の「畝並帳」によると、

同所東上前畑

今八田

五百六十 一、中畑壹畝歩

三升 与八

居屋敷

五百六十壹一、下畑貳畝拾七步 六升四合 同人

と記されている。これは多郎左衛門屋敷は中畑で一畝の広さがあるが、今は田になっているということである。「今八田」というのはいつの書き込みか分からないが、享和三年には、この畑が二升七合五勺の高であったが、今は田となっているので、二合五勺の高を加えて三升の高とする、と推定することができる。そして三升の中畑と六升四合の居屋敷の高を合計すると九升四合となり、文化二年の「御物成帳」の本田高と一致する。したがって、与八が家主になってから本田を増加させたと考えるより、畑田成ということでもわずかな多郎左衛門屋敷の田に対して、今迄以上の年貢がかかってくるようになったと解釈できる。

4 金肥と象治郎

象治郎がどのような農業をすすめていたかはほとんど分からない。ただ、文化年代に象治郎は阿賀崎新田村の松本屋や杉屋から金肥を購入して耕作をしていたと考えられる資料がある。当時の大谷村の金肥の様子を示すことにもなるので、やや長くなるが「御用諸願書習帳」の松本屋の項や、杉屋忠介の「訴訟文書」からその内容を紹介しておく。

まず松本屋の事件について述べる。松本屋は本来干鯛等、肥料などを商売としている。ところが当主は享和二年から病気になり同三年には死んでしまい、あとを多介が受け継いで商いを続けている。こういう中で大谷村や佐方村の村民等に売掛銀を支払うようたびたび催促するが、いろいろと言って払いをしない。跡継ぎの多介は幼年であり、商売がだんだんできにくくなっている。そこで多介は借銀までしながら渡世しているが、売掛銀は入らず、銀主からは借銀返済の催促があり、ついに家財を売り払うまでに至っている。やむなく文化二年、松本屋多介は大谷村や佐方村の者を相手取り、井手の蒔田役所へ売掛銀支払いの訴訟をおこした。訴えられた者は、大谷村では三十二人、売掛銀は二貫八百匁弱である。この訴えられた三十二名の内訳は、本百姓で持高の多い二石以上の者をはじめ、最少の三升二合の者まであり、また、かつて年寄役をした者、あるいは本百姓、内別百姓、無高の百姓等、種々の百姓がいる。三十二人中一番借

銀高の多いのは文蔵の二百三十一匁余、象治郎は十四匁余で、少ない方から二番目である。^⑩この訴訟事件の結果は年賦にして借りの元銀を払うということで結着がついたようである。文化二年には元銀の三割を全員が松本屋に支払っている。象治郎も十四匁八分五厘の三割、即ち四匁四分六厘の銀を払っている。その銀は彼の江戸奉公の前金としてもらった中から支出している。

次は杉屋との事件である。文化十三年にも松本屋と同様の事件がおきた。同年四月に阿賀崎新田村の杉屋忠介は、大谷・須恵両村の二十六人を相手取り、肥料代の請求訴訟を井手の役所におこしている。訴えられた者は、大谷村では象治郎を含めて十三人である。この資料によれば寛政十年から売掛銀を支払っていない者や、元利合計百匁もある者などさまざまである。杉屋忠介の言い分では、だんだん銀の払い込みが悪くなり、近年は金のある者まで払わなくなったと言っている。また大谷村民の方も、計算違いや記入もれ等があるし、取り引きしていない物まで請求してきている、と反論している。結局は三年賦で支払うことで結着した。そこで象治郎は文化十年の借りと利息の合計三十八匁二分四厘のうち、十五匁を文化十三年に杉屋忠介に支払っている。

さて、これらの資料からうかがい得ることは、大谷村でも金肥がかなり使用されていたこと、肥料の購入先といろいろといざこざがあり、農民にも肥料商人の方にもそれぞれ言い分があることなどである。

象治郎について言えば、その後文政九年には、杉屋に肥料代として一匁八分を払い、文政十二年には四匁を杉屋の年賦として払っていることが「御物成帳」に記されている。それ故象治郎も貧窮はしていたが、毎年金肥を使い農業をしていたことがうかがわれる。金肥は主として綿作に用いられたという。綿の価は米の二倍の銀が得られていたため、田へ米、綿を半分ずつ植える程であった反面、天候により出来、不出来の極端なものである。享和から文化にかけて御救が五回出されているが、この内四回迄は「木綿不作ニ付御救」であったということは、いかに綿作が大谷村に定着していたかと同時に、いかに出来、不出来の差が大きかったかをうかがい知ることができる。象治郎もこの危険をおかしな

から経済的に有利な綿作に力を入れていたことが十分想像できる。

5 象治郎・与八の江戸奉公

象治郎は文化二年(○_イ)十一月末に江戸の小日向馬場の蒔田屋敷に奉公に出た。わずかの田畑しか持たぬ農民が借銀を重ね、利息の払いも思うにまかせず、窮迫しきった末に選びとったのが江戸屋敷奉公であった。この奉公は辛い勤めではあるが、一時にまとまった金が入手できるので、窮迫した農民にとっては頼みの綱であった。しかし、江戸奉公へ出た後、更に借銀が増加する者はあっても、田畑を増加させることができたのは象治郎の外に大谷村ではいなかった^⑭。象治郎も窮迫しきって、最後の頼みの綱として江戸奉公を選んだのであろう。象治郎が、江戸奉公に出るに際して得た江戸給銀二百三十四匁のうち、百三十四匁八厘は借銀その他の払いにあてられた。その他江戸迄の道中銀六十匁を除けば、江戸給銀のうち約十五パーセント、四十匁弱が川手家に残ったことになる。

この江戸奉公に関する資料はこれ以前にもある。それは、文化二年から四年前の享和元年(○_ハ)の「御物成帳」の象治郎の収入銀の中に、

五匁九分式厘 江戸御給米八升八合三勺代入

と記されているものである。「江戸御給米」というのは、江戸奉公に出る者、あるいは出ている者が受けるものである。従来は文化二年に象治郎が江戸奉公に出、そのために彼は弟与八に家督を譲ったとされていた^⑮。しかし二年前の享和三年の「御水帳」及び「田畑山林賃入売渡帳」には与八が家主の扱いになっている。享和元年の「御物成帳」では象治郎が家主となっていることからして享和元年に象治郎は江戸奉公に出、翌享和二年与八と家主の名義変更があったと推測できる。そして四年経た文化二年の十一月末、象治郎は二度目の江戸奉公へ出、文化六年(○_ロ)の暮れ、大谷村へ帰ってきた。時を同じくして、文化六年十一月に与八が江戸奉公に出るための給銀を受けている。したがって、象治郎と与八

は入れかわって江戸奉公に行ったものと考えられる。

さて、象治郎は江戸奉公から帰ってきた翌年の文化七年九月には遠藤茂一兵衛から畑三畝(開三五四番、高七升五合)を購入し(御物成帳・田畑山林賃入売渡奥印帳)、一応家運をたてなおすことができたと今迄言われてきているところがある。しかし、文化六年にはかなりの支払いをしなければならぬ銀があつた。先に記したごとく、この年の末には与八が江戸奉公に出ていかざるを得ない程多くの支払い銀があつたとみる方が妥当であろう。ちなみにこの年の川手家の経済状況を資料からうかがいうるものだけを調べてみると(表3)のようになる。しかし、支出の合計三百三十八匁三分八厘のうち、2の九十七匁五分六厘は嘉平と共に払ったものであるから、この全部を川手家が支払ったわけではない。又あるいは2と5、6、7とは同じものであるかも知れない。そこでまるまる2を計算に入れなくても川手家の支払額は二百四十匁余になる。たとえこれだけであつたとしても、零落した川手家で、この大金を払うということは普通ではできないことである。この銀高を他の年と比較してみれば更によく分かる。(表4)は年貢以外で川手家が払わなければならない銀について、

(表3) 文化6年川手家の支払銀、入銀一覧表

支 払 銀 高		入 銀 高	
1	23.01 <small>匁 厘</small> 茂右衛門へ越して払う (御物成帳)	1	262.30 <small>匁 厘</small> 与八の江戸奉公入銀 (御用諸願書留帳)
2	97.56 四平太に山濟口払銀として 嘉平と共に払う(御物成帳)	2	18.67 割後足役(御物成帳)
3	79.30 1石3斗代又兵衛に払う (与八の江戸給銀)	3	80 津出し人夫賃(同上)
4	89.53 茂一兵衛に払う (同上)	4	70.00 まえ田賃入銀(田畑山林 賃入売渡奥印帳)
5	4.47 庄屋に払う (同上)		
6	25.00 庄屋に山濟口銀払いの残り を払う(万覚帳)		
7	9.73 御物成帳の余りを庄屋に 払う		
8	9.74 租税		
計	338.34	計	351.77

(表4) 川手家払銀一覧

寛政6	111.57 <small>匁</small>	文化10	25.60 <small>匁</small>
〃 10	43.26	〃 11	21.80
享和元	54.53	〃 12	12.00
文化2	100.22	〃 13	27.00
〃 5	69.35	〃 14	14.00
〃 6	328.60	文政元	80.00
〃 7	57.50	〃 2	100.00
〃 8	27.00	〃 3	33.00

(年貢は含まない)

なる。なお、路用銀六十四匁を除けば、総額二百六十二匁三分のうち、九・五パーセントの二十五匁が川手家に残ったことになる。

さて、翌文化七年二月に与八は五斗の米の代二十七匁五分の江戸給米を送ってきており、それが弥次兵衛への払いに当てられている。弥次兵衛は文化六年に多郎左衛門屋敷の土地を質に入れた相手方である。しかし、この後与八は江戸屋敷を出奔した。そのため「宗門帳」から除帳となり、十年足らずの間、大谷村の住民権を剝奪されたが、文政二年になってやっと帰帳を許されている。江戸屋敷から出奔した場合、支配役所はその奉公人に出発前支給した給米の代銀の返済を家族に求める。また

「御物成帳」・「万覚帳」から判別しうる限り抜き出し合計したものである。それによると文化六年がいかにか多いかがうかがえる。但し、先にも記したように嘉平のものが入っているもので、少々この数は減少はする。しかし、この年の与八の租税は九匁七分四厘がすべてであるから、その三十四倍近くに当たり、この支払い銀の高がいかにか膨大で川手家の大きな負担となっていたことがうかがわれるのである。

こういう背景があったればこそ衆治郎に引き続き与八は江戸奉公に出て行ったのであろう。与八の江戸奉公によって得た給銀の明細は(表5)のように

(表5) 与八の江戸奉公給の明細

入銀総高 262匁3分(4石3斗代)

他人に払	173.30 <small>匁</small>	
	内 79.30 <small>匁</small>	又兵衛に払う(1石3斗代小作料)
	89.53	茂兵衛に払う(五平取次)
	4.47	庄屋に払う
川手家に入金	89.00 <small>匁</small>	
	内 4.00 <small>匁</small>	11月9日銭で受けとる(歩入)
	16.00	11月16日札で受けとる(歩入)
	64.00	路用2朱8つ代引
	5.00	11月20日札で受けとる

は出奔人が村へ帰った時には役所に呼び出し、取り調べの上二週間の入牢を命じ、出牢に際しては糸びん奴というまげに結わせていたという。したがって衆治郎も与八の出奔に際してはかなりの影響を受けたと考えられる。しかし、与八が入牢したとか、江戸給米返済をしているとかいう資料は見あたらない。

以上のように衆治郎が江戸屋敷奉公から帰ったからといって、川手家の暮らしがすぐ楽になったのではない。ほとんど毎年のように多郎左衛門屋敷の田を質に入れては請け返していたが、文化六年に質入れた時には請け返しができず、文政二年まで九年かかってやっと請け返していることも、衆治郎がまだ窮乏していたことを裏づけるものである。

二 衆治郎の田畑購入

川手家は、先にも記したように、衆治郎が家督を相続してから文化六年ごろまでは窮乏のどん底にあった。衆治郎が江戸奉公に出ている間に、与八はただ一つ残っていた多郎左衛門屋敷と呼ばれた田を享和三年から文化二年まで毎年質に入れている。やがて質入れだけでは足りなくなつたのか、文化三年には、一反四畝半の山を四十匁で遠藤茂一兵衛に売り渡している。当時山を売るといふことは、下草とか薪とかが手に入り難くなり、いよいよ没落農民になつたことを示すのである。また、文化五年、同七年には与八が、文化十三、文政元、同二年と衆治郎の母が、お上から極難澁者として御救を受けている。(他の年は資料がないため不明である) また文化六年には衆治郎も多郎左衛門屋敷の田を七十匁で弥次兵衛・多平の二人宛に質入れしている。

このような経済状況の中で、文化七年八月に衆治郎は遠藤茂一兵衛から三畝の畑(開三五四番、一本木のはな)、高にして七升五合を銀十匁で入手している。また文政二年(一)四月二十九日には五筆の田畑一反九畝余、高にして一石三斗余の田畑を銀百匁で川手与十郎から購入したのである。このように衆治郎は経済状況は苦しく、没落傾向であった川手

家の当主でありながら田畑を入手しているのである。決して借銀がなく余裕ができたから田畑を購入したというのではなかった。それでは、なぜ叡治郎がこのように田畑を購入することが可能であったのであろうか。そこで目先をかえて領主の蒔田家及び大谷村の状況の方に目をむけてみよう。

1 文化年代の領主の状況

叡治郎が窮乏していた文化年代は、領主蒔田氏の経済状況もかなり窮乏していた。その理由としては、米価の下落及び領主蒔田定祥の転役、定邦の養子入、定祥の死亡、定邦の跡目相続、定邦の転役等の吉凶の事件が毎年のように続いたことがあげられる。これに関する資料に次のようなものがある。まず、米価が下がって莫大な借財ができており、また吉事や転役の不時の入用、借財の利息などで困難しているものをあげてみる。

□ 達

御儉約之義兼而被_レ仰付_一、諸事被_レ遊_ニ御勘弁_一御惣客様御□心付も御減少、御家中上下末々ニ至迄御宛行割引等、旧來被_レ仰付_ニ御心配被_レ遊候得共、久々打続米直段下料銀合等不都合ニ而追々莫太之御借財ニ相成、其上近年打続御吉事・御役当等ニ而、不時御物入多□のつ□□御借財之利息等も大造ニ相嵩、此分ニ而ハ御身上向御取直し之見積りも無_レ之、甚以恐入心痛之義候(下略)

(文化十五年五月十三日の大庄屋からの回文、「御用諸願書留帳」より)

次に、借財が増加したのを払い切ってしまうのに、領内より銀百貫目を集めたという資料の中に、殿様旧來御借財相重り、御台所御指支相成ニ付(中略)新古御借財銀主手前種々御輕財御取結被_レ為_レ成、濟口御渡銀之御手当テ御領内ニ御用銀辻百貫目不足、被_レ為_ニ仰付_一候(下略)

(文化十五年九月 御用銀を命じたもの、「御用諸願書留帳」より)

また領主が転役すると、それなりのつきあい金が莫大にかかる。領主が養子をもらうこと、あるいは死亡、跡目相続等についても同様である。將軍家はもちろん、関係者に対してもそれぞれ付け届けの金品が必要である。このように吉凶のことが続いたに、庄屋・年寄その他の者を役所に呼び寄せ、彼等に悦びや弔慰を申し上げさせる。そして役所から彼等に酒料を出すのである。なにかにつけて役所では莫大な金がかかることばかりであった。

そこで領主役所では、領内の御用達等から御用金を集めたり、各村への増税を行うなど、増収のことに力を尽くした。その一方儉約令を出して出銀をおさえるのであった。儉約令は蒔田定祥の死後三か月たって出されている。この時には龜山伝兵衛に「御儉約筋掛り」を命じ、文化九年から文化十四年迄の五年間、「御役所始御家中・村々一同」に対して儉約を命じている。しかし文化十五年には蒔田役所は益々窮乏していったため、先に記した口達や御用銀を命じる文書等がいろいろと出されるのである。

さて、このような領主役所の窮乏とかかわる大谷村ではどのような影響を受けたかを見てみよう。大谷村で影響を受けたものは主として御用達や庄屋、有力地主等であった。役所では大入用がかかるたびに彼等に莫大な御用金を課している。御用金を命ぜられると、彼等はどんな無理をしても献金することになっていたようである。残っている資料^⑧によって御用金の献金の表を作成してみると(表6)のようになる。文化七年の時は領主蒔田定祥が「江戸城御本丸御小姓組御番頭」に任せられたため、文化十二年は駿河加番を命ぜられたため、文化十五年は先にも記したように蒔田定祥の借財が莫大となったためである。なお文化十二年には各村に「御高掛り石二四匁宛」、文化十五年には「御高掛り六匁宛」が割り当てられている。この外にも文化十五年の「御用諸願書留帳」に「先年御用銀を調達したため、当代困窮をしていることがお耳に達したので、孫右衛門に二十匁、瀬平に十匁を与える」という記載がある。このことからすると今まで述べた以外の年にも御用銀を課していたと考える方が妥当であるので、資料の残っていない文化八年から十一年までの間にも御用銀を課していた可能性は十分考えられる。なお文化七年の時は九月から十二月までの四か月間で、他

は二年間かけて、金や銀や藩札等を用い、それぞれがいろいろ工面しながら献金している。

更にここですけ加えておかねばならないことは、領内御用金の総額に対する大谷村の割合である。蒔田七千石のうち、本帳前百六十石余で、石高からいえば二パーセントに過ぎない大谷村に、(表6)からうかがえる通り、文化七年には三十七パーセント、同十二年には十・二パーセント、同十五年には三・五パーセントと、その何倍もの割り当てが来ていることは注目される。特に文化七年の川手与十郎の七貫目というのは、同年の大谷村の年間経費が六貫六百匁余であるから、その額の多さが知れる。以上のように、領主財政の窮乏によって大谷村の御用達等は莫大な経済的負担をしいられており、それと同時に、一般農民もまたその影響を大いに受けたであろうことは想像するに難くはない。

2 文化年代の大谷村の状況

小野光右衛門は享和元年(○)の七月に西沢孫右衛門から大谷村庄屋を引き継いだ。この年の年間経費は七貫目余、村借は四貫五百匁あった。その後、文化三年(○)には黒崎村との境界論争、同五年には氏神八幡宮の社殿の新規建立、同六年には寂光院の造作、同十三年、同十五年には他村との出入りがあった(内容は不明)。また、享和から文化にかけて

(表6) 御用金一覧表(表本は御用諸願書留帳及び、
永代御用記によって作成した)

氏名	文化7	文化12	文化15	計
	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁
川手与十郎	7.000	4.000	2.000	13.000
河手半十郎	3.500	3.000	1.000	7.500
林 蔵	2.000	300	0	2.300
茂右衛門	1.500	600	0	2.100
川手熊蔵	0	1.500	500	2.000
万之丞	1.500	0	0	1.500
金 蔵	0	700	0	700
小野光右衛門	0	200	0	200
惣 八	0	100	0	100
孫右衛門	0	100	0	100
弥次兵衛	0	100	0	100
代五郎	0	100	0	100
計	15.500	10.200	3.500	
領内御用銀総額	46.000	100.000	100.000	
大谷村のしめる割合	37%	10.2%	3.5%	

(表7) 大谷村大入用、災害、新村借一覧

年号	大入用事件	災害内容	新村借 頁 宛
享和元		内檢皆無当引	
〃 2		木綿不作に付御救、皆無当引	
〃 3			
文化元			
〃 2		大水	
〃 3	黒崎村と村境の論争		1.750
〃 4		大水、木綿不作に付御救	542.5
〃 5	八幡宮建立	木綿不作に付御救	1.500
〃 6	寂光院造作、水論の争		1.200
〃 7			
〃 8			
〃 9		早損	
〃 10	出入事件	大水、蝗害	3.500
〃 11		早損、木綿不作に付御救	
〃 12	水論訴訟		3.000
〃 13	出入事件	洪水、両作不作に付御救	
〃 14		早損	2.042
〃 15			

は打ち続く天災のため、大谷村は疲弊した。そこで村借の元銀を多少とも減少させることは不可能であり、やむなく新たに村借をするということをくりかえしていた(表7)。村借は一時しのぎにはなるが、その利一割七分を払わなければならない。その額は毎年一貫目から二貫目に及び、村はますます窮乏をしていく。村内の者だけではまかないきれず、有力地主が取次ぎをして他村の有力者から借銀して、村の経費にあてるといふことをくりかえしている。

「小割帳」によって村借の実態をみると、文化八年まではその利息を村民で分担して支払っている。それ以降文政元年までは村民が支払った様子はない。もちろん村借の元銀を支払った形跡はないから、その利息は村借の取次者が払ったものであるうか。文政二年からはまた村民が分担して利息を支払っている。「村借壹貫五百目之内、文政二卯暮五百目払入候分、拙者(庄屋小野光右衛門)借請に成」とか、「占見村幾右衛門二而借請辻式貫目之内、一貫五百目ハ中嶋愛次郎殿御借用、残五百目拙者(庄屋小野光右衛門)借用」など

からうかがえるように、村借であるにもかかわらず、庄屋あるいは他の村の有力者個人の借銀となって、元銀、利息とも彼等が負担している場合さえある。

次に文政二年、窪屋郡笹沖村の角屋という屋号を持つ高橋又兵衛の失脚と、その所有していた田畑が大谷村に返ってきた事件について記すこととする。先に宝暦・明和のころ外来金融資本が大谷村に侵入し、大谷村の田畑が大量に小野重郎兵衛の所有になったことを記した。この土地は、約三十年ほど経た小野重郎兵衛の子、五郎作の代、天明七年十二月には「同人不勝手」「借銀返済」のために、そのすべてが高橋又兵衛の所有となる。この時に一騒動があった。五郎作は、大谷村の播右衛門を訪ね借銀を払うために先の田畑を売りたいと申し出た。そこで播右衛門は、高橋又兵衛に話をもちかけて代銀二十四貫目で五郎作の田畑を売り渡すことに相談をまとめた。ところが、村方の者は「五郎作が相続しないのなら大谷村に請け返すべきであり、一言の相談もなく高橋又兵衛に売り渡すことはけしからん」ということで、播右衛門を相手取って井手の蒔田役所に訴訟をおこした。領主は「右御田地向後反別抜売、小作米上ゲ不_レ申」と決定し、結局は高橋又兵衛の所有となった。

以上のような経過で天明七年に高橋又兵衛は大谷村の田畑を手に入れたが、それから三十二年を経た文政二年の七月に、三百五筆の田畑合計十二町七反余を代銀六十貫目で大谷村の惣百姓の手に売り渡したのである。彼の没落の理由は浅口郡寄島の新開の失敗であったという。

さて、この件に関する売渡証文「壹年切売渡申田地之事」によれば、

御高合四拾五石壹斗式升壹合六勺
一 田畑預ケ畝合拾貳町七反八畝拾歩

浅口郡大谷村ニ而此方所持不_レ残小作人反別字領ケ米銀等、
元爪崎五良作方買取候節之通、少茂無_二増減_一、右帳ニ相認、
押印之上渡_レ之

内

田畑預ケ畝合七反三畝式拾七步

此度丈八殿に譲相渡分、合拾筆反別字畝高等

此御高式石五斗壹升四合五勺

別帳御座候

残領ケ畝拾式町四畝拾三歩

此御高四拾式石六斗壹升式合壹勺

小池三ヶ所相添

右売代銀六拾貫也

但元銀

右ノ田地売渡代銀、慥請取候処実正明白御座候……(下略)

文政二卯七月

窪屋郡笹沖村

売主 又 兵衛

同郡同村同人俵

仲 介

同郡同村

證人 孫右衛門

浅口郡大谷村

武右衛門殿

と記されている。売主は窪屋郡笹沖村の高橋又兵衛及び俵の仲介で、大谷村の年寄武右衛門宛になっている。しかし実際は武右衛門、太兵衛、河手熊蔵、川手与十郎、中嶋金蔵の五人で買い取っている。高橋の所持地は十二町七反八畝十歩で小野五郎作から買い取ったそのままである。このうち七反三畝二十七歩は、小作料取り立ての世話人であった丈八に譲る。したがってこれを差し引いた十二町四畝十三歩、高にして四十二石六斗一升二合一勺の田畑を六十貫で大谷村

に売り渡すというものである。先の証文には「右ノ田地売渡代銀儘請取候処実正明白御座候」と記されているところから、文政二年の七月に先の五人が六十貫の大金を都合したことになる。同年の大谷村年間経費が七貫余であるから六十貫の経費がいかに莫大であるかが知れる。この田畑の中に先に記した文治郎（象治郎）の小作地が預敵にして三反二畝余あるのである。

こういう事件のあった翌文政三年に庄屋小野光右衛門は破産した。やや長くなるが、小野光右衛門、大谷村民、象治郎との関係を示す資料が残っているので、破産から元の庄屋にもどるまでのいきさつを紹介する。

破産の原因について小野は「分限不相応、借財相重り」であり、そのため家を維持できなくなったという。小野は文政三年の年末の庄屋としての仕事即ち年貢の徴収とか百姓に渡す銀のこと等を一応すませた。そして、十二月十六日に家を捨てて吉備津宮神官の堀家右兵衛の所をたよって行った。春になったら妻子をつれて江戸の幕府の天文方手伝い山本文之進を訪ね仕官するつもりであった。ところが十二月十九日に大谷村から太兵衛が吉備津まで来て、借銀の方は軽くすませるよう取りはからっているので帰村してほしいと再三申し出た。また倉敷村の縁者の要蔵も迎えに来たため、とりあえず倉敷まで帰った。二十二日には判頭の総代として酒肴を持って磯右衛門が見舞いに来た。翌二十三日には判頭の三右衛門、清四郎の二人が来て、帰村してもらわなければ「何となく村方不_レ治一同致迷惑」していると申し出る。しかし、借財が払えるめどがつかないので帰村を断っていると、二十五日には津谷の総代として肴をもって友右衛門が見舞いに来た。二十七日の晩になり、年寄りの武右衛門の代理として保頭の五平・丈右衛門・太兵衛倅の定之丞の三人が迎えに来て、後始末の状況を伝えた。それによると十二月二十日から親類が集まって評議をした結果、太兵衛と丈右衛門の二人を頼んで、銀主方へ田地を渡したり、あるいは屋敷内の立木を売って借銀の返済をしている。だから早々帰村してほしいというのであった。そこで同夜三人と共に小野は大谷村に帰村した。

以上のような経緯で小野光右衛門は庄屋の座に復するのである。小野の不在中、隣家や親類の者の外、古川五平、藤

井礪右衛門、瀬平が庄屋としての用向きに当たった。また立木を伐採したり大束にしたり運んだりする作業を世話方の太兵衛・文右衛門が津谷（庄屋の家のある小字名）の者に頼んだところ、「津谷中不_レ残廿三日より廿七日迄相続き」手伝いをし、また「村中追々聞伝_レ合力」をしたのである。津谷以外で手伝いに出演した者は五十一人にも及んだ。（表C）この津谷以外の者の中で衆治郎の出役日数が多いことに気付かされる。二十四日は出演していたかどうか資料からは読み取りがたいが、もし出ていたら四十九人中最高の出演日数になるし、出ていなかったとしても三日間出演した者は八人おり、その中に衆治郎は入るのである。又作業の最初の日から出演していることも注目されることである。

年代が下がるが文政十年十月に家老が大谷村に来るについて衆治郎は庄屋宅の掃除夫に行っていること、また天保二年六月には庄屋の連人足として泊まりがけで領主役所に行っていることなどの資料が残っている。これらのことは金光大神を小野光右衛門のもとに手習いに行かせたということについて、衆治郎が「光右衛門はじめ、小野家の人々の信用を受け、つねに出入りしていた」という御伝記『金光大神』の記述を裏づけるものである。

次に小野光右衛門の借銀の状況をまとめると（表B）のようになる。この表の数字は、文政三年に田畑や立木等を処分して借銀の支払いに当てたものだけが記されているため、小野の借銀の全貌を示すものではない。事実「其上いまだ親類より之借銀も悉相済不_レ申」とも記されており、「万覚帳」によれば、約一貫五百匁程が未払いになっているようである。

さて、（表B）によると、文化八年から三貫目の借銀がはじまっている。そして文政三年には十貫目余になっていく。その借銀の内容について小野の村政にもかかわりながらこれをうかがってみたい。まず、この借銀の中で小野個人のためのものでなくて、村費不足のために借銀したと思われるものがある。横溝和七よりの三貫目、孫右衛門の一貫目、寂光院の五百匁など計五貫目がそれである。これは小野の借銀の約半分にあたっている。

次に「頼に付き預り」とある借銀である。これは川手与十郎の三百匁、清蔵の三百匁をはじめ八人、計一貫百四十六

(表8) 文政3年に支払った小野光右衛門の借銀明細

田畑を売却して支払った分				
年 号	銀 高	相手氏名	同人村名	備 考
文化8	3.000	横溝 和七	柳井原	借用(村借)
" 11	1.500	しも屋栄次郎	占見新田	借用
" 12	300	寂光院	大谷	借用
文政元	200	川手与十郎	"	借用
"	300	"	"	頼に付き預り
文政2	500	寂光院	"	村借の払のため
"	800	しも屋栄次郎	占見新田	借用
"	665.5	岩田屋十蔵	玉島	借用
"	156.8	左吉	大谷	頼に付き預り
文政3	400	しも屋栄次郎	占見新田	借用
?	500	万之丞	大谷	辻2貫目の内1貫500匁は中嶋借
?	1.000	孫右衛門	"	用倉敷太田屋茜屋より預り
計	9.322.3	8人	4村	
立木その他を売却して支払った分				
年 号	銀 高	相手氏名	同人村名	備 考
文政元	14.55	文右衛門	大谷	頼に付き預り
" 2	300.00	清蔵	"	"
" 3	22.74	与次兵衛	"	"
"	200.00	川手与十郎	"	年貢過銀の内講加入引
"	196.51	寂光院	"	"
"	16.98	金蔵	"	"
"	179.91	太兵衛	"	光右衛門世話料
"	138.34	象吉	"	金毘羅宮寄付銀集り
"	195.00	亀翁	"	頼母子講銀預り
"	18.76	金毘羅宮	"	散銭米集り預り
計	1.282.79	10人	1村	
合 計	10.605.09	16人	4村	

奴である。この「頼に付き」というのは年利一割二分から一割五分の利で庄屋が預かっていたものである。このことからして小野も金貸しをしていたことがうかがわれる。この預かった金を貸して利ざやをかせぐのである。当時は金を貸す時の金利は年利二割が普通であった。ところが小野はこの

貸す方には力を入れていない。金貸しの帳もなく「万覚帳」の中に心覚えのように少々記録してあるだけである。預かる方は一貫何百匁という銀高で、貸す方は一人宛一匁十匁でそれも少数の者だけである。だから預かった銀に対する利息を払うに足る程の銀高を貸したとはとうてい考えられない。小野の金貸しの運営は下手といふべきである。

以上の外の借銀は何に用いたものか、その内容は明らかでない。あるいは村運営のため、あるいは小野の私費に当てられたものであるかも知れない。当時は公私の区別があまりついていないため、個人のものと同村政のものと混同しているからである。

以上述べてきた内容を持った借銀を払うため、小野は所有していた田畑や立木その他の財産を処分したのであった。その失った田畑の面積は公畝一町九畝十六歩半（預畝一町六反十三歩）で、石高は六石五斗五升五合五勺であるから、この時小野はその所有田畑の六十八パーセントを失ったのであった。

このように領主の窮乏により、大谷村御用達への御用金の増大、大谷村内では災害、社寺の造営、出入り事件、村借の増大、高橋又兵衛の失脚などを通して、大谷村では有力地主層の下降、本百姓の増加という結果をもたらした。

以上当時の大谷村の状況をうかがってきたのであるが、残念ながらこれらの事件のあった文化七年から文政四年までの十二年間の「御物成帳」が散逸している。そのため細部を見てゆくことができない。そこで文化六年の「御物成帳」と文政五年の「御物成帳」とを比較しながらその間の傾向をうかがってみる。これを示したのが（表9）である。この表のうち、一石以上を減少させた八人をみると、高持百姓六十七人のうち（表10）の通り八人があがってくる。この者等は郷土、庄屋あるいは以前庄屋をしていた者、御用達、名字や帯刀を許されている者など、全員が大谷村の旧来から有力者である。これらが軒なみに持高を激減させていることがうかがわれる。大谷村の当時の村高は二百四十七石余であるから、八人の減高の合計六十七石五斗余というのは二十七パーセントにもあたる。その他一石以下持高を減じた者は二十三人でその合計は六石余となる。

(表9) 持高増減一覽 (文化6年と文政5年の御物成帳を比較して作成)
大谷村民のみ、入作は含まず

	田畑を増加させた者		田畑を減少させた者	
	人数	合計田畑	人数	合計田畑
一石以上	23人+1組合地 (内文政年間に高持になった者 8人+1組合地 1組合地とは、川手与十郎、福 武仁吉持の20石8315勺)	石 勺 73.5045	8人	石 勺 67.5937
一石未満	55人 (内文政年間に高持になった者 20人)	17.8325 5.8729	23人	6.0493
計	78人+1組合地	91.3370	31人	73.6430

(表10) 1石以上持高を減少させた者の一覽表

順位	氏名	文化6年の高	文政4年の高	差引減	減率
1	川手与十郎	404396	178202	226194	56%
2	河手半十郎	232584	51080	181504	78%
3	遠藤茂一兵衛	99943	37450	62493	63%
4	小野光右衛門	95720	37983	57737	60%
5	中嶋愛右衛門	91015	18047	72968	80%
6	西沢万之丞	85835	56774	29061	34%
7	西沢丈右衛門	34500	6016	28484	83%
8	寂光院	98680	81144	17436	18%

(なお、文政4年の高は、文政5年の御物成帳から計算)

これに対して、逆に高を増加させた者が七十八人もいる。この内高持百姓で一石以上自分の田畑を増加させた者十五人(この中に桑治郎も入る)。一石未満増加させた者三十五人、無高だった者でこの十四年間に一石以上の高持百姓になった者は八人、同じく一石未満の者は二十人である。この外、川手与十郎・福武仁吉の組合地の二十石八斗余という高が文政五年には記されている。これは、先に記した文政二年、笹沖村の高橋又兵衛の失脚により、大谷村に入ってきた田畑の一部である。この田畑は次第に皆に売り渡され、天保六年(三)で処分を終わっている。

以上記してきたように大谷村では、文化六年から文政四年の間に、

有力地主の没落、本百姓の増加という現象がおきているのである。

3 遠藤茂一兵衛、川手与十郎より田畑を購入

以上のような象治郎をとりまく大谷村の状況は、結果的には彼にとって有利に展開した。先ず、文化七年に購入した畑について、遠藤茂一兵衛との関係で記してみる。

遠藤は文化五年の「御物成帳」によると、十一石七斗余の高持で川手与十郎・河手半十郎に次ぐ村内第三位の大地主である。ところが文政四年の持高を「御物成帳」で調べてみると、三石八斗弱になっているところから、六十八パーセントの田畑を失ったわけである。「田畑山林質入売渡奥印帳」によると、文化三、四年は売り渡し田畑はないが、文化五年には一貫目以上、同六年には三貫目、同七年には三貫目以上の田畑を売ったり質に入れたりしている。それに対して買い入れ田畑はほとんどない。(表D) また「御物成帳」によって遠藤の年貢

の収支決算を計算してみると(表11) のようになる。即ち文化二年、同五年には米で納めるべき年貢は規定以上の量を納めているが、文化六年は納めるべき年貢米が減少しているにもかかわらず、それをはるかに下まわる量しか納入していない。納入米が多ければそれを銀に換算した分だけ銀納する額は少なくなり、足らなければその分だけ銀納にプラスされてくる。そういう関係で文化六年は前年の約二倍半の銀納になっている。年貢銀納入状況を見ると文化二年は完納しているが、文化五年は十六匁余、文化六年は百六十六匁余が未納のままになっている。

(表11) 遠藤茂一兵衛年貢納入一覧

	年貢米高	納入米高	差引残高
	石 匁	石 匁	石 匁
文化 2	8.9310	10.0000	1.0690納過
" 5	9.2045	14.3633	5.1588 "
" 6	7.7506	2.9589	4.7917不足

	年貢銀高	実際納入した高	差引残高
	貫 匁 厘	匁 厘	匁 厘
文化 2	385.48	385.48	0
" 5	460.67	444.44	16.23不足
" 6	1.129.35	962.38	166.97不足

本表は御物成帳から作成、上表の納入米は下表の数に入っていない。年貢の中から納米を差引いたものが下表の年貢銀高になっている。したがって下表の不足分がその年の年貢の未納額となる

以上「田畑山林質入売渡奥印帳」、「御物成帳」などにより、文化五、六年ごろから遠藤の経済的状況が崩れてきていることがわかる。こういう中で、田畑を売り払った銀高が一番多い文化七年に糸治郎は遠藤から三畝の畑を購入したのである。文化三年には与八が遠藤に四十匁で古林を売っている。また文化六年には何の経費かは不明であるが五平の取次ぎで八十九匁余を彼に渡している^②。このように遠藤家と与八（川手家）とは以前からなにかと関係があった。この関係を更にうかがうものとして、三畝、高にして七升五合の畑を僅かに十匁で購入していることがある。即ち遠藤の田畑売り渡し状況を文化三年から文政二年まで調べてみると、一石あたりの売り渡し銀は、大きな幅はあるが、一貫目〜三貫目ぐらいであろうか。（表E）ところが糸治郎の購入高は一石あたりにしてみると百三十三匁にすぎず、普通の110〜120程の値で畑を購入したことになる。このことは遠藤との関係が糸治郎に好都合に働くものであったと想像される。糸治郎がなぜ三畝の畑を購入できたかということについて、

一 与八の江戸奉公銀なども入り、借財を払うめどがつき、十匁の銀が都合できる程の経済的基盤があった。

二 遠藤の経済的基盤が崩れてくる中で、以前からの関係で極端に安い価格で購入できた。
等のことと考えられる。

次に文政二年に糸治郎が百匁で購入した田畑一反九畝歩半について川手与十郎との関係で記してみる。その前に川手家の当時の経済状況をうかがっておきたい。川手家は寛永十二年（1635）から寛政元年（1798）までの間、七代にわたって庄屋を勤めた家である。「御物成帳」によれば享和三年（1812）は二十二石余、文化二年（1805）には三十五石余、文化七年には四十二石余の持高になっているが、文政四年（1821）には（表10）の通り十七石余の持高に激減している^③。「田畑山林質入売渡奥印帳」で川手与十郎の田畑移動による銀高を調べてみると（表12）のようになる。文化九年までは順調に高を増加させていることが田畑売り渡し代銀の上からもうかがえるが、文化十年以降は売り渡し田畑の銀の方が買い請け田畑の銀の高より多くなっている。したがって、文化十年ごろから川手与十郎の経済的基盤の変化があったと推定される。

(表12) 川手与十郎田畑売り渡し状況

年号	買請田畑代	売り渡し代	差引
	貫 匁 厘	貫 匁 厘	
文化3年	773.00	0.00	733.00
“ 4年	500.00	0.00	500.00
“ 5年	2,420.00	700.00	1,720.00
“ 6年	3,052.14	360.00	2,692.14
“ 7年	2,414.28	?	?
“ 8年	5,422.92	0.00	5,422.92
“ 9年	2,663.00	0.00	2,663.00
“ 10年	4,678.57	6,772.50	-2,093.93
“ 11年	1,330.00	2,592.50	-1,262.50
“ 12年	4,955.46	6,490.00	-1,534.54
“ 13年	7,395.40	6,780.00	-615.40
“ 14年	3,782.40	10,150.00	-6,367.60
文政元年	1,035.00	3,940.00	-2,905.00
2年	8,607.00	12,370.00	-3,763.00

(田畑山林質入売渡奥印帳から作成)

の失脚にも影響をうけた。先にも記したように高橋の所有の田畑は預敵十二町余(公敵四町二反余)、高にして四十二石余(公の享和三年の名寄帳では三十二石六合余)であり、この田畑を六十貫で大谷村の武右衛門名義で買い請けたのであった。しかし名義は武右衛門であったが、この田畑のうち約六十五パーセントの二十石八斗余は、川手与十郎・福武仁吉の組合地として登記されている。このことは六十貫目の六十五パーセント、即ち四十貫弱は川手与十郎と福武仁吉が負担したことを意味する。なお福武仁吉は川手与十郎の実弟で、小田郡横谷村の庄屋福武幸十郎の養子に行った者である。この時代には、大谷村の有力地主は軒なみに持高を激減させた。その中でも(表10)の通り一番多くの田畑を失ったのが川手与十郎であった。このように有力地主には不利、一般農民にとっては有利な村の状況であった。こういう村内

この文化年代の大谷村は、先にも記した通り災害や訴訟事件及び宮寺の造作などで相当の経費がかかった。当時宮寺の勸化銀は家格によって定まるので、川手与十郎はかなりの額を負担しているはずである。また災害による収穫減の打撃、更にその復旧工事の負担額も大地主だけに大きかったであろう。庄屋小野光右衛門の村政のための村借も彼を圧迫した。庄屋は村民の負担を寛政年代の庄屋のようにはしなかった。(表F) 毎年の負担を平均化するために有力者の取次ぎで村借をした。これが川手与十郎の経済力を圧迫したのである。

また領主からの御用銀も彼を圧迫した。文化七年から十五年迄の九年間に、分かるだけでも前述の通り十三貫目という多額の御用銀を納めている。文政二年、笹沖村の高橋又兵衛

状況であった文政元年、糸治郎は川手与十郎から本田五筆の田畑を太兵衛の證人のもとに買い請けることにし、百匁の銀を川手与十郎に支払った。そして文政二年から五筆の田畑は糸治郎の所有になったのである。(文政二年四月二十九日に庄屋は奥書している)

さて、糸治郎がこの時購入した二反弱の五筆の田畑の代銀は百匁であった。この百匁というのは、遠藤茂一兵衛の時に購入した価格と同様極端に安価である。川手与十郎が売り渡した田畑の価格を、「田畑山林質入売渡奥印帳」で文化十四年(文政七年)までを調べてみる(表G)と次のようになる。

一石あたりの売り渡し価格は七匁の土地もあるし最高三十七貫目というのものもある。平均価格を出しても意味がないが、一貫目(三貫目)が相場であると考えられる。そうすると糸治郎の購入価格は一石あたり七十四匁であり、普通の10(140)という極端に安価なものとなっている。

このように安価に売買される例が見られるのは文政元年の暮れからである。とくに文政二年の暮れ、笹沖村の高橋又兵衛の失脚後に多くみられる。この時代、安価に購入した農民を調べてみると、以前笹沖村の高橋の田畑を小作していた者及び高橋失脚後川手与十郎、福武仁吉の組合地となった田畑をその年に購入した者が多い。してみると高橋の失脚によって田畑が安価に売買されることになったという面もあったであろう。この流れの中で糸治郎も川手与十郎から田畑を安価に購入することが可能であったと考えられる。

さて、ここで問題になるのは、文治郎関係の笹沖村の高橋又兵衛の小作地はどうなったのかということである。先にも記したように高橋が失脚した時の「引渡帳」には、文治郎の名前で三反二畝十一歩の田、一畝十五歩の畑を耕作していた。文政二年は文治郎の死後十九年を経過しており、糸治郎の代であるが、この時はまだ文治郎名義が残っていた。このことは糸治郎が小作地をそっくりそのまま引き継いでいた事を示している。この田畑は高橋又兵衛の失脚後、川手与十郎、福武仁吉の組合地となったと考えられる。文化六年、高橋が所有していたころの「御物成帳」によれば、与八

から高橋に一石三斗の米を納めていることが記されている。これはおそらく小作料（定米）であろう。ところがそれより十三年後、文政五年の「御物成帳」をみると、衆治郎の頃の中に「一石三斗、納米」と記されてある。更に文政七年は一石を、文政九・十・十二年は文政五年と同じ高の一石三斗を川手与十郎から衆治郎が受けている、外の年は資料なし。普通であれば、この逆になるはずである。なぜこうなっているのかは不明であるが、高橋の没落が川手与十郎との関係で衆治郎に好都合に働いたことの証左の一つにはなる。

おわりに

川手文治郎は、村での地位はかなり高かったが、宝曆・明和ごろ自分の持っていた田畑を失ってしまった。宝曆七年には、自分の屋敷地までも他人の手に渡っている。このように没落していったのは文治郎一人ではなかった。ちょうど、外来の資本が大谷村に侵入して来たことにより、農村分解がすすみ、村民の多くが没落していった時と期を一にしている。明和七年の「御物成帳」によると、善兵衛は屋敷と多少の田畑を所有していることが分かる。しかし、衆治郎が家督を継いでからは一段と窮乏した。

文化から文政にかけて、大谷村は災害の多発及び出入り事件、宮寺の造作などによる村費の増大、村借の増加という現象がおきてくる。また村の有力地主は、領主の窮乏による莫大な御用金の付加及び笹沖村の高橋又兵衛の失脚などが大谷村の状況に加重され、それまでの田畑を維持することができなくなった。庄屋小野光右衛門の破産などはその最たるものであろう。旧来の村の有力者は自分の持高の八割く六割を失った者も多かった。その反面本百姓が激増した。また以前から一般の本百姓もその持高を多くの者が増加させた。即ち、有力地主に不利、一般農民に有利な村の状況が文化から文政にかけておきた。

そういう中であって、彙治郎は平均よりかなり多くの持高を伸ばすことができた。もちろん彙治郎が小作を多くしていたこともその原因の一つであろう。しかし、この時期に持高を増加させた者の大半は後になって持高を減じている。しかるに彙治郎は、この時購入した田畑を維持しているのである。これは彼が経済的に安定した生活ができるほどの働きがあったということを裏づけるものである。

なお、今回は文政二年以降の彙治郎については記さなかった。今後は文政二年以降の彙治郎、あるいは文治郎以前の川手家についても研究をすすめてゆきたい。

(教学研究所員)

注

① 別冊『金光大神』註釈六一頁には、川手与十郎の養子秀太郎から購入しているように記されているが、秀太郎が家主になったのは天保四年であり、「田畑山林賃入売渡奥印帳」にも川手与十郎が彙治郎に売ったことになっている。

② 青木茂『尾道短期大学紀要』第一輯

③ 文化十癸酉八月 池田内匠頭様御領分窪屋郡笹沖村仲介々当村播右衛門ヲ相手取願出候田地差纏一件

④ 文治郎が堤番その他で得た給銀をそのまま他人にまわしたものは次の通りである。この他数件自分の手に入ったものがある。

庄屋に渡したもの (明和五・七、天明三、寛政元)、爪崎村重郎兵衛に渡したもの (天明元・二・三・六・七)、磯右衛門に渡したもの (明和八)、藤治郎に渡したもの (安永二)、こなしやに渡したもの (安永三・四)、儀左衛門に渡したもの (安永九) — 以上「小割帳」より —

⑤ 笹沖村の又兵衛の田畑を小作していた者を「引渡帳」から調べてみると次頁の(表A)のようになる。

⑥ 外に文治郎・善兵衛が保頭であることをうかがいうるものとして次の資料がある。

一 拾匁 保頭紙代 (明和二年小割帳)

内四分四厘 庄屋指引ニ払済

メテ九匁五分六厘

十二月廿七日善兵衛へ渡すミ

一 壺石貳斗 保頭給 (明和七年小割帳)

内

壺石五升 庄屋入済

三升 長右衛門、弥兵衛入済

五升 新左衛門二入済

(表 A)

氏名	田畑合	氏名	田畑合
元兵衛	8.5.08	太平次	1.2.18
磯右衛門	5.7.12	勘兵衛	1.2.15
治郎右衛門	4.8.14	千藏	1.1.12
藤九郎	3.9.21	源藏	1.1.10
清藏	3.9.15	甚五郎	1.0.13
嘉平	3.8.03	甚右衛門	1.0.10
清八	3.6.27	忠五郎	1.0.07
長八	3.6.06	六兵衛	1.0.06
文治郎	3.4.26	伝四郎	1.0.05
兵次良	3.2.08	吉郎右衛門	1.0.02
万吉	3.0.25	四平太	1.0.00
利兵衛	2.9.05	重太郎	1.0.00
庄八	2.8.09	定六	1.0.00
太八	2.7.28	初右衛門	9.24
弥兵衛	2.7.22	善吉	8.23
甚七	2.6.18	新六	8.20
伝右衛門	2.5.17	市兵衛	8.17
善藏	2.5.12	市三郎	8.10
三郎右衛門	2.3.23	平兵衛	6.00
新左衛門	2.3.21	柳右衛門	5.26
太作	2.3.18	千太郎	5.15
長兵衛	2.2.10	才兵衛	5.09
徳藏	2.1.20	久平	5.00
長左衛門	2.0.21	与次兵衛	4.26
紋七	1.9.00	藤次郎	4.10
文右衛門	1.7.29	惣富	4.00
岩五郎	1.7.07	佐吉	4.00
弥七	1.5.00	文藏	3.22
長七	1.4.24	新藏	3.12
善次郎	1.4.01	富七	3.10
茂平次	1.3.27	徳治	3.□
平六	1.3.24	武八	2.20
丈助	1.3.15	武七	2.20
代藏	1.3.05	岩八	2.10
伴藏	1.3.00	八良	1.20
源重郎	1.3.00	茂八	1.20
為之丞	1.3.00		

⑦

十一月文次郎改
一 老斗五合

鼠切米

(明和五年小割帳)

式升 善兵衛入済
ノテ五升
代三又式分三厘庄屋入辰ノ帳へ出ス
一 拾匁 保頭紙代済
文次郎ニ渡し
十二月廿七日直

⑧

一 式升八合五勺 鼠切米 (明和七年小割帳)
但六俵廻り十二月十九日文治郎改
「小割帳」には次のように記されている。
一 九分 御制札場作料半日
一 拾式匁五分 新田車場橋
庄屋ニ入済 木代善兵衛ニ入 (天明三年)

一 六匁書分 (賀茂宮繕入用) (天明七年)

三ヶ村より
大工善兵衛渡ス

⑨ 松本屋多介関係の訴訟文書

訴訟人多介幼年ニ付、代親類新兵衛奉_ニ願上_ニハ。當多介父義年
來干鬪并_ミやし類商売渡世仕罷有_ハハ、去_レ辰戌年_ノ相煩_ヒ然_レ
共渡世之儀乍_ニ病中_ニ不_レ絶商売致_ハハ、追々病氣指重_リ亥年暮
病死仕_ハニ付、売掛相払_ハ旨段々催促仕_ハ得共、彼是申延_シ
幼年之子悴跡商売も得_不レ仕段見込外一切_{□□}不_申ハ。然ル_□
_{□□}多介義ハ所_ニ而他借仕_ハ而渡世仕_ハ義故、銀主_方ハ催促
仕_ハニ付無_ニ是非_ニ田畑家財売払銀主_方ハ入込_ハ得共引足り_不
レ申、勿論渡世御_□出来_不レ申_ハニ付、右之訳合実意_ヲ以掛合_ハ
得共、一同申合_ハ様相払_不レ申、難儀至極仕_ハニ付無_レ抛_□掛_ニ
御役介_ハ。何卒前書相手之者_□被_ニ召出_テ、別番算用書之通済
方仕_ハ様被_ニ仰付_レ被_レ爲_レ下_ハハ、名家相統仕_ハ売_□御慈悲難
レ有仕合奉_レ存_ハ。依之乍_レ恐_レ以_ニ書付_ニ奉_ニ願上_ハ。以上

浅口郡阿賀崎新田村松本や多介方肥類年_ニ買取_ハ之_ハハ、右代銀
相滞居申_ニ付、多介_方去_テ暮當村御役人中迄願出_ハ故、私共_□
寄御札之上済方埒立仕_ハ様、村役人中_方御申付有_レ之_ハニ付、
早_ニ多介方_ハ罷越、色_ニ対談仕_ハハ共、何分大銀之義_ニ御座_ハ
而、急_ニ訳立_不レ申、彼是之及_ニ掛合中_ニ去_レ五月_ノ當御役所_ニ御
訴訟_ニ罷出_ハ故、其節私共御呼出し御吟味之上済方仕_ハ様被_ニ
仰付_ハニ付、其後度_ニ多介方_ハ罷越直対及_ニ掛合_ハ得共、相

済不_レ申、猶又此度再御願_ニ罷出_ハニ付、一同被_レ召出、御
札被_レ爲_ニ仰付_ニ恐入奉_レ存_ハ。是迄多介方應對仕_リ、始末左_ニ奉_ニ
申上_ハ。

松本屋多介義先達而御訴訟奉_ニ申上_ハハ刻、済方仕_ハ様被_ニ仰渡_ニ
ハ段奉_レ畏、兩度罷出、應對仕_ハハ、先方_へ致而嚴敷申聞中々
直対請付不_レ申様奉_レ存_ハ。去暮杯度々罷越_レ得逢対仕_ハ上、
先二種・小麦等少し宛_ニ而も相渡_シ可_レ申上_ハハ相談仕_ハハ、皆
済出来申義_ニハ、兎も阿_レ元利銀高之内_へ入銀_ニ致置_ハ義
ハ、承知得_不レ仕_ハ甚_ク手強_ク申聞_ハハ共、私共乍_ニ貧窮_ニ當村有
合之品何_ニ不_レ寄、少々_ニ而も指入申度、実意を以掛合_ハ得共、
決而頓着不_レ仕_ハ故、指當_リ如何様共可_レ仕手段無_ニ御座_ハ無_レ抛
延引考弁仕罷在_ハ。申又_ハ此度再御願_ニ罷出_ハニ付、私共被_レ
爲_ニ召出_テ、是迄等閑仕_ハハ、如何之埒_ニハ哉と嚴敷御札之上諸
訳立_ハ様被_レ爲_ニ仰付_ニ奉_ニ承知_ニ申_ハ。當夏方も當村礮右衛門左
吉兩人度_ニ罷出、多介代新兵衛と申者_へ應對仕、何卒元銀_ニ而
年賦_ニ致_シ囉度旨段_ニ及_ニ掛合_ハハ、年賦仕_ハ義ハ決而承知
得_不レ仕由、手代_{より}申聞精_ニ相願_ハ得共、一向聞入_不レ申_ニ付
無_ニ余義_ハ罷帰_リ、私共_ハ右之趣申聞、甚_ニ以_ニ當恐_ニ至極仕_ハ。然_ハ
ハ、私共_方一向何之掛合も不_レ仕様此度申上_ハハ、如何之義_ニ
御座_ハ哉、難解奉_レ存_ハ。元來私共肥代払不足勿論、御上様御
役介罷成_ハ御事、疎略_ニ奉_レ存_ニ掛合、等閑_ニ可_レ仕_ハ様無_ニ御
座_ハ。孰_レも済方埒立_不レ仕_ハ而ハ、銀主手前_ハ勿論、奉_レ対_ニ
御上様_へ奉_ニ恐入_ニ御義_ニ御座_ハ故、此上も銀主_へ相敷是非_□

共年賦済ニ致し貰不レ申而ハ貧窮之私共何と可レ仕様無ニ御座ニハ。
 併最早私共へ直對ニ而ハ相整不レ申御事ニ御座ハ間、乍レ恐右之
 趣御賢慮被^レ爲ニ成下、私共直對ニ而連々欺入置通、元銀年賦
 承知仕具ハ様偏御慈悲ヲ以、御掛合被^レ爲遊被^レ爲下ハハ、
 難有仕合奉^レ存ハ。右御吟味被^レ爲ニ仰付^レハニ付、私共對応ニ
 而及^レ掛合ハ趣、乍レ恐口書奉^レ指上^レハ 以上

丑八月

⑩ 杉屋訴訟文書

乍レ恐奉^レ指上^レ口書

大原四郎右衛門様御代官所淺口郡阿賀崎新田村杉屋忠介ハ私共
 相手取、肥類買取代銀差滞ハ一件、今般御訴訟奉^レ申上^レハニ付、
 御呼出御味吟之上、早々訳立仕^レ様被^レ爲ニ仰付^レ恐入奉^レ畏ハ。
 是迄忠介と掛ケ合仕^レ趣左ニ奉^レ申上^レハ。

一、忠介ハ奉^レ申上^レハ通、私共借用ニ相違無ニ御座ニハ得共、多
 人数之内ニハ算用違入れ込もの品々立落等も有^レ之様相見ハ、
 猶又親共存生中得意仕^レ而已ニ而當時取引不^レ仕者も有^レ之并年
 数相立ハ古借杯も、去秋冬中段々及^レ掛合ハ而、元銀年賦払承
 知仕具分も有^レ之、いまだ相済不^レ申分も右准シ追々掛合埒付可
 レ申^レ奉^レ存居申^レハ、此度何之繕合も不^レ仕、年々高利足積立
 元利大造之銀高ニ仕、願出^レ段御役介奉^レ恐入、且貧窮之私共
 當惑至極奉^レ存ハ。訴状面ニ近年ハ身元宜敷者迄払入不^レ申数度
 催促仕^レ得ハ不法之返答仕^レ向頓着不^レ仕様奉^レ申上^レハ得共、
 此段大ニ齟齬仕候。元来私共肥代払不足不法之返答仕^レ覚毛頭

無御座ハ。何卒然と訳立仕度奉^レ存罷在^レ得共、渡世方極難
 涉之私共兼々元銀皆済可^レ仕手段無ニ御座ニハ心配仕^レ。去年中掛
 合來ハ。度々右之段以^レ実意断申入^レ義ニ御座ハ。然ハ訴状
 面様々相巧剩元銀年賦承知仕具ハ義も變約仕願出^レ段苦々敷義
 奉^レ存ハ。併此上御双領様奉^レ掛^レ御役介^レ義重々奉^レ恐入^レ間
 今一応直對掛合仕熟談済仕度奉^レ存^レ間、於^レ忠介も數年得意
 中大造之銀高取引仕^レ内、聊私残銀之義ニハ間、厚老弁仕無
 如才^レ對談仕具^レ様被^レ爲ニ仰付^レ被^レ下様倉敷御役所へ御掛合被^レ
 爲^レ成^レ下^レハハ、重々御慈悲難^レ有仕合奉^レ存ハ。右御糺ニ付乍
 レ恐有姿以^レ書付^レ奉^レ申上^レハ 以上

子五月三日

須惠村 大谷村 相手惣連印

⑪ 松本屋の肥代借銀者一覽 (御用諸願書留帳、御物成帳より作成)

順	氏名	借銀	年數
1	文 藏	231.87	?
2	平 太郎	214.00	1.675
3	八 藏	172.19	1.617
4	丈 八	162.36	22.431
5	善 兵衛	159.45	0
6	和右衛門	151.28	?
7	弥次兵衛	127.97	?
8	糸 八	127.01	14.474
9	富 次	110.74	4.954
10	要 藏	108.67	3.917
11	多 平	105.90	580
12	兵 次	104.97	?
13	善 太郎	98.06	4.492
14	九右衛門	94.22	773
15	瀬 介	89.41	?
16	太 兵衛	77.66	2.770
17	八 郎	74.74	460

文化二十二年、二一	与八	七二 匆長	藏 磯右衛門	五六〇番
文化元、十二、一九	与八	六〇 匆長	藏 磯右衛門	五六〇番
享和三十二、二六	与八	二〇 匆磯右衛門	五平	五六〇番
年月日	家主	質銀	質主	證人
				地番

⑬ 別冊『金光大神』には「糸治郎は、江戸出府に先だち、家督を弟与八に譲った」(二七頁)と記されている。

⑭ 江戸屋敷奉公について——」(金光教教学研究所第七回総会発表レポ-ト)によった。

⑮ 大井智子・難波敏江「旗本蒔田領における年貢収集形態と農民の負担」九三頁〜一〇二頁

⑯ 下(表B)参照

18	郎	72.72	23.323
19	大兵衛	65.82	320
20	右衛門	62.44	?
21	伝兵衛	62.32	6.932
22	嘉兵衛	56.75	10.888
23	千藏	40.94	2.713
24	又七	37.44	?
25	栄藏	30.86	20.819
26	万兵衛	30.62	?
27	億八	25.86	3.183
28	忠藏	25.42	1.663
29	文右衛門	23.22	9.530
30	久兵衛	18.23	380
31	糸治郎	14.85	940
32	徳藏	13.55	?

(表 B)

未払銀高一覧(杉屋忠介訴状により作成)					(御用諸願書留帳より作成)	
文化13年4月現在					同年12月支払銀高	
順	年数	元利高	持高 文化6年	氏名	氏名	払銀
1	文化11年~12年迄の元利	100.00	7.260	長藏	?	不明
2	文化7年~	91.66	10.454	紋五郎	(文化7年死亡絶家)	
3	文化11年~	71.07	3.183	奥八	奥八	30.00
4	文化5年~	54.89	無高	嘉次郎	嘉次郎	13.00
5	文化9年~	54.82	無高	和吉	和吉	20.00
6	文化11年~	46.29	(新左衛門内別) 3.242	万平	万平	15.00
7	文化10年の元利	38.56	940	糸治郎	糸治郎	15.00
8	文化12年の元利	37.12	無高	石藏	石藏子 嘉平	3.88
9	文化10年~12年迄の元利	26.42	741	与次兵衛	与次兵衛	10.00
10	寛政10年~	25.69	無高	源藏	?	不明
11	文化7年~	20.04	(武右衛門内別) 1.485	代藏	?	不明
12	文化12年分元利	18.76	115	半兵衛	?	不明
13	文化7年~12年迄の元利	5.00	無高	吉藏	?	不明

⑰ 「御用諸願書留帳」及び領主への願上書による。この御救銀は一匁、特別な場合でも二匁程度である。一匁の銀を一年間の御救銀として受けても、ほとんど生活の足しにはならない。当時お上り御救銀を出すのは、難渋者を救済してやっているという事を強調するためのものである。したがって御救銀を受けたという事は、貧窮者であったという目やすにはなるが、実際はどうであったのかという疑問が残る。但し「糸治郎母」の場合「殊ニ老人子供病身者等ニ而持等も得不仕」のうち、老人、病身であったということも考えられる。

⑱ 「文政辛巳（文政四）十二月、御口達之写シ惣百姓請印帳」の最初の所に「去ル申年（文化九）より丑年（文化十四）迄五ヶ年之間、御役所始御家中村々一同儉約被_レ仰出_ニ、其後右年限中同様儉約相守候事ニ候得共、猶又未年（文政五）ノ正月より向卯（天保二）十二月迄十ヶ年之間□□儉約被_レ仰出_ニ候間……」と記されている。

⑲ 児玉幸多『近世農民生活史』九〇・九一頁

⑳ 「文政三年辰十二月、借銀方輕濟并分限帳」、この帳は、小野光右衛門が破産した時の借銀及びその払いの明細が記されているものである。これによれば、村借の元銀を「小割帳」に出したのが、自分の借銀になってしまったということなども記されている。

㉑ 享和三年「大谷村名寄帳」、笹沖村又兵衛の所に「又兵衛地不_レ残文政二卯年武右衛門名前ニ而太兵衛外五人之買取取候。

此内連中分ケ口并追々他へ売払候訳、左ニ記す」とある。また文政二年八月付の証文「老年切売渡申田地之事」の中に「又兵衛所持不_レ残此度私共買請候」とあり、その中に武右衛門、太兵衛、河手熊蔵、川手与十郎、中嶋金蔵の名前がある。また先に記した享和三年の「名寄帳」にもこの五人で買い取ったようになっている。

㉒ 注⑳参照

㉓ 小野啓鑿翁行状

㉔ 与八の江戸奉公給の中から八十九匁五分三厘を五平の取次ぎで遠藤に渡している。

㉕ 下表は「御

物成帳」から作成、但し、

資料散逸の年

でも、復元可

能な年は計算

して算出した。

なお、文政

四年以後、川

手与十郎・福

武仁吉の組合

地の二十石八

斗余は含んで

川手与十郎持高一覧

年号	石高	年号	石高
天明 7	15.5574	文化元	34.0411
" 8	15.5825	" 2	35.1104
寛政元	15.9138	" 3	38.9240
" 5	26.2615	" 5	39.2099
" 6	26.1726	" 6	40.4396
" 7	26.2466	" 7	41.3846
" 10	27.3995	文政 4	17.5292
" 12	28.6318	" 5	17.8202
享和元	28.9330	" 6	17.8322
" 2	32.7963	" 7	18.4936
" 3	22.5233		

(表C) 小野家の為奉仕した者及び日数表

いない。

氏名	23日	24日	25日	26日	氏名	23日	24日	25日	26日
衆 八	△	○	○		新 蔵		○		○
弥右衛門	△				源 兵衛			○	
長 兵衛	△				市 兵衛			○	
七 平	△				平 太郎			○	
又 七	△	○			代 蔵			○	
善次郎	△				多 七		○		
多 十	△	○	○		川手熊蔵		○		
衆 治郎	△	?	○	○	常七後家			○	
浅右衛門		○			万 之丞			○	
左 平		○	○		半 蔵			○	
左 吉		○	○	○	貞 蔵			○	
繁 八		○	○	○	繁 蔵			○	
与次兵衛		○	○		仁左衛門			○	
奥 八		○	○	○	惣 兵衛			○	
左 三次		○							
弥次兵衛		○	○		51人	8人	24人	28人	19人
弁次郎		○			△印は途中から奉仕したことを示す。 この外津谷の者全員が23~27日迄奉仕している。				
伝右衛門		○	○						
庄 吉		○	○						
理 喜蔵		○		○					
六 之丞		○		○					
要 蔵		○	△	○					
菅 之丞			○						
孝右衛門			○						
瀧 蔵			○	○					
長右衛門			○						
長 蔵		△	○	○					
万 平			○						
川手又五郎				○					
官 次				○					
嘉 平				○					
理右衛門				○					
衆 八				○					
平 九郎				○					
安 五郎				○					
政右衛門				○					
平 八				○					

(表D) 遠藤茂一兵衛田畑売り渡し一覧

年 号	売 先	売渡	質入	代 銀	奥 書
文化 5	玉 島 嘉右衛門	○		? 匁	文化5年12月24日
"	熊 久 兵 衛	○	1年切	500.00	" 12月3日
"	金 兵 衛	○		54.00	" 12月28日
"	金 藏	○	○	600.00	" 12月29日
計				1,154.00	α
文化 6	頼 母 子 講 連 中		10年	2,000.00	文化6年12月22日
文化 7	桑 治 郎	○		10.00	文化7年9月1日
"	初 五 郎	○		1,500.00	" 12月25日
"	半 十 郎	○		1,560.00	" "
"	久 兵 衛	○		300.00	" 12月7日
"	忠 藏	○		112.00	" 12月29日
計				3,482.00	
文化 8	川 手 与 十 郎	○		622.92	文化8年2月18日
"	惣 八	○		800.00	" 閏2月14日
計				1,422.92	
文化 12	繁 藏		○	620.00	文化12年1月17日
文化 13	利 喜 太	○		300.00	文化13年2月7日
"	茂兵衛・辰次郎		○	800.00	" 12月28日
計				1,100.00	
文化 14	利 喜 太	○		1,600.00	文化14年12月22日
"	藤 平	○		260.00	" "
計				1,860.00	
文政 元	太 八・栄 藏 丞	○		800.00	文政元年12月25日
"	源 之 丞	○		550.00	" 12月26日
"	久 之 丞	○		1,900.00	" 12月27日
計				3,250.00	
文政 2	阿賀崎新田村十藏		○	400.00	文政2年12月26日

遠藤茂一兵衛田畑買い取り一覧

年 号	買 先	買取	質入	代 銀	奥 書
文化 3	与 八	○		40.00 匁	文化13年12月15日
文化 7	平 太 郎		○	170.00	文化7年12月晦日
"	" "		○	60.00	" 12月28日
"	" "		○	204.00	文化9年請返
計				434.00	
文化 8			○	60.00	文化8年12月28日

(表E)

遠藤茂一兵衛売り渡し田畑一覧

文化3年より調

地番	高	計	代銀		1石に付	石付	質	買(売)主	奥書
			貫	匁					
本 876	石 730	1.7796	500	281	○	1年	玉島 嘉右衛門	文化5 12/24	
古1028	1.7066								
古1030	7973								
山開	2000	3450	600	1.739	○	○	熊久兵衛	" 12/ 3	
" 201	1450								
本 944	2540								
" 956	600	1.3560	2.500	1.844	10年	○	頼母子連中	文化6 12/22	
古 962	7200								
古1032	4800								
" 965	960	1.4212	10	133	○	○	象治郎	文化7 9/ 1	
開 354	750								
古1033	7066								
" 1029	7146	1.0900	1.560	1.431	○	○	初五郎	" 12/25	
本 947	4000								
" 945	1800								
" 943	1800	3300	300	3.000	○	○	半十	" "	
" 933	3300								
開 312	1000								
開 318	290	62.292	112	3.862	○	○	久兵衛	" 12/ 7	
古1017の内畑	6080								
本 912	679								
" 914	460	3539	800	2.261	○	○	惣八	" 閏2/14	
" 915	600								
" 928	1800								
古1013	2800	620	2.214	5.714	○	○	繁利喜太	文化12 1/7	
開201の内	525								
本 958	1250								
" 959	720	3140	800	2.548	○	○	茂辰兵衛	" 12/28	
" 960	500								
開 347	670								
開 199	2000	3450	1.600	4.638	○	○	理喜太	文化14 12/22	
開 201	1450								
本 189の内	1200								
本 919	340	1720	800	4.651	○	○	藤平	文化14 12/22	
" 906	660								
" 905	720								
古 960	500	800	550	6.875	○	○	多八藏	文政元 12/25	
" 971	300								
本 857	410								
" 856	250	8855	1.900	2.146	○	○	源之丞	" 12/26	
古 858	8000								
開 309	195								
山 7分		1.2000	400	333	○	○	阿賀崎新田 十藏	文政2 12/26	
古 962	7200								
古1032	4800								

(本 本田、古 古新田、開 開方、山 山地の略)

(表F) 村民への割掛り一覧

天明7年以前は米、銀両方で決算してあるため、米を銀に換算して計算した。

年号	1石に付 村民へ割当額	庄屋	年号	1石に付 村民へ割当額	庄屋
安永 9	6.055匁	河手惣右衛門	享和 3	38匁	小野光右衛門
天明元	7.62匁	〃	文化 2	30匁	〃
〃 2	8.04匁	〃	〃 3	38匁	〃
〃 3	9.37匁	〃	〃 4	35匁	〃
〃 7	20.85匁	〃	〃 5	37匁	〃
寛政元	50匁	〃	〃 6	40匁	〃
〃 3	37匁	西沢孫右衛門	〃 7	35匁	〃
〃 4	65匁	小野 本兵衛	〃 8	30匁	〃
〃 5	48匁	〃	〃 10	23.9匁	〃
〃 6	37匁	〃	〃 11	25.4匁	〃
〃 7	35匁	〃	〃 12	27.5匁	〃
〃 8	38.5匁	西沢久右衛門	〃 13	35匁	〃
〃 9	44匁	〃	〃 14	38匁	〃
〃 10	30匁	〃	文政元	34匁	〃
〃 11	39匁	〃	〃 2	37匁	〃
〃 12	40匁	〃	〃 3	30匁	〃
享和元	26匁	小野光右衛門			

本表は小割帳から作成

(表G) 川手与十郎売渡田畑一覽

	高		計	代銀	石		賣	質	買(質)主	奥書
	石斗勺	石斗勺			貫匁	貫匁				
本田	6.4.300			6.000	933	1年			仁吉	文化14 12/? 年月日
本425	3.000			440	1.467	10年			新左衛門	文化14 11/晦日
開53	9	570	60	1.053	○				長兵衛	文化14 12/20
〃116の内	561									
本282	1.970	3.270	170	520	○				楨藏	文化14 12/20
〃288	1.300									
〃824	700	1.075	100	930	○				半十	文政15 3/13
開220	375									
本509	80			160	20.000	○			弁次郎	文政15 4/23
唐24	239	2.064	680	3.294	5年				弥右衛門	文政元 12/17
〃26	1.825									
本96	470			580	12.340	10年			新左衛門	〃
本421	350	925	250	2.703	10年				庄吉	〃
開100	675									
本332	1.500	2.620	600	2.290	○				与平	〃
〃340	900									
古340の内	220									
開116	6.333			70	111	○			治郎平後家	〃
開379	450			20	444	○			長藏	文政2 4/20
本108	5.190	10.690	100	94	20年	外請			多十	〃
〃111	4.000									
〃482	1.500									
本112	19.310	20.840	55	26	20年	外請			代藏	〃
〃121の内	1.530									
本456	1.470			160	1.088	○			左平	〃
本475	500			60	1.200	○			石藏	〃
本又50	442	552	250	4.529	10年				左吉	〃
〃又51	110									
本117	4.033	13.472	100	74	○				桑治郎	文政2 4/29
〃118	2.237									
〃569	2.000									
〃570	1.842									
〃571	3.360									
本121の内	1.170			280	2.393	○			多平	文政2 4/29
開122	1.175			50	426	○			清次郎	文政2 4/4
本982	542			160	2.952	○			楨藏	〃 4/17
開32の内	875			86	983	○			左吉	〃 8/7
?	11.7.254		10.000	853		○			小野卯之丞	〃 11/27
本38の内	1.400			86	614	○			要藏	文政2 12/11
本985	1.200			10	83	○			中様	〃
本486	150			40	182	○			石藏	〃

	高	計	代銀	石 二 付	売	質	買(質)主	奥書
本487	石斗勺 500	石斗勺 2.202	40	182	○		石藏	文政2 12/11
〃536の内	50							〃
〃538	160							〃
開341	567							〃
〃365	775							〃
本372	1.350		420	3.111	○	要藏	文政2 12/25	
本30	4.200	5.360	50	93	○	奥八	〃	12/28
〃37	400							
〃40	760							
開360	13		48.84	37.569	○	光右衛門	文政3 3/13	
古473	346	983	8	81	○	与次兵衛	〃	
開338	420							
〃346	167							
本476の内	50							
本90の内	5.850		4	7	○	弥次兵衛	〃	
本325	680		8	118		理右衛門	〃	
本989	440	878	20	228	○	市郎兵衛	〃	
〃990	438							
本969の内	908	1.308	20	153	○	富平	〃	
〃974	300							
〃986	100							
古1010	4.120	7.131	8	11		万平	文政3	3/13
〃1012	211							
〃1013	2.800							
本462	350	1.957	6	31	○	吉郎右衛門	文政3	3/12
〃466	150							
〃469	510							
開377の内	597							
〃378	350							
古1022の内	1.0.630		1.040	978		久兵衛	文政3	12/20
古1025	1.2.240		750	613	○	万之丞	文政4	12/22
本32筆	4.7.008							
但与十郎仁吉兩人組合地之内也、代銀相極半方与十郎へ請取、仁吉ハ売申候也								
古3筆	6.960	85.906	15.000	1.746	○	仁吉	文政5	8/19
中新9筆	3.1.938							
本999	280		300	10.714	○	左平	文政6	3/17
古1014	2.760	14.955	3.500	2.340	10年 内請	仁吉	文政6	7/23
中新6	5.232							
〃7	6.963							
本550	70	100	60	6.000	○	半兵衛	文政6	10/28
〃551	30							
本486	1.500	2.260	50	221	○	嘉平	文政6	1/12
〃487	500							
〃536	100							
〃538	160							
本281の内	110	375	240	6.400	○	敬藏	文政6	11/18
〃292	190							
〃318	75							

	高	計	代銀	1石 二付	売	質	買(質)主	奥書
本965	石斗勺 960	} 13.200	1.000	758		○	勘次郎	文政6 12/ 6
古1025	1.2.240							
古1025	1.2.240	} 22.720	1.000	440		○	金藏	文政6 12/12
〃1023	1.0.480							
本980	150	} 1.248	380	304	○		五平	文政6 12/29
〃981	71							
〃987	100							
〃988	437							
〃992	110							
開385の内	380							
古816	120							
〃759	1.355							
〃768	183							
〃781	440							
本818の内	400							
〃676	1.000							
〃843	2.040							
開211	700	} 500						
〃275	200							
〃277	500							

(本 本田、古 古新田、中新 中新田、唐 唐船新田、開 開畑の略)
 (1石の値段は匁以下は四捨五入した。)

△資料▽ 小野家文書 (11)

金光眞整編

(教學研究所囑託)

永代御用記 一慶応三〜四年

(解説・凡例は十一号一三四〜一三五頁参照)

総百姓に御酒料

一 銀札三拾七匁五分貳厘

右ハ、御高掛り御用金、一同速ニ御請候段、寄特之事ニ被思召ニ、依之、惣百姓へ御酒料被爲下候分、八月廿二日相渡

殺生停止の解除

昨寅之春、御領内都而殺生停止之趣申觸置之處、已來、溝川ニ而田地障ニ不相成様、殺生致し候儀也、不レ苦候間、此段末々迄不レ洩様可ニ觸知ニ者也

卯九月十一日 御役所

大庄屋

村々

払米議定

拂米議定

一 銀相場相止候之間、入札金幾兩・永錢何百何拾文ト認可レ申事

一 打銀 金壹兩ニ付 永錢五文

一 包質 同 斷 同 五文

一 口錢 米壹石ニ付 同 十貳文

一 上所平上所カ 同 三拾文上ケ

一 林・延友平上所カ 同 三拾文下ケ

一 年貢立 同 拾文上ケ

預日即刻手付金貳割請取、追日取立、預日カ三十日限り皆濟事附さり、限日皆濟及ニ延引ニ候ハ、納金流ニいとし可レ申候。

其品ニカ、其仲買之預已後、取次申間敷事

一 十月廿五日以後之預ハ日數ニ不レ拘、十一月廿五日限り皆濟可レ致事

一 藏敷ハ是迄之通、買主構之事

右之條々、預人へ堅致約定候上、取次可願出候事

月日 勘定所

兵庫開港に付、金札通用

此度、兵庫御開港、商社御取開相成候ニ付而ハ、融通之念久、此節々金札當分之内、通用被仰出候ニ付、都而通用金銀同様相心得、御年貢其外、諸公納物ニ相用候而も不苦候間、五畿内近國とも無指支ニ通用可致、尤、右札正金ニ引替之義ハ、商社會所并商社預取、其外御用達共方ニおゐて引替候答ニ有レ之、右引替ニ付而之歩割減等、一切無レ之候間不取締之義無レ之様正路ニ取引可致事

八月

此度、兵庫御開港、商社御取立ニ付、外國交易取組方、元手金として指出金いし、又ハ品物ニ交易取組度ものハ、大坂中ノ嶋商社會所へ申立候様可致、左候ハ、商法益銀ヲ以、銘々出金高ニ應し、割合相下ケ、尤、差加へ金致候とも、交易望無レ之候□□□□之利足可相渡、尤、右金指掛り入用之節ハ、何程ニ而も申立次第相下ケ候答ニ候

八月

右之通、從公邊御達有之候間、得其意末々迄不洩様可

觸知もの也

卯 九月十九日

御役所

大庄屋

村々

酒造高三分の一に

天保度、關八州上酒減造上ケ、御城内并遠國等へ、貸渡置候處、近年引續減造相成、關内之義ハ、御府内近候場所ニも有レ之、別而減方被仰出候ニ付、兎角隱造・而造いし候もの不少、右之造高、小石敷ニ而稼人多キ故、別違犯お□□候義ニ相聞候間、關内貸株之義ハ、追而被仰出候品も可有之候間、夫造ハ休造可致候。其他之分、當卯年何造之義、諸國共三分一造被仰出候間、取締等之分も、去寅年相觸候通、可被相心得候。右之通、諸國御料・私領・寺社領共不洩様可被相觸候

九月

右之通、從公邊御達し有レ之、急度得其意、末々迄不洩様可觸知もの也

卯十月五日 御役所

大庄屋

村々

五街道の人馬賃割増

五街道宿々連々及困窮候折柄、近年物價騰貴、所詮是迄之姿
ニ而ハ、相續難レ被レ成趣相聞候ニ付、今般夫々仕法改正之上、
右宿之人馬賃錢、是迄追々割増申渡立候處不レ拘、右當卯十一
月ハ元賃錢之上へ六倍五割増、并東海道之内、今切熱田御舟賃
ハ三倍五割増、其餘ハ五街道渡船川場之分ハ都而五倍割増ヲ以、
當分之内御立賃錢ニ□□□新規高札相渡、其通可ニ請取旨申渡
候間、可レ被レ得ニ其意候。右之趣、向々可レ被レ相觸候

九月 月

將軍二条城へ入、勅使より宣旨、公方様と奉称

一 去月廿一日、二條御城に被レ御移替レ被レ遊候間、此段向々
に可レ被レ達候

尤、右ニ付、御祝義出仕、且勅品物等ニ不レ及候間、其段も可
レ被レ達候事

九月 月

- 一 去ル廿一日、勅使二條御城へ參入、内大臣・右近衛大將・
隨身・兵杖・牛車宣旨、御頂戴被レ爲レ在候
- 一 去ル廿一日ハ、上様御事、公方様ト奉レ稱、御廉中様御事、
(付カ)

御臺様ト可レ奉レ稱事

三階建て家屋建築許可

一 近年、場所ニカ人家稠密、家屋取建方、指支候趣ニも相聞
候ニ付、爲ニ便利ニ諸方共、已來、三階家造取建候義、不レ苦
候。尤、消防之ため、階毎ニ下家□□、且又憚候場所、見
通シ□□候所ハ見隠等補理、不レ見透ニ様□致し、尤、聊榮耀
ケ間敷義、無レ之様可レ被レ相心得候
右之趣、向々に可レ被レ相觸候
右之通、從ニ公邊ニ被レ仰出候間、村々末々迄不レ洩様可ニ觸知
もの也

卯十月十三日 御役所

大庄屋

村々

小野慎一郎・川手十右衛門・西沢林蔵・中島久真太褒賞

卯十一月五日、御殿へ御用召、被レ仰渡候、左之通

大谷村庄屋

小野慎一郎

- 一 昨年以來、御借入金之義ニ□□、別而骨折候ニ付、御紋附上
下壹卷被レ下之

卯十一月五日

川手十右衛門

一 累年、御用達出情相勳、殊ニ今般御用金百兩、馬代三拾兩
獻上仕候段、寄特之事ニ候。依レ之、徒士席郷士並申付之

卯十一月五日

西澤林藏

一 御用達出情相勳、殊ニ今般御用金百兩、増獻金百拾兩共、
獻上仕候段、寄特之事ニ候。依レ之、徒士席郷士並申付之

卯十一月五日

右兩人共、以來、御勘定奉行支配相成候段、御口達ニ相成候。
且、兩人丈ハ、村方帳面除名可致旨、大庄屋へ御沙汰之旨、
達有之

中島久眞太

一 御借入金之義ニ付而ハ、持地質入調達仕候ニ付、御紋付上
下壹卷、御目錄金貳百足被下之
卯十一月五日

酒造・質の株式印鑑渡

卯十一月廿五日、御渡相成候

一 酒造株式印鑑

西澤林造

每歲十一月晦日切、御運上金六兩ツ、上納之事

一 質株式印鑑

川手直藏

同斷、御運上金貳兩

遠藤次郎吉足輕任命

一 並足輕申付之

有志組

役料壹石被下之

遠藤次郎吉

卯十一月九日

角田甚太夫・珙和錦藏家老格

御家老格

高御口拾兩

角田甚太夫

御口拾枚

右同斷

珙和錦藏

右之通、去ル十月晦日於江戶表、被仰付候間、得其意、
末々迄不洩様可觸知者也

卯十二月 御役所

大庄屋
村々

本家末家官位復される

此度〔御本丸〕□家・御末家共御入洛、御免候官位、元之如ク被レ復候

ニ付、御人數通行等之義、指支候筋無レ之候間、都而諸家様と、御並合之通、相心得可レ申候段、被レ仰出候間、村々末々迄不レ洩様可レ觸知〔御本丸〕者也

卯十二月十六日

御役所

大庄屋

村々

慶應 四 戊辰年

備前守よりの申出

一 從〔外藩〕、御應接および候様之義も有レ之候ハ、此方は、兼而諸事御依頼ニ相成居申事故、此方へ掛合有レ之様、御相對ニ而不レ苦事

但し、御人數之多立分ハ不レ論候事

一 當節柄ニ付、兼而も復依頼被レ成居申事故、尚又、御頼之趣被レ致ニ承知ニ候事

右之通、從〔不レ致〕備前守様被レ仰出候間、必〔無〕ニ動揺〔内は消息〕様急度相

心得、農業出情可レ致旨、末々迄不レ洩様可レ觸知〔御本丸〕もの也

正月十日 御役所

淺口

兩村

芸州鎮撫方より兩村への質問及び返答

二月□□、藝州御鎮撫方玉島取締所々、兩村役人、明八日四ツ時、罷出候様御指紙ニ付、翌八日罷出候處、殿様御高直御屋敷之義、御在國哉否、御役人義、御尋等有レ之。尚、御時勢ニ付御口達向ハ無レ之哉、御尋ニ付、申上候ハ、先般、私共村持高、書上候様、備州様被レ仰出候事之趣申。書出候義被レ申付。早速認出申候、然候ハ□□様御尋之義も御座候ハ、前段申上候様斗の事ニ御座候趣、申上候處、其旨書面ニ認メ指出候様被レ申付、九日書面相調、罷出候、文意

口上書

一 當領主之義ハ、兼而、諸事備州様に御依頼ニ相成居申趣奉ニ申上候處、當御時勢ニ付、何角達向之義ハ無レ之哉、御尋御座候得ども、別達無レ御座ニ候。尤、先般、村方敵高取調、書上候様被レ申付、早速指出候處、備州様へ指出ニ相成候段被レ申達候。其余之義ハ承知不レ仕候

已上

辰二月

蒔田相模守領分

淺口郡須惠村庄屋

藤澤 啓次郎

大谷村庄屋

小野 慎一郎

藝州様

御鎮撫方様

回章、安芸少将・備前少将内より足守・新見・岡田留守居へ

以回章一致上啓上候。然々、參與御役所方御呼出二付、罷出候處、別紙之通御達しニ相成、山陽道八ヶ國私領・寺社領并是迄徳川領分共、不洩様可相觸旨被仰出候。則寫六通相達し候。備中一圓、被仰合御通達可被下奉頼候。右得御意、如斯御座候
已上

安藝少将内

三宅 萬太夫

備前少将内

澤井 宗兵衛

足守様

御留守居様

新見様

御留守居様

岡田様

御留守居様

賊徒追討先鋒を、小浜・大垣兩藩へ命せらる

正月十三日御達

若州小濱

濃州大垣

右々、是迄御不審之次第有之候二付、被止入京候處、赦罪之道追々相立、今般賊徒追討被仰出、鎮撫使御發相成候二付、北陸・東山二道先鋒、兩藩に被仰付、成功之後、別段思召可被爲在儀二候間、其旨可相心得様御沙汰二候事

徳川慶喜以下反逆につき官位停止

正月十二日御達

徳川 慶喜

奥州 會津

勢州 桑名

讃州 高松

豫州 忝山

備中 忝山

上總 大田喜

若年寄 永井 玄蕃頭

同 並 平山 圖書頭

同 竹中 丹後守
 同 塚本 但馬守
 大目付 戸川 伊豆守
 同 松平 大隅守
 目付 新見 相模守
 岡部 肥前守
 敦樂 備中守
 榎本 對島守
 牧野 土佐守
 大久保主膳頭
 小栗 下總守
 星野 豐後守
 高力 主計頭
 小笠原河内守
 大久保筑後守
 大久保能登守
 戸後 肥後守
 寶賀 甲斐守

右、今度慶喜奉_レ欺_二天朝_一、反狀明白。既_二兵端ヲ開候_二付、追討被_二仰出_一候。依_レ之、右輩隨從賊徒、反逆顯然_二候間、被_レ止_二官位_一候事

朝敵征伐の為、仁和寺宮を征討將軍に任ず

正月十二日御達

徳川慶喜、天下之形勢不_レ得_レ止_レヲ察し、大政返上將軍職辭退相願候_二付、朝議之上、斷然被_二聞召_一候處、唯大政返上と申而已_二而、於_二朝廷_一土地人民、御保不_レ被_レ遊候而_レ、御聖業難_レ被_レ爲_レ立候_二付、尾・越_二藩_一ヲ以、其實功御訊問被_レ遊候節、於_二慶喜_一と奉_レ畏候得共麾下并會・桑之著共承服不_レ仕、萬一暴舉可_レ仕哉も難_レ計候間、唯管鎮撫_二盡力_一仕候旨、尾・越_レ及_二三言上_一候間、朝廷ニハ、慶喜眞ニ恭順ヲ盡し候様被_二思召_一、既往之罪不_レ被_レ爲_レ問、寛大之御所置、可_レ被_二仰付_一候杯_(所カ)。豈圖_レ哉、大坂城へ引取候事_ニ、素作謀_二而、去ル三日麾下者ヲ引卒し、
 □前_二御暇_一被_レ遣候會・桑ヲ先鋒とし、闕下ヲ奉_レ犯之勢。現在彼_レ兵端ヲ開_レ候上_ニ、慶喜反狀明白_二候。始終奉_レ欺_二朝廷_一ヲ_レ候段、大逆無道。最早於_二朝廷_一ニ御宥忍之道も綴果_(絶カ)、不_レ被_レ爲_レ止_(得脱カ)、追討被_二仰付_一候。兵端現_二相開候上_ニ、賊徒御平治、萬民塗炭之苦ヲ被_レ爲_レ救度、叡慮_二候間、今般、仁和寺宮征討

將軍ニ被レ任候ニ付而ハ、是迄、偷安怠慢打返、或モ兩端抱キ候モノト勿論、賊徒ニ隨シ、譜代臣下之者ヨリ共、悔悟憤發、國家之爲、盡忠之志有レ之輩ハ寛大之思召ニ而、御採用可レ被レ爲レ達候。依レ戰功、此行末、徳川家之義ニ付、歎願之義も候得モ、其筋ヲ御許容可レ有レ之候。就而モ、此時ニ至リ不レ辨ニ大義、賊徒ト謀ヲ通シ、或モ潛居爲レ致候者ト、朝敵同様、嚴刑ニ可レ被レ處候間、心得違無レ之様可レ致事

但、征東將軍ヲ置シ候上モ、即時、前件號令可ニ相發候、勿論候得共、尚、旗下粗暴之徒、^(擁力)墮レ敷爰ニ至リ候事哉ト、彼是深重之思召ヲ以、御達延々處、三日モ今十一日ニ至リ、坂兵日々雖ニ敗走、益出兵、只々不レ被レ爲レ得レ止、斷然、本文之通被ニ仰出ニ候。各藩倍從吏卒ニ至迄、方向ヲ定メ爲ニ天下之奉公可□□事

会津藩以下屋敷召上・残兵追討、小浜藩以下上京停止

正月十二日御達

- 奥州 會津
- 勢州 桑名
- 讚州 高松
- 豫州 泰山
- 備中 松山

上總 大田喜
右、慶喜同意之反逆顯然ニ候間、悉屋敷召上、残兵追討被ニ仰付ニ候事

但、残兵敵地迄可ニ相送ニ事

若州 小濱
濃州 大垣
志州 鳥羽
丹後 宮津
日州 延岡

右、御不審之次第有レ之候ニ付被レ止ニ上京ニ候事
正月

外国交際

正月十七日御達

外國之義々、先帝多年之^(マヤ)震憂ニ被レ爲レ在候處、幕府從來之失錯候カ、因循今日ニ至リ、折柄世態大ニ一變シ、大勢誠ニ不レ被レ爲レ得レ已、此度、朝義之上、斷然和親條約不レ爲ニ取繕ニ候。然而ト、上下一致ニ惑ヲ不レ生、大ニ兵備ヲ充實シ、國威も外國ニ光耀せしめ、祖宗・先帝之神靈ニ、對應可レ被レ遊、叡慮ニ候間、天下列藩士民ニ至迄、比旨ヲ奉戴、心力ヲ盡シ勉勵可レ有レ之事、但、是迄、於ニ幕府ニ取繕之中、弊害有レ之候件之、利害得失、

公儀之上、御改革可被爲レ在候。猶、外國交際之義ハ、宇内之公法ヲ以、取扱可レ有之候間、此段相心得可レ申事

備前將少内

澤井 宗兵衛

明治天皇御大礼・大赦

正月十七日御達

此度、朝政御一新之御場合、十五日御元服・御大禮被爲レ行、御仁恤之聖慮ヲ以、天下無レ罪之域ニ被レ遊度候間、是迄有レ罪不レ可レ容者といへども、朝敵ヲ除之外、一切大赦被レ仰出。猶、國々も不レ洩様施行可レ有之候。尤、向後彌以、賞罪嚴明ニ被レ遊候ニ付、厚御趣意體認いとし、行届候様可レ仕旨御沙汰之事

足守様
吉村六右衛門様
新見様
帆陰 篤郎様
岡田様
加藤 治平様
三職分裸(課力)

一 惣裁職 有 栖川 帥宮様

一 副惣裁 兼外國事務惣督
三條前中納言様

兼海陸軍務會計事務惣督
岩倉前中將様

一 神祇事務惣督 有 栖川中務卿宮様

中山前大納言様

白川 三位 様

六人部 雅 樂

樹 下 石見守

谷 森 大和介

一 内國事務惣督 正親町三條前大納言様

德大寺中納言様

越前大藏大輔様

回章、安芸少将等より足守藩等へ、総裁・総督等任命通知

正月十五日

以三回章致三啓上候。然者、參與御役所々、御呼出ニ付、罷出候處、別紙壹通御達しニ相成。山陽道口國、私領・寺社領・是迄徳川領之分共、不レ洩様可ニ相觸旨、被レ仰出候ニ付、則寫相廻申候。早々御順達可レ被レ下、如レ例御觸達之義ハ、宜様奉レ頼候。爲レ可レ得ニ御意ニ如レ斯候

安藝少将内

三宅 萬太夫

已上

同掛り
土佐前少將様
辻 將 曹

一 外國事務惣督

大久保 市藏
田 宮 如雲
廣 澤 兵介
神 山 左多衛
中 江 雪江
山 階 宮 様

同掛り

一 海陸軍務惣督

三條前大納言様
東久世前少將様
宇和嶋少將様
後 藤 象次郎
岩 下 佐治右衛門
仁 和 寺 宮 様

同掛り

一 會計事務惣督

岩倉前中將様
中御門中納言様
西 郷 吉之介
廣 澤 兵 介
薩 摩 少 將 様

安 藝 少 將 様

同掛り、兼制度職
西 四 辻 太 夫 様
三 國 八 郎

一 刑法事務惣督

小 厚 仁 兵 衛
長 谷 三 位 様

同掛り

細 川 右 京 大 夫 様
十 時 攝 津

一 制度寮惣督

津 田 山 三 郎
萬里小路右大辨宰相様

同掛り

福 岡 藤 治
田 中 國 之 介

三 國 八 郎

右者、二月十二日岡田郡會所へ村々御呼出、御郡奉行三宅壯大
夫殿が申渡書付寫之。 出役惣代、河田治兵衛・佐野寛治・小野
慎一郎

殿様岡山発駕在着

殿様御義、明三日、岡山表御發駕ニ而、被爲遊御在着候間
此段末々迄不洩様可觸もの也

卯三月朔日 御役所

淺口

村

諸役任免

龜山 伊藏

格式徒士頭申付、役料、増壹石遣之

一 勤方諸事は迄之通り

三月十八日

二階堂 勇右衛門

格式物頭、隣交掛加役申付之

同日

右、於御前被_レ仰付_二之

龜山 幸右衛門

御召御上下、壹具

當春已來、格別御用多之處、出情相勤候_二付、被_レ下_二之

同日

平田 慎作

同 斷

右 同 斷

森川 郷右衛門

格式御近習、御勘定奉行見習・御普請奉行兼帶被_レ仰付_二之

一 役料壹石被_レ下_二之

一 御成益加役是迄之通り

一座順、堀江靜馬、次

一 御側用人支配之夏

同日

松浦 十次郎

格式御近習被_レ仰付_二之

一 役料之内壹石加増、本高七石被_レ成_下之

一座順、森川郷右衛門、次

一 御側御用人支配之夏

同日

池上 金之丞

格式御近習被_レ仰付_二之

一 勤方は迄之通り

一 御側御用人支配之事

一座順、佐々木廉藏、次

同日

梶谷 信次郎

格式徒士組頭・目附役・藏奉行兼帶被_レ仰付_二之。役料、増壹石被_レ下_二之

一 御用人支配之夏

同日

白神 輝五郎

格式小役人村目附・徒士目附加役被_レ仰付_レ之。役料、増壹石被_レ下_レ之

同日

寺尾 唯一

格式小役人村目附・普請方加役被_レ仰付_レ之。役料、壹石増被_レ下_レ之

清水 謙藏

村目附・御勘定奉行手附首尾好御免、中小姓打込勤被_レ仰付_レ

一 是迄出情相勤候二付、御目録金貳百足被_レ下_レ之

同日

右之通被_レ仰付_レ候間、得_レ其意、末々迄不_レ洩様可_レ觸知_レ者也

三月十九日 御役所

大庄屋 村々

小野 慎一郎

出精相勤候二付、御目録金貳百足被_レ下_レ之

辰三月廿九日

川手 直藏

昨年調達之御用金、四拾兩獻上仕候段、寄特之事二候。依_レ之

三代苗字帶刀御免、被_レ仰付_レ之

辰三月廿九日

中嶋 久真太

昨年調達之御用金、拾三兩獻上仕候段、寄特之事二候。依_レ之

御合印御免、被_レ仰付_レ之

辰三月廿九日

西澤 仲治

昨年調達之御用金、貳拾五兩獻上仕候段、寄特之事二候。依_レ之

御合印御免、御用達被_レ仰付_レ之

辰三月廿九日

遠藤 柳太郎

昨年調達之御用金、貳拾五兩獻上仕候段、寄特之事二候。依_レ之

帶刀御免、被_レ仰付_レ之

辰三月廿九日

茂兵衛

昨年調達之御用金、拾兩獻上仕候段、寄特之事二候。依_レ之貳

代上下御免、被_レ成_レ下_レ之

辰三月廿九日

銅錢一文は鐿錢六文に通用

於三京都表一御達書

一 銅錢義、當時、各國相場御斟酌之上、自今、壹文ヲ以、鐿錢六文ニ通用、被_レ仰出_二候事

右ハ、是迄、其位ニ當_レ得_ルヲ以て、動さ_レハ、奸商とも、異邦へ輸出い_レる候義も有_レ之、速ニ海内布告被_レ仰出_二事

禁裏の文字・御紋章使用禁止

別紙

一 禁裏御用、或ハ禁裏御料、亦ハ禁裏御内杯と_レハ、會符・節示杭・標札等ニ書記し候義と、有_レ之間敷事ニ候處、往々見請候ニ付、以來、急度相改、御用・御料と而已、書記い_レし候様、被_レ仰出_二候事

但、標札ハ姓名相記し、亦ハ官名役名等記し候義不_レ苦候事

一 提灯亦ハ陶器、其外賣物等ニ、御紋を畫キ候事、如何之義ニ候。以來、右之類御紋ヲ、私ニ附候事、^(ウ)吃度可_二禁止_一旨、被_レ仰出_二候事

太政官

右之通被_レ仰出_二候間、得_レ其意、末々迄不_レ洩様可_二觸知_一者也

御役所

大庄屋

村々

殿様在着悦・村内一同へ御酒料

殿様、御在着御悦として、御酒料被_レ下候人別、左ニ

中島	久真太	西澤	仲治	遠藤	柳太郎
西澤	福次郎	金光	石之丞	遠藤	菊次郎
清水	三右衛門	多平治	紋吉	十五郎	
秀吉		順右衛門	友造	清藏	
淺太郎		忠五郎	六次郎	元右衛門	
讀叅		増次郎	さき	藤吉	
平次郎		勇吉	岩吉	文五郎	
友太郎		好太郎	清太郎	寅吉	
次郎右衛門		新藏	半四郎	常藏	
茂右衛門		羽右衛門	鹿三 ^(ウ)	甚之丞	
亦吉		喜三郎	六之丞	富五郎	
元太郎		澤吉	春太郎	駒次郎	
藤五郎		嘉平	兼三 ^(ウ)	まッ	

新右衛門 八百藏 役 藏 五郎右衛門 辨 藏 壽三郎 清右衛門 七兵衛 今 藏

寅一郎 藤右衛門 新四郎 順太郎

長五郎 義兵衛 せ ん さ 老

善兵衛 馬 藏 久之丞 讀之丞

理右衛門 喜太郎 音之丞 平 藏

平 七 政右衛門 口次郎 留 吉

多 吉 八右衛門 傳四郎 兵 藏

德 十 喜代七 文兵衛 吉太郎

久 藏 小 兵衛 文 藏

時五郎 代 吉 理 作

安五郎 千 藏 吉太郎

九拾貳人

内別左二

伊 八 辰五郎 茂 市 爲次郎

口右衛門 彌 十 千代造 喜代造

八代吉 銀 藏 津右衛門 梅太郎

幸次郎 久 泰 惣五郎 俊 平

近 三 三 三 長四郎 千代造

直次郎 愛 ま 三 光 藏 民 藏

さ わ 藤 二 茂三郎 淺 吉

三拾貳人

惣合百貳拾四人

壹人前壹朱ツ、

此金七兩三步

御代官様御出張之上、御渡、但、判頭中御呼出、小前へ八判

頭を相渡候事

賀茂宮上棟式人別

四月廿五日

賀茂宮再建、上棟式、兩村棟揚之人別、左二

小野慎一郎 三郎治 川手紋三郎 西澤彌三郎

川手 直藏 西澤 仲二 中嶋久真太 遠藤柳太郎

當番株惣代

世話方

久之丞 理右衛門

先 座

すへ

藤澤啓次郎 定金才平太 菰口市郎兵衛

當番惣代 但當名多二付

定金桑之丞 長七 世話方 與七 周次郎 市右衛門

先座
後座

兩村殘判頭中

銅直売り禁止

外國人ハ勿論、自國より共、銅直賣不相成、若心得違之もの於レ有レ之ハ、銅取揚之上、急度御沙汰有之候事

右之通、從ニ朝廷ニ被ニ仰出ニ候間、村々末々迄不レ洩様可ニ觸知ノもの也

辰四月廿五日 御役所

大庄屋

村々々

阿片煙草売買禁止

阿片煙草之義ハ、人々健康を損し、人命ヲ害シ候品ニ付、御條約面ニ有レ之候通、外國へ持渡之義嚴禁ニ候。然候處、近比外國人之内、阿片煙草密々持越候もの有レ之哉ニ相聞、右煙草義ハ、別口生民之大害ニ相成候間、賣買入いさし、吞用ひ候義、堅不ニ相成候。若、御法度相犯し、他々顯ニおゐてハ、嚴重咎可ニ申付ニ候間、心得違無レ之様、末之者迄可ニ相守ニもの也

辰閏四月

金札之制度施行

皇政更始之折柄、富國之基礎被レ爲レ建度、衆義ヲ盡シ、一時權法ヲ以、金札御製造被ニ仰出、世上一同之困窮ヲ、救助被レ遊度思召ニ付、當辰年々來ル辰年迄、十三ヶ年之間、皇國一圓通用可レ有之候。御仕法を左之通相心得可レ申もの也

但、通用日限を追而被ニ仰出ニ候事

辰閏四月

一 金札御製造之上、列藩石高二應し、萬石ニ付、壹萬兩ツ、拜借被ニ仰付ニ候間、其筋へ可ニ願出ニ候事

一 返納方之義ハ、必、其金札ヲ以毎年暮、其金高を壹割ツ、指出し、來ル辰年迄拾三ヶ年ニ而、上納濟切之事

一 列藩拜借之金札を、富國基礎被レ爲レ建度、御趣意ヲ奉ニ體認、是ヲ以、產物等様々取立、其國益ヲ引起シ候様可致候但、其藩於ニ役場、猥ニ逆ひ込候義ハ、決而不ニ相成ニ候事

一 京・攝及近郷之商賣、拜借願上度者ハ、金札役所へ可ニ願出候。金高等ハ、取扱候產物高二應し、御貸渡相成候事

一 諸國裁判所始、諸侯領地之内、産商之者共、拜借等申出候得々、其身元厚薄之見込ヲ以、金高貸渡、産業相立候様可レ致レ遣。尤、返納之義ハ、年々相當之元利、爲ニ差出ニ候事

但、遐邑・僻陬と雖共、金札取扱向々、京・攝商賣之振

合ヲ以、取計可レ致事

一 拜借金高之内、年割上納之折ハ、於會計局(イマ)截提可レ申事

但、正月ノ七月迄拜借之分ハ、其者壹割上納。七月ノ十

二月迄拜借之分ハ、五步割上納可レ致事

右之御趣意ヲ以、即今之不融通ニ御補ヒ被爲遊度、御仁恤

之思召候間、心得違有之間鋪候。尤、金札ヲ以貸渡、金札ヲ

以返納之御仕法ニ付、引替ハ一切無之候事

右之通、被仰出候間、村々末々迄不洩様可觸知(イマ)もの也

辰五月九日 御役所

大庄屋

村々

長坂半八郎・島田泰雄を倉敷稟判事に任命

別紙之通、從行政官御達ニ相成候故、即轉達ニおよひ候

以上

六月

倉舖縣

御役所

蒔田相模守殿

御家來中

別紙

倉舖縣御治定ニ相成、兩人ハ判縣事被仰付候間、此段及ニ御

通譯候

六月廿五日

倉敷縣判事

長坂 半八郎

島田 泰雄

蒔田相模守殿

御家來中

備順により旗本の本領安堵(イマ)(備中国の姓名)

元旗本、上京歸順之面々、先般、徳川御處置、被仰付候上ハ、

出格之思召ヲ以、元旗本都而、本領安堵被仰付。就而ハ、高

家以下席之舊號ヲ廢シ、凡而(イマ)、中大夫・下大夫、上等・三等之

列被仰付候。將又、所領之義ハ、最寄之府縣ニ而、支配致候

様、近日御發令、有之趣ニ付、別紙之面々、名前為心得ニ申

達候。并、最寄之諸藩にも、為心得、其縣カ、可申達様被

仰付候事

六月二日

辨事

倉敷縣

御中

備中

戸川 志津馬

別紙

- 一 酒造之義、古來々定法も有之候處、今度御一新ニ付、鑑札御改被ニ仰出ニ候間、早々指出可申事
- 一 規定之外、増造之義ハ、堅被ニ禁候條、於其筋ニ可ニ遂ニ吟味ニ事

但、増造之義、其筋ヲ以、願出候得之、御札之上、其品

ニ寄可ニ及ニ沙汰ニ事

- 一 凶年ニハ、分限ヲ以、減造可ニ致事

- 一 酒造百石ニ付、金貳拾兩宛、上納被ニ仰付ニ候事

- 一 前年心得違ニ而、規定之外、致増造、鑑札取揚ニ相成候者共、悔悟之上願出候ハ、百石ニ付、金五拾兩宛上納、被ニ指免ニ候事

右之通、倉鋪縣々通達有之候ニ付、爲ニ心得ニ相達候。得ニ其意、末々迄不レ洩様可ニ觸知ニもの也

辰六月廿九日 御役所

大庄屋
村々々

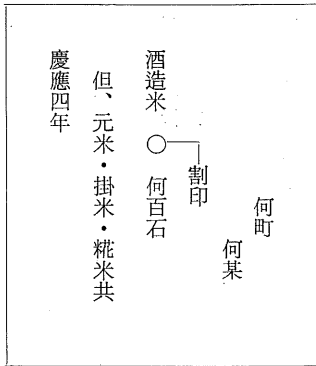
蒔田鏝太郎、図書と改名

蒔田鏝太郎様御事、圖書様と被ニ成ニ御改名ニ候間、此段、爲ニ心得ニ相達候。得ニ其意、末々迄不レ洩様可ニ觸知ニもの也

七月十七日 御役所

大庄屋
村々々

表



(四寸五分カ)
堅 四尺五寸
横 三寸五歩
厚サ仕上ケ七歩

酒造鑑札お改め

五月晦日御廻達

裏 京都 燒印
商法會所

商法
司印

右雛形ニ準し、夫々其支配所ニ而、割印・燒印共取極、鑑札相渡一回□ニ付、金貳拾兩ツ、取揚之上、上納可有之候事

但 其支配所ニ而、酒造米手型名前別共、委細帳面ニ認メ、鑑札料相添上納事

右之通、被_レ仰出候間、心得違無_レ之様、嚴重可_レ相守_二事

五 月

右之通、從_二朝廷被_レ仰出候間、得其意、末々迄不_レ洩様可_レ觸知_二者也

辰六月 御役所

大庄屋
村々

備州様末家同様の依頼についての心得

先般、備州様之御末家同様御依頼、御親好御取結ニ付而ハ、御同所様方も、格別御想篤_レ之、御取扱被_レ爲_レ蒙。殊ニ、此度御一新ニ付而ハ、別而、不_レニ形ニ御世話ニ、被_レ爲_レ成候義故、此上共、益々御依頼、諸事御本藩之思召ニ而、御尊敬・御隨順被

遊、朝廷に御忠勤、被_レ爲_レ盡度思召ニ付。右之御趣意、何_レも厚ク相心得、御同所様へ對し、毛頭、疎畧之義有_レ之間鋪、萬一心得違之者、有_レ之お_レてハ、吃度御沙汰可有_レ之事

辰七月

右之通、被_レ仰出候間、得其意、末々迄不_レ洩様可_レ觸知_二もの也

辰七月廿一日 御役所

大庄屋
村々

諸役任免

當朝心得違ス

上田 塵之進
染帷子麻上下着

寺社奉行兼帶、被_レ仰付_二之

辰七月廿三日

右同斷
龜山伊藏

病氣ニ付、内願之趣も有_レ之候間、御勅定奉行并御普請奉行、首尾_{好也}□御免、是迄出精相動候ニ付、白銀貳枚被_レ下_二之

一 大目付役、是迄之通可相心得、尤、御用無之節ハ、隔日出仕ニ不及候事
一 役料三石分、以來不_レ被_レ下候事

辰七月廿三日

當朝支配方心得達ス

寺松彦市

前同斷

御勘定奉行兼帶、被_レ仰付_二之

辰七月廿三日

森川 郷右衛門

出精相動候ニ付、格式側勘定奉行申付之

一 普請奉行兼帶、是迄之通

一 支配是迄之通

辰七月廿三日

右之通、被_レ仰出_二候間、得其意、末々迄不_レ洩樣可_レ觸知_二者也

七月廿五日 御役所

大庄屋

村々

二階堂勇右衛門

組支配御取次役兼帶、被_レ仰付_二候間、諸事_(冊カ)合預道具入念可_二

相動_二□□

一 御隣好掛、首尾好御免、是迄出情相動候ニ付、金貳百疋被_レ下_二之

一 銀手形掛、首尾好御免被_レ成候事

辰七月廿七日

右之通、被_レ仰付_二候間、得其意、末々迄不_レ洩樣可_レ觸知_二者也

也

七月廿七日 御役所

大庄屋

村々

賀茂宮山林伐採願

奉願上

一 當村賀茂宮山林之内、眞枯胴腐ニ相成候大小九本御座候間、

□□ 伐拂申度、尤、代銀ハ□□ 入費諸色ニ□相進_二候

ニ付而ハ、多□□ 候間、右入用之内へ相足

何卒此段仰聞□□ 付被_レ爲_レ下候ハ、難_レ有仕合奉_レ存

候

辰四月

輿書

御代官當子

大谷村□□

大庄□□

已上

丁銀、豆板銀通用停止

今般貨幣定價御取調之上、丁銀・豆板銀之義、已後通用停止(被カ)ニ仰出候間、是迄銀名ヲ以、貴借有之候向也、其取引致候節之

年月之相場ニよりて金錢仕切ニ被相改ニ可申候

一 舊來之丁銀・豆板銀共、所持之(被カ)御改製之新金錢ヲ

上相成候間、追々其節々會計官(被カ)可申出二者也

辰 五月

金札発行

別紙

先達而被仰出候金札、來ル十五日々、御發行相成候間、無滞取交通用可致候。見本札五品兩替共、(被カ)致置候様被仰付候間、此旨向々(被カ)不洩様可觸知者也

五月

太政官よりの達

皇運新ニ復し、國是漸く定り、萬機御親裁ニ出、萬事まさ(至カ)□□

らんとは。是時ニ當て、獨り備へさ□□もハ金穀也。右々、全

く徳川慶喜(大政奉カ)□□還候節、國家之用度、併せて返上、勿論ある

るきの所、其儀いまま相運さる内、春來之始末ニ立至り、朝廷

辨所、入りて出所の御費用、不二方ニ依まり。況、頃日、

征討之兵士、家残棄、身を殺し、一途報國之折柄、萬一軍費給

せは、兵食足さる時と、奮進勦絶之銳氣(以カ)封□、皇威是を爲ニ、

□ニ平治之功業速ニ立、□不非之黎庶、久しく塗炭之苦を

受けんと、恐多くも、日夜御宸憂被爲遊、□□を、内外百

官之輩々申迄も無之、□□候卒士之信民聖皇殘奉承し、朝恩

殘感戴し、平生之報効此時ニ有と覺悟し、兵力有者々、其力を

以てし、貨財阿るものハ、其財殘以てし、上下一般之力を合せ、

四海平定之功を、御扶植可致事ニ付、銘々一人之私を捨て、

天下之大事を考へ、有餘不足殘補ふ、(以カ)右分ニ應し、金穀

御用相勤、□□候筋を遂てこそ、即兵士之身を□て、朝廷ニ盡

はと同じく、下々ノ者ハ定□□候間、此旨□□、可□得者

也 但し、反辨方義々、其筋(マカ)□□候事

五月

大政官

右之通、從ニ朝廷被仰出候間、得ニ其意□□迄不洩様可觸知者也

辰六月七日

御役所

大庄屋

村々

小野四右衛門
同慎一扇

(裏表紙)

宮田真喜男編

(教学研究所囑託)

教団史資料 一

—明治十八年（一八八五）～明治三十三年（一九〇〇）— (1)

凡 例

- ① 資料の件名は、原本通りの件名を付し、件名のない資料は、編者が解説のうえ、件名を付した。
- ② 神道本局、神道管長、神道金光教長、神道金光教会長、神道分局、神道直轄教会等は、いずれも「神道」を省略し、また、金光教会分、支所は、「金光教会」を略した。
- ③ 備考の本局第〇号等の表記は、本局通達による金光教会通達である。
- ④ 本号より項目に分類したものを順次掲載していく。

なお、紀要『金光教学』第十五、十六号の神道本局資料、及び本号掲載の資料（その一部）は、神道大教本局教務所に所蔵されていたが、昭和四十九年、同所火災により焼失した。

宗 教 行 政

番号	年月日	件 名	発	宛	備 考
1	19・8・	号外・悪疫流行につき神水使用禁止	本局幹事	分局、直轄教会	局四八号 内務省訓令 第六二五号
2	22・9・6	甲第一号・人民家居における説教執行	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会	
3	23・3・28	神宮教導職分離説への注意	管長 稲葉正邦	府県神道分局	
4	〃・8・5	神宮教導職分離反論	岡山、広島両県下 総代、佐藤範雄		
5	〃・〃・	神宮教導職分離建白書	京都、大阪府下 同志総代	各府県下同志	
6	〃・〃・	神宮教導職分離反対陳情書	金光教会長 金光菽雄		
7	25・8・10	号外・禁厭、医薬妨害取締	金光教会長 金光大陣	教導職講師一般	本局 番外
8	26・2・15	甲第一号・奉教主神鎮祭	〃	分、支所	本局 甲第一号
9	28・5・25	甲第四号・人民家居における説教執行	〃	〃	社寺局第六号 本局甲第一号
10	〃・〃・	止 甲第六号・教師僧侶の国事容喙並治安妨害禁	〃	〃	社寺局秘甲 本局甲第一五号 本局甲第二号
11	31・2・12	甲第一号・教師の政治運動干与禁止	〃	〃	本局 甲第一号

本局条例・教会条規

1	19・1・	神道会議議事規則			
2	〃・5・9	教会結成並びに教会所設置手続条規制定	備中分局	金光教教長 金光菽雄	

19	33・4・19	津島教会他直轄教会取消	本局	〃
18	31・6・	乙第二号・教会条規脱漏力所修補	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会
17	〃・〃・30	甲第二号・教会条規改正	金光教会長 金光大陣	分、支所長
16	〃・〃・〃	額下付 乙第六号・教会年、金、教資金を直轄教会に半	〃	〃
15	〃・〃・〃	扱い 乙第五号・教会条規改正に伴う教会年金取	〃	〃
14	〃・5・22	乙第三号・本局規程改正	〃	〃
13	30・3・12	乙第一号・神道大会議開催通知	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会
12	29・11・14	教会講社の結成停止につき説明	幹事	分局、直轄教会長
11	28・5・11	乙第二号・教会条規改正	〃	〃
10	27・6・25	乙第三号・本局規程補足制定	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会
9	〃・7・15	第七号・教会条規制定	金光教会長 金光菽雄	分、支所
8	〃・〃・	神道大会議々員名簿		
7	〃・5・20	等)上申 神道大会議々案(教導職進級内規、教会条規	會議副議長 宮崎康斐	管長 稲葉正邦
6	〃・〃・24	神道大会議委員に白神新一郎指名	幹事	金光教会長 金光菽雄
5	〃・4・1	乙第一号・神道大会議開催通知	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会
4	24・3・28	神道大会議委員推薦依頼	幹事	金光教会長 金光菽雄
3	19・11・15	理事、宣教監督、教会、各部設置と条制定	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会

教師條例

16	〃・11・16	乙第八号・教師檢定条規改定	〃	神道教師一般	
15	〃・7・13	乙第七号・教師檢定条規改正につき意見具申	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会	
14	〃・〃・6	訓第四五六号・教師の新補昇級一時停止	内務大臣 野村 靖	神道、仏道、 各教宗派管長	
13	〃・6・1	甲第三号・教師の新補昇級一時見合せ	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会	内務省 訓令第九号
12	〃・〃・〃	甲第五号・教師選挙心得	金光教会本部	分、支所長	
11	〃・〃・25	甲第二号・教資金改定	金光教会長 金光大陣	部下教導職一般	本局 乙第四号
10	28・5・1	乙第三号・幣帛料献納例規追加制定	〃	〃	
9	27・10・19	乙第六号・教導職徽章一時廢止	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会	
8	26・2・25	未歴年者教師薦挙取扱	金光教会	〃	
7	〃・〃・〃	教導職徽章製造費一覽表	幹事	〃	
6	〃・12・14	乙第二号・教導職徽章規則制定	〃	〃	
5	25・7・14	乙第一号・教導職贈職例制定	〃	分局、直轄教会	
4	〃・〃・〃	丙第一号・教導職進級内規制定	〃	分局長、直轄教会長	
3	24・6・5	乙第二号・教導職幣帛料献納例規制定	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会	
2	〃・9・18	金光教会教師選挙手続	金光教会本部庶務課	高橋藤吉	
1	18・8・31	備中国内金光教会教師選挙願書	金光教会長 金光秋雄	備中国神道事務分局	

33	〃・9・26	乙第一〇号・教師検定条規一部改定	管長代理幹事 野田菅磨	分局、直轄教会長	
32	〃・〃・27	教師検定試験注意	教師検定長 竹内惟忠	教師検定委員	
31	〃・〃・〃	教師検定試験心得	幹事 野田菅磨	分局、直轄教会	
30	〃・7・1	教師検定条規改定請願	〃	内務大臣 板垣退助	
29	〃・6・	乙第四号・教師教資金徴収例規一部改正	管長 稲葉正邦	教師一般	
28	31・4・15	教師検定条規改正要求の取扱	幹事	分局、直轄教会	
27	〃・11・23	乙第二号・教師昇級志願手続	金光教会長 金光大陣	分、支所長	
26	30・3・15	金光教会教師服種類並びに値段			
25	〃・11・14	甲第六号・教師服制定並びに教規一部改正	〃	部下教師一般	本局 乙第七、八号
24	〃・10・13	乙第二号・教師志願昇級志願書提出	金光教会長 金光大陣	分、支所長	
23	〃・9・7	乙第五号・齋服着用一時見合	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会長	
22	〃・〃・〃	甲第四号・同右例規に追加条例制定	〃	〃	本局乙第三号
21	〃・6・25	甲第三号・教師教費金徴収例規制定	〃	〃	本局 乙第二、四号
20	29・5・17	甲第二号・教師検定手続制定	〃	〃	本局乙第一号
19	〃・〃・13	号外・教師試験の参考書購入奨励	〃	分、支所長	
18	〃・12・7	甲第八号・教師検定条規制定に伴う教規の一部改正	金光教会長 金光大陣	教師一般	本局乙第九号
17	28・11・18	教師検定委員選定該当者取調	幹事	分局、直轄教会	

神殿建築・本局移転

9	7・7・25	乙第五号・神殿建築、寄附者賞与細則制定	〃	〃
8	7・6・25	乙第四号・神殿建築規則追加制定	〃	〃
7	27・2・7	乙第一号・神殿建築規則制定	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会
6	7・12・25	本局再移転案内	本局	金光教会
5	24・8・24	乙第四号・本局局債募集趣意書	〃	〃
4	22・9・2	号外・本局移転案内	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会
3	7・11・15	教師新補者の資格を教田会員に限定	〃	〃
2	19・8・	号外・本局建設地購入	幹事	分局、直轄教会
1	18・12・15	教田会開設並びに会員募集		

39	7・10・10	乙第二号・教師補命誓書提出	〃	〃
38	7・7・27	丙第一号・教師新補者幣帛料の半額を分局、直轄教会に下付	〃	〃
37	33・2・7	乙第一号・教師新補者幣帛料納入	〃	〃
36	32・4・10	乙第一号・教師志願者手続	管長 稲葉正善	分局、直轄教会
35	7・7・7	乙第三号・教師尋常検定志願書提出	〃	〃
34	31・11・30	乙第二号・教師昇級者取調申出	金光教会長 金光大陣	分、支所長

管 長 選 挙

4	3	2	1	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
〃・9・9	〃・8・25	〃・〃・30	31・7・28	〃・4・12	33・2・27	31・3・	30・3・22	〃・12・2	〃・〃・〃	〃・8・1	29・7・	28・5・1	〃・12・15	27・8・15
管甲第五一〇号・管長事務取扱認可願却下	管長選挙法認可願	管長選出大会議開催	管長後継者推挙手続	同右寄附金提出督促	神殿建築附帯工事につき寄附要請	教田会募集要項一部削除	甲第一号・神殿落成祝祭案内	本局地移転案内	同右不履行者取調	号外・神殿建築義務履行督促	神殿建築中傷への対処方指示	乙第六号・神殿建築寄附者賞与細則改定	号外・神殿建築につき管長示諭	神殿建築用地確定
社寺局長 久米金弥	〃	幹事 野田菅磨	金光教会長 金光大陣	金光教会長 金光大陣	幹事 野田菅磨	管長 稲葉正邦	金光教会本部	本局	幹事	管長 稲葉正邦	本局	管長 稲葉正邦	金光教会長 金光大陣	幹事 富岡有永
幹事 野田菅磨	内務大臣 板垣退助	金光教会長 金光大陣	分、支所長	分、支所長	金光教会長 金光大陣	分局長、直轄教会長	分、支所長	金光教会	〃	分局長、直轄教会長	金光教会	分局、直轄教会	分、支所長	金光教会
													本局号外	

本局人事

5	24・7・20	大原美能里他一名手当廃止					
4	〃・〃・28	内海政雄 幹事辞任					
3	〃・〃・30	八太桂□ 雇入					
2	〃・〃・14	三上浅男 宣教使任命					
1	〃・10・23	大畑弘国 幹事辞任					
14	〃・〃・10 〃・〃・8 〃・〃・7 〃・〃・24	管長選挙日誌					
13	〃・〃・10 〃・〃・7 〃・〃・30	管長選挙録					
12	〃・〃・12 〃・〃・1 〃・〃・16	乙第四号・管長就任表祝献納	〃				
11	〃・〃・11 〃・〃・8	号外・稲葉正善管長就任	金光教会長 金光大陣	分、支所長			
10	〃・〃・10 〃・〃・12	稲葉正善管長認可願	選挙委員長 志熊直人	内務大臣 板垣退助			
9	〃・〃・29	乙第一号・管長選挙諸注意	管長代理幹事 野田菅磨	分局、直轄教会			
8	〃・〃・25	管長選挙につき所属教師本部出頭通達	金光教本部教監	金光教会所属教師			
7	〃・〃・〃	稲葉正善管長に推選	佐藤範雄、金光金吉	分、支所長			
6	〃・〃・〃	甲第六号・管長選挙法細則制定	金光教会長 金光大陣	分、支所長			
5	31・9・15	管長選挙投票管理事務取扱規程制定	選挙委員長 志熊直人	分局、直轄教会			

19	31・5・6	甲第三号・本局祭典日（大祭、月並祭）制定	金光教会長 金光大陣	分、支所長	乙本局第一、三号
18	〃・〃・25	皇太后陛下大葬拜礼につき教師服装心得	〃	金光教会長 金光大神	
17	〃・〃・20	祭典に限り歌舞音曲の禁止解除	本局幹事	金光教会	
16	30・1・20	皇太后陛下大葬執行心得	本局幹事	金光教会長 金光大陣	
15	27・2・28	号外・天皇皇后両陛下御成婚二十五年祝祭執行	金光教会長 金光大陣	分、支所長他	本局号外
14	24・2・23	本局月並祭典日制定			稟議
13	〃・〃・27	宮内第八一号・年始参賀案内	〃	〃	
12	〃・12・16	宮内第八〇号・歳末参賀案内	〃	〃	
11	〃・10・31	天長節参賀心得	〃	〃	
10	〃・3・31	宮内第二六号・神武天皇例年祭参拜心得	〃	〃	
9	〃・2・10	宮内第一三号・紀元節参拜心得	〃	〃	
8	20・1・27	宮内第七号・孝明天皇例年祭参拜心得	〃	〃	
7	〃・〃・29	宮内第七八号・天長節参賀心得	〃	〃	
6	〃・10・14	宮内第七二号・神嘗祭参拜心得	〃	〃	
5	〃・9・21	宮内第六四号・秋季祭参拜心得	〃	〃	
4	〃・〃・31	社内第四号・神武天皇例年祭参拜心得	〃	〃	
3	19・3・20	宮内第二七号・春季祭参拜心得	内務書記官	〃	

12	不明	慰問使佐藤範雄派遣願取扱方向	岡山県知事 河野	陸軍中将 川上	
11	31・8・2	戦時活動報告書	〃	岡山県知事 高崎親章	
10	28・6・11	号外・平和克服宣教講録頒布	〃	〃	
9	〃・〃・27	号外・日朝事変時局説教冊子交付	金光教会長 金光大陣	分、支所長	
8	〃・〃・6	同右	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会	
7	〃・〃・5	号外・日朝事変恤兵献金	金光教会長 金光大陣	分、支所長	
6	27・8・1	日朝事変恤兵献金募集	佐藤範雄他	高橋藤吉	
5	〃・〃・31	日朝事変時局布教講録交付	〃	〃	
4	〃・〃・27	号外・日朝事変戦勝祈願祭執行	金光教会長 金光大陣	分、支所長	
3	27・7・24	号外・日朝事変出兵につき注意	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会	
2	〃・〃・30	号外・製艦費献納差控	〃	〃	本局号外
1	26・3・15	製艦費献納要請	金光教会長 金光大陣	分、支所長	

戦時活動

20	32・5・11	本局大祭案内	本局幹事	分局、直轄教会	
----	---------	--------	------	---------	--

教務教勢報告

1	19・2・23	第四号・経費徴収、納入督促	本局	分局、直轄教会	
13	〃・11・23	教会起源、教祖略伝、教義等取調	本局	金光教会	本局 乙第一二号
12	〃・7・6	甲第五号・分局、直轄教会実態調査	金光教会長 金光大陣	分、支所	本局乙第五号
11	31・6・16	乙第三号・学校、学寮設立取調	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会	
10	〃・〃・26	教院、教会講社名義による財産訴訟有無調査	金光教会長 金光大陣	分、支所	本局乙第七号
9	27・10・18	教会、講社規約細則提出	本局	金光教会	
8	26・3・15	甲第二号・直轄教会、分、支教会所取調	金光教会長 金光大陣	分、支所	本局乙第一号
7	25・7・14	直轄教会規約提出	本局	金光教会	
6	24・11・13	平塚睦鳩管長秘書記巡回派遣	本局	金光教会	稟議
5	23・10・	教導職員数取調	本局	分局、直轄教会	
4	22・10・5	徒数取調	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会	
3	〃・〃・29	同右	〃	佐藤龍雄	
2	〃・〃・28	同右	藤井房雄	金光萩雄	
1	19・11・24	宣教使西沢之助派遣	神道備中分局	金光教教長 金光萩雄	

本局會計

8	33・8・13	内務省令第三八、三九号（寄附金並びに局債募集の認可手続）公布	管長 稲葉正善	分局、直轄教会
7	31・5・25	（明治30年1月～12月）	管長 稲葉正善	分局、直轄教会
6	30・5・22	（明治29年1月～12月）	管長 稲葉正善	分局、直轄教会
5	29・5・30	経費収支決算（明治28年1月～12月）	幹事	分局長、直轄教会長
4	〃・5・1	乙第五号・分局教資金額決定	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会
3	〃・〃・〃	経費収支決算（明治27年7月～12月）	幹事	分局、直轄教会
2	28・3・25	乙第一号・会計事務取扱細則制定	管長 稲葉正邦	分局、直轄教会

昭和五十一年度研究論文概要

昭和五十一年度に提出された研究報告のうち、この号に論文として掲載した以外の、各所員、助手の研究論文の概要、並びに五十一年度研究生の実修レポートの概要をここに掲げる。

第一部

「金神の宮」考

—「宮」建築の経緯を追って—

早川公明(前員)

元治元年正月朔日の神伝は、布教公認を目的としたものとして、布教合法化の一連の動きの中で正位置をあたえられるよりも、とかく取次広前建設を目的としたものとされ、布教合法化はそのための手段であるとして位置づけられがちであった。そこで本稿では、この神伝によってはじめられた「金神の宮」建築のその後の経過を、当時の政治・社会状況や宗教制度の推移を背景に描きながら、逐一辿ることによって、この神伝と「宮」建築の意味の再

吟味を試みた。

その結果、(1)当時の状況下で取次広前を拡張・再建築する必然性が見当たらないこと、(2)「宮」建築の機運の上昇、下降は、維新政府による宗教制度上の圧力の強弱と拮抗していて、建築の中断が、必ずしも棟梁や橋本の所業のゆえには帰せしめられないことなどが判明した。

こうした考察を通じ、この「宮」建築運動は、白川家を制度的な保障に立てての布教公認運動であること、したがって建築されるべき「宮」は、公然たる布教活動を保障されるべき表向きの顔としてのそれで充分であつたろうことを論じた。

神がうまれる場

—生神金光大神社研究—

石河道明(助手)

『金光大神覚』に記述されている一八六八(明治元年)七月二十八日と十一月一日のお知らせの構造を理解するために、本稿では、生神金光大神社の形成に視点を置いて論及した。

一八七〇年十月二十六日のお知らせによって、金光大神は、十

三年前の一乃弟子もらいうけに関する金神と天照皇大神との対話を再認識させられた。それは、金神と天照皇大神との世界の明快な相連を意味しており、天皇祭祀と密接な繋がりを有している白川家からの離脱を示唆したものであった。その結果金神社建立の

動きは、金光大神の信仰と本質的に異なってきたが故に、中止されざるを得なかった。こうして形成をみた生神金光大神社も、その表現上神社神道に酷似していたが故に、金光大神は、出社信者等に言及しなかった。さもなければ生神金光大神社を、彼等は、金神社に代替しうる公認神社組織として捉えかねないからである。生神金光大神社は、一八七四（明治七）年三月十二日のお知らせで金光大神社直筆と規定される天地書附が生みだされるまでの、金光大神の信仰シンボルとしての過渡的様相として定立しえよう。

布教形態と救済意識

小柴宣和（助手）

本教初期の布教形態には、金光大神が奉仕した居宅（籍界取次）形式のもののほか出張・開拓・講と称される諸形態が存している。

本教初期において布教に従った人々がどういふ形態をとるかは、

客観的な要因と共に布教意識の違いによるところが大きいであろう。逆に、ある形態をとることによって、布教意識が次第に変革を被る事態もあつたろうと思われる。

本稿では、齋藤重右衛門と藤井きよのに焦点を絞って、金光大神の布教形態、布教意識と、二人のそれを対比・検討することによって、金光大神の布教・救済観を明らかにしようとした。

その結果、形態という外面よりも、その内面を一層究明していく必要性を痛感すると共に、信仰と布教の関係、形態の概念等をあらためて研究課題として解明していくこととした。

第二部

ある生神金光大神論

―明治六年の法難事件を中心として―

高橋行地郎（所員）

布教禁止というお上の弾圧に遭遇した金光大神が、その苦境の中から、新しい神人関係を説いた天地書附を誕生せしめていく過程について考察を加えた。金神縁日の当日に神前撤去した金光大神は、物置き部屋である納戸に金神を一か月余幽閉せしめられる

が、その納戸体験の間に、十数年間の信仰、布教營爲の全てを自己吟味する。その結果、「酉の年一歳」と自己規定して、「平人なりともひれい」の道を模索する。取次を禁圧されて納戸に監禁中の金光大神は、救済を切望してやまぬ多くの氏子の声を襍ごしに耳にするが、いかんともし難い。やがて、神を祀るにはふさわしくない薄暗くて陰湿で狭隘な納戸こそは、平人が居間として、労働に疲弊した体を休息し、新たな労働力を再生産する場であることに気付き、その生活現場に神が生まれる道の必要なことを痛感させられる。場の神は又、心の神でもあるわけで、その神が生まれることを願って、金光大神は天地書附を誕生せしめた。

以上が論稿の概略だが、法難という逆境にあつての、金光大神の自己否定を基盤にした創造的信仰營爲や、神人の再生を説いた教義造出の構造と内容に関して、今後はよりいっそうの考察を加えたい。

金光大神の帰幽

―生の終焉と新生―

岩 本 徳 雄 (助手)

本論では、晩年の金光大神を取り巻く様々な問題を見定めなが

ら、金光大神が、自身の死をどのように捉え、意義づけたのか、又、それを支えた基盤・死生観はどのようなものであったかを考察した。

「世界を助けに出た」という金光大神の使命感は終生貫かれていたが、晩年の金光大神には、日本の近代化による世の信仰喪失、さらには信者の信仰が、金光大神Ⅱ「生神」依存の度を深めるといふ、深刻な問題が与えられていた。すでに、自己の死期が迫っていることを知り得ていた金光大神は、世の人々の中に、永遠に信仰が生き続けることを願って、その時を、肉体存在の終焉、そして、「神に成る」新生の時として、人々に語り示した。そうした言葉は、死によって区切ることでできない人間存在の永遠性を信じる死生観によって支えられていたとみることができよう。

第三部

布教史研究ノート

藤 尾 節 昭 (所員)

前年度の「布教史試論」以降、新しく収集・整理された資料を

検討し「金神」を視座としつつ、それらの資料から浮かび上がってくる問題点を究明した。

(1) 金神と助かり—人間の難儀性と金神の祟り障りの構造、神に対する人間の姑息な分別とその破綻の過程の問題。

(2) 金神と安政二年説—金神信仰を「顕幽感通」とするならば、教祖四十二歳の大患の事跡を金神との「顕幽感通」と見られぬか、あるいは教祖の信仰過程に「立教」を設定しなければならなかった信仰的根拠は何かという問題。

(3) 金神と金光大神—教祖という視点でとらえられた金光大神像と当時の御裁伝を頂く金神達が抱いた金光大神の信心像との相違の問題。

(4) 金神と習合—金神達が各地で布教していく過程をその土地の宗教的風土や独自の生活慣習とのかかわりのなかで把握していくうえでの問題。信仰の純粋性と土着の信仰となじみつつ拡がりを見せる布教の問題。

以上四点について究明を試みた。

信仰と世代

—教祖観をめぐる世代的緊張の相—

久保田 紘 二（所員）

本稿では、本教史における教祖観の変遷を世代論の視角から見ていくことによって、信心継承をめぐる世代的課題が何であったかを明確にしようとした。

方法としては、明治三十九年に当時の青年教師、学生等によって刊行された雑誌『新光』にあらわれた教祖観をめぐる世代意識の構造をみていき、さらに、その世代意識と彼らの前世代である佐藤、近藤、白神等いわゆる直信等の教祖観との差異について検討を試みることによって、教祖観をめぐる世代的緊張の相を明らかにした。

そこで明らかにされたことから、『新光』世代にとって旧世代の教祖観は旧時代的であり、教義の後進性そのものとして位置づけられたこと、したがって彼ら『新光』世代は、教祖を靈驗主体として位置づけていた旧世代の教祖観を批判し、教祖の生の過程に自らの生を置換しようとした追体験的教祖観を、当時の思想界の動向であった「自我」意識にもとづいて構成しようとしたことであった。

神道三柱教会の成立と崩壊

山田実雄(所員)

本教の諸教義・諸形態は、時代理念などを受容しながら信仰的に意味付与され、時を経るに従い、それらは本教信仰として慣習化、伝統化されて今日のわれわれに届けられている。こうした諸教義・諸形態のもつ意味を問題化する時、われわれは、それらがどのように歴史化されたかの問いをたずさえ、慣習化、伝統化される以前の歴史へと問い入る必要に迫られてくる。

そこで本稿では、教団形成期以前の歴史に焦点を置き、研究の手がかりを得る第一歩として、備中から西へ尾道、山口地方へと拡がる布教線を辿ることによって初期布教者たちの救済、布教活動の実証的説明を手がけた。

特に、山口県東部地方の布教活動に注目し、「講社布教」といわれる救済活動の実態究明、また、非公認で点在していたその講社群が、金神組として神宮教神風講社に附属し組織化、公認を得、さらに神道三柱教会となる経緯の説明をとおして、当時の布教者たちの救済意識・布教形態、および、それらの意味を明らかにし、今日の諸教義、諸形態を問題化する糸口を得ようとした。

手続関係考

— 教祖認識と歴史化の問題 —

佐藤光俊(所員)

本稿では、手続生成の歴史の意味について教団の実態的形成期である神道金光教会時代を焦点として、教祖認識とその歴史化の諸問題という側面から説明を試みた。

組織公認に基づく結収運動は、非合法で未統一な布教事態が惹起した問題状況に対する打開策であったが、結収にかかわって生成する手続とその事態の意味をたずねるについて、出社達の生神把握と自身の布教行為の意義の認識、即ち教祖認識とその表現行為である布教に結収運動と手続生成の信仰的基調を求め、その分析を通じて検討を加えた。

布教行為を教祖の従属的代理行為として「手代り」する布教は、教祖の教え、教えの手続という教義の制度を求め、延長される相承的布教体へと組成する。そこに生まれる事態は教祖性の絶対化と布教行為の従属化、代理化であって、手続を以て「天地金乃神頼む」と願う祈願の根本義、換言すれば徳、靈験によって証しされ、神号によって結ばれた神関係からの価値的転位であるとの結論を得た。

昭和五十一年度 研究生

御理解公刊に至るまでの教内事情について

— 教典編纂委員会資料をめぐって —

宮田喜代秀

明治四十年に設置された御略伝編纂委員会は、その後教典編纂委員会へと移行され、大正二年十月『金光教祖御理解』を公刊して終わった。そこにはどのような事情と問題があったのか。本稿は、主として教典編纂委員会の資料内容、作業内容を説明する立場に立って、右の問題追求に努めた。

明らかになった点

- 教典編纂委員会の公的な成立時期は、明治四十四年四月もしくは四月以降六月頃である。
- 委員会は、少なくとも明治四十四年十二月までは、教祖伝編纂のことも併せて作業を進めていた。
- 御略伝編纂委員会からの移行の問題については、教団中央内 部（管長も含む）の対立があった。
- 委員会の作業は、教祖理解を厳選し、伝承者二十九人から百六十四の理解を選定して、一応の最終段階を終えた。

○ 高橋正雄は、資料の写筆、文章上の手直し等を行った。又、高橋以外に数人のメンバーがいたが、その中には教義上の問題、公刊する理解の有効性等について吟味、検討する立場の人物が存在した。

残された問題

- 教典編纂委員会のメンバーの確認。
- 城崎での神言百節選定時までに、佐藤範雄はその作業をほぼ完成していたと思われるが、具体的に佐藤は城崎で何をしたのか。

教祖における道理

— 神による生命の生き道 —

緒方孝康

今日、人間は自然から離れた人間（人工的人間）になりつつあり、かつ物質文明の充満した現代社会に生活し、人間性を喪失しつつある。この極めて根深い問題性に信仰的に取り組む手がかりの一つとして、教祖と天地自然との関係を究明しようとした。

そのため、教祖が農業生活のなかで、神の導きによって、天地

自然における生命活動・生きることと眼を開き、そこでの人間・神の氏子のあり方に眼を開いていった過程と、そこでの神と人、万物との関係を基とした生きることについての「道理」を考察した。

その結果、教祖における道理とは、神と人間の生命との関係を基にして生をおしすすめ、問題や他者とはそれぞれを自分の生命で融解・同化して、生命をたちゆかしめていく筋道、約言すれば神によって生命を生かしめる道であることを、教祖の数々の教えの中で確認することができた。

なお、道理の具体的姿の究明が、今後求めていくべき課題として残されている。

本教の救済観について

— 信仰的救済の必然性とその問題 —

堤 堅 偉

本教における救済ということ、人がどう生きたか、どう生きるべきかという人間の在り方・生き方としておさえ、歴史的に救済の論理・構造を把握することに努めた。つまり、生神への道程

において、本質的に不変なるものと、情況によって変動するものとを区別しようとして、金光大神やその信仰の実践者達を、救済者としてとらえ、その救済・布教の情念やそのよって生ずる根源、あるいは情念の論理構造を究明しようと試み、以下の文献解題を行い、検討を受けて問題を整理した。

『天地乃大理』佐藤範雄著

『神の痛みの神学』北森嘉蔵著

『ニヒリズム』西谷啓治著

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、その研究内容、方法および成果等について、所外からの批判、検討を仰ぐために、紀要掲載論文検討会を開催してきている。今回は、去る昭和五十一年十二月三日、第八回の検討会を開催した。

取り上げた論文は、紀要第十六号掲載の全論文、すなわち、瀬戸美喜雄「維新时期における金光大神の信仰——政治に対する態度と思想——」、早川公明「修験者との折衝過程に關する一考察——尊滝院許状の取得から返却に至る過程分析——」、福嶋義次「『理解』のことばについて——金光大神理解研究ノート——」、高橋行地郎「神が世に出る論理——金光大明神誕生前後における——」、藤尾節昭「布教史試論——金神考——」であった。以下に、その検討の概要を掲げることとする。

なお、出席者は、所外から、荒木美智雄、齋藤孝之、八木道信の各氏。所内から各論文執筆者と金光和道(司き)、小柴宣和(記録)であった。

瀬戸論文

○ 金光大神における信仰と政治との切り結びを追究した現代的

課題に應える論文であるが、金光大神の思想を民衆思想としてとらえてしまふと何かスタティックな感じになる。金光大神は、我々が考えるような考え方でなく、もっと直接的、具体的に神を感じ、政治の迫りを感じていたであろう。だから、たとえば「金光大神にとって天地金乃神は最も具体的な思想である」というような押さえをもって、政治との対応の中に神が直接現れてくるような把握の仕方がなされてもよいのではないか。

○ 「もとの神代に帰るのぞ」ということの解釈であるが、単に当時の思潮に乗った復古的な願望としての神代ではない。本論文にもあるように古きよき時代を民衆に想定させるといふのは、現在の世界の変革を目指すときのほとんど唯一の革新の原理でもあったわけで、金光大神の場合も「人が人を助けて居る」という理想社会実現のための神代復帰であったろう。また、「始めがなければ終りもなし」といった金光大神の時間観念を考え合わせてみると、もっと宇宙的な意味での永劫回帰、根源的回帰という形で神代がとらえられていたのではなからうか。

○ 金光大神の実践行為について、社会を見据える反社会的な動きが神への求心的な動きの逆表現として出てくるという点で、理想とする神の国の実現と現実社会への批判とが切り離して考えられないと思うが、その場合理想社会と現実社会との間に、どういふ脈絡がとらえられるのか。たとえば、自身や家族への日常的

具体的実践指示というものには、「三年先樂しめ」といった言葉に集約されるように、理想社会実現への実践論理が既に生まれているとするのか、それとも日常生活上に限定されるような構造の実践論理にとどまるとするのか、あるいは、そこで社会全体が既に意識されていたのかどうか、といった点が疑問として残る。

○ 明治五年頃になると、金光大神の世への対し方には、二つの志向性が顕著に認められるようになる。日常性の中では厳しく世に距離を置いて反社会的姿勢を保持する。一方、逆にそうした世が変革されることによって真実の宗教の在り方があるのだということから、そこへ強く切り込んでいこうとする。そういう世への対し方の中で、「さしむけ」という意図的な神の指示がある点をどう把握するかが、重大な意味をもってくるのではないか。

早川論文

○ 元治元年の神伝は、布教公認を達成しようとするところに表向きの真意があったとしても、その背後に、取次広前の信仰内実としての真意、つまり金光大神自身の内面的積極性といったものを把握する必要があるのではないか。結局、宮を建築することによって、社会や既成宗教との関係を新たに結び直すことになるわけで、金光大神の場合、そういう時には、必ず取次広前で何かなされてきたのかということの意味的な自己確認がなされている。

許状の取得・返却の問題にしても、単に形式的に社会存在を確保するための処置とはいえず、また、逆にそうした許状を受けること自体が、金光大神の信仰をある深みへのめり込ませような力をもったとも言える。そうした信仰内実の面にも検討を加えてもらいたい。

○ それと同時に、この幕末期において、こうした既成宗教や「お上」よりもたらされた外圧に対する金光大神の対応姿勢を、どう評価して受けとめるのか。単に物質的な問題処理ということだけだったのか、あるいはもっと積極的な動きであったとするのが、改めて問い直されなければならない。また、それを考えるについて、橋本をはじめとする周囲の人物との関係を、さらに追求する必要がある。

○ 中央の文明や政治権力との差に注目し、地域社会の実情に即して視点を据え直すということは重要な指摘であるが、今後、この視点をさらに明確にし、方法的に一貫させる必要がある。

福嶋論文

○ 九百九十九匹の猿として象徴される世間・世論の占領を許してしまうと、理解の關係場を成立させないこととして沈黙ということをとらえているが、では、金光大神にとって、九百九十九匹の問題のほうは、どうなるのか。信仰的に担い切れない分野、領

域を持していたということになるのか、あるいは九百九十九匹の世間から退くことが同時にその問題を担うことにもなるのか。また一匹の個というものは、代替不可能な相をもつ一面、全体からの離別不可能な相をも有する。そうした全体の側に対する金光大神の見方を対象に置く必要もあるのではないか。

○ 理解の関係場へと導く沈黙の世界に対し、「世間の枠付けに使用される道具としての言語」として、言葉が構造上劣位に置かれているが、言葉自体、人間の一つの行為の相として、もっと積極的な意味づけがなされてよいのではないか。また、沈黙は世間的秩序が破綻した時に起こるが、その沈黙が混沌とした世界から新しい言葉を生み出してきた時に、一つの世界が創造されるとする説もある。その意味で、金光大神はまた非常に饒舌に新しい言葉を創造したのではなからうか。

○ 抽象化、象徴化と関って、たとえば、生神観について、「比喩的なるものとして了解しておかねばならない」とか「配達夫としての生神」とかというように、比喩というものを積極的に評価し、比喩そのものにリアリティを認めようとしているが、行為としての現実性というものは、むしろ比喩として受け取った時点で既に力をなくしてしまうのではないか。「心に神がある」といわれて本当に神があると思うのは、既に比喩という言葉でも表現できないような宗教的実在をそこに感じとっているからではないか。

○ 金光大神は、具体的に特殊な状況に、普遍的なメッセージを送ったが、そうした具体性を今日あらわそうとすると、逆にいいよ抽象的な普遍性をもって語ることになり、そこから金光大神との疎外状況が出てくる。その点、この論文が新しい教義構築の役割を教学上担っているものであるとはいえず、金光大神の信心をこのように象徴化して示すことは、一層抽象的な普遍性を語り出すことになりかねない。そうした危険性に絶えず注意を払う必要がある。

高橋論文

○ 金光大神が世に出ていく場合、必ず内面の整えをして信仰的な内容昇華がなされ、それまでとは異なった局面から信仰をとらえなおしていつている。したがって世に出るといっても、幕末期の出入と明治以降の出入とは、外庄の受けとめ方に質的な違いがある。そこで、幕末期の徐々に集団化しつつある原初的形態の中での世の出入に着目し、人を助けること、世に出ること、広前に座ることの三つが、金光大神のところでは同一指向性を持ち、ダイナミックな構造的連関を有していることによって世界を助けることが可能になったというのは興味ある指摘である。

○ しかしそうした世への対し方が、今日の本教における教政理念としての社会布教の標榜と、どのような関係になるのかが改め

て問題となる。現代にあつては、当時の外庄に匹敵するものが具體的に存在しないが、たとえば、立教神伝教義や門外不出、神前座り切りの布教姿勢を現代の外庄として意識化し、それに抵抗する形で新しい信仰を考えていくというように、今日の社会や教団の実態の中から外庄と感じとれるものを強いて見いだしていく姿勢が要るのではないか。

○ 世がめげるといった暗闇社会の根源悪に対し、直接対応することはできないという認識に立つて、金光大神の人助けの営為が一層研ぎ澄まされ、新たな意味付与がなされて「金光」という神号が生まれたのだとしても、この言葉には、暗闇社会に対して眩然たる神の威光を示す印象が強い。また当時の教示には、福音に似て、悪の根源を説いたり、そこから行きつく歴史綱を述べたり、理想社会を提示したりという実践行動への可能性の芽といえるものを感じる。そこで、世への出方を「ヒソカに」とおさえるにしても、そこからどう実践へアプローチしていくかが、金光大神にとって課題になっていたのではないか。その実践内容について検討の余地があると思う。

○ 神が「世に出る」といった宗教の対社会性を問題にする場合、ある事跡をとりあげ、そこから金光大神の生活形態や取次形態を、金光大神個人の意識に限定してとらえ、その事跡のもつ意味を研究していく方法のみでは限界があるのではないか。むしろ、神の

教えがそれぞれの時・所でどういう出方をし、神がどういう現れ方をしているかといった、金光大神や周囲の人を動かしたものを、神との関係において全体的に把握し、その中の一つの原点として金光大神を押さえていく見方が、布教史の領域における研究方法とも関つて、必要とされてくるのではなからうか。

藤尾論文

○ 従来の布教史研究が、金光大神を中心に置いてその取次の道の展開経路を明らかにすることを目的としたり、先覚諸師の頌徳を述べることに終始しがちであったのに対し、金神の呼称やその神性に着目し、その現出の仕方を布教者達の上に見ていったところに、発想の斬新性を認めることができる。方法的にはまだ試論の段階であるとしても、教祖による救済の歴史としての布教史研究ばかりでなく、こうした神中心の布教史研究がどんどんなされる必要がある。

○ 金神と呼びならわされていたことが、その人一代で終わっていることには、徳が一代で終わるものであるということや、彼等が背負っていた祈禱者・理解者という二つの性格のうち、理解者の面だけが、三代以後に受け継がれたことが関係しているとして、では、彼等にとつてもなお不可欠の要素であったとされるその理解は、どういう中身を有し、それが、徳や祈禱との関係でどうい

う働きもったかが重要な問題となる。ところが、引用されている彼等の話からは、中身までは直接伝えられて来ていない点が今一つ残念である。

○ 話の中身として考えられるのは、祟りや無礼の指摘が多く、現在の理解形式というより、むしろ神との対話形式・裁伝形式というものだったのではなかるうか。また彼等は師匠としてというより仲間として金光大神に接していた面が強く、金光大神の理解を伝える場合にも、教祖の教えを頂くというより、金光大神のとらえた神と彼等のとらえている神との関係によって言葉が表現されてくるように思う。それに、金光大神との接し方や接した時代によって大変な差が生じてくる。したがって金光大神中心にみれば、ある意味では、周囲の全てがまがい者ということになる。そのような問題を、布教史研究として、方法的にどう取り込めるかが重要な課題となる。

○ しかしながら、一方では、手続という形での伝播経路の研究や先覚伝等の人物研究をも含めた、布教史研究全体の構想の中で、それぞれがどう位置づけられ関係しあうのかを確かめる作業を通して、方法上の吟味をしていくことが、今後一層大切なことになってくるのではないか。そのことは同時に資料収集や整理の立場の選択にも直接関係してくる。特に布教史の場合、立ちようによっては対象が無限に増大することになる。細大漏らさず闇雲に集

めていたのでは、整理する眼が生まれえない。理想論ではあっても、当面の全体構想を立てることが急がれる。

以上が、各論文についての批判検討の概要である。次に、今回の検討会において提起された、教学研究全体にかかわる問題指摘を以下に掲げる。

○ 全体的に紀要論文は読みにくいという難点がある。研究的な内容の深みや、研究上の立場から選び抜かれた用語によって必然的に難解になるのは否めないとしても、概して構文上の問題に注意が払われていない気がする。内容の深い論文であればあるほど少なくとも、わかり易く読み易い文章ということが、決定的な条件とされねばならないのではないか。また、「社会」とか「世間」とか「世の中」といった漠然とした言葉で何をイメージしているのか、その概念規定をはっきり示す必要がある。さらに、「注」の付し方にしても、公表や公刊されていない資料や文献を「……参照」とするのはおかしいのではないか。

○ 最近の紀要論文を読むと、近代化・合理化を批判的に取り扱ったものが増えているようであるが、それは研究所全般の傾向なのか。近代化の問題といった場合、今日の社会や教団そのものが近

代化過程を経て形成されたものであり、それを問題にする我々自身が近代の只中にいることを忘れてはならない。したがって近代を批判し、超えるといっても、単に過去の信仰批判に向かうといっただけでなく、今日の社会の根深い所に存在する近代の問題を探りあて、批判とは別の形で、今日進むべき方向を示し得る研究を旨指す必要があるのではないか。

○ 金光大神の呼称について、こうした論文をはじめ、教内一般でも、だんだん「教祖」という言葉が用いられなくなっている。「教祖」というと、非常に主観的な意味合いがはいりこんで、論文に用いるには妥当でないように思う。しかし「金光大神」というと、扱われる時期が明治以前の他の神号の時代にまで及ぶ場合不自然な感じがする。「金光大神が文治大明神の頃」などとするのも不都合である。そうした場合の呼称について、研究上の扱いの申し合わせをはかるなどの処置を講ずる必要があると思う。

金光教学第十六号正誤表

頁	5	57	64	〃	77	92	114	123	126	182
段	上	上	上		上	上			上	上
行	7	6	4	〃	8	2	8	△ ₁	7	△ ₅
誤	祀・併	参	い。⑦ 切れ目と言ふことがない。	い。 みてると言ふことがない。	須佐之男命神社	世話係の方	無作	打解	遇々	熊毛
正	併祀	参照	い。 切れ目と言ふことがない。	い。⑦ みてると言ふことがない。	須佐之男神社	世話係の方寸	無策	打開	偶々	熊毛

(△印は後ろから数えた行数)

彙報

— 昭和五一・四・一〇 昭和五一・二・三一 —

昭和五十一年度の業務概要……………一五四頁

第一部

『金光大神覚』ゼミナール……………一五四頁

金光大神に関する資料の収集・整理……………一五四頁

小野家資料の整理……………一五五頁

第二部

金光大神言行記録検討会……………一五五頁

第三部

布教史資料の収集・整理……………一五五頁

教団史既存資料の分類・整理……………一五六頁

教団史に関する懇談会……………一五六頁

研究報告……………一五六頁

研究発表会……………一五七頁

資料の複写・整理……………一五七頁

教学研究所総会……………一五七頁

資料委員会……………一五八頁

施設委員会……………一五八頁

各種会合への出席……………一五九頁

研究生の養成……………一五九頁

評議員会……………一六〇頁

嘱託・研究員その他……………一六一頁

昭和五十一年度の業務概要

第一部

本所は、多年、研究・運営の本来的なあり方を求めてきたが、

昭和五十年十月より三部制をしき、体制の充実を図った。昭和五十一年度は、研究の進捗と責任ある運営が有機的関連をもち、実質的な内容が生まれていくよう努力した。研究者相互の研究の関連づけ、部および所の研究構想の構築、教団と本所との関係の明確化などに取り組みながら、諸般の業務を遂行した。

その結果、研究面に即していえば、本所設立以来二十余年の歴史を経たこんにち、改めて本教の教学研究とは何か、という根源的問題を問わしめられることとなり、各自の研究のところで、信心と教学の関係、教学研究の方法論の問題を課題的に追求していくこととなった。

さらには、近年研究発表が減少の傾向にあり、研究が成就していく過程において、批判を受けて研究内容が深まっていくことが望まれること、資料の収集・整理などの業務的な仕事が量的に増え、実質的な研究に時間を多く持つことができないことが問題であること、研究生の採用、養成ともかかわることだが、研究者の育成のことも今日重大な問題であることなど、具体的な諸問題の確認がなされつつ、本所の本来的なあり方を求めさせられることとなった。

『金光大神覚』ゼミナール

このゼミナールは、『金光大神覚』についての従来の研究成果を吸収し、関係資料の確認作業を行い、その上に立ってゼミ形式で新たな問題点の発掘究明を行っていく、との趣旨のもとに第一部を中心に開催してきた。十一回実施し、その内容を収録し、漸次文字化をとりすすめている。

金光大神に関する資料の収集・整理

(1) 調査・収集

(イ) 藤井家に関する調査。藤井正延氏（藤井家関係者）より資料聴取。（4月27日）

(ロ) 神田家とその下社家調査。

(ア) 沖敬子・川手寿代両氏（金光町古老）より資料聴取。（4月29日）

(ハ) 荒木文吾氏（金光町古老）より資料聴取。（6月21日）

(ニ) 香取家口碑および繁右衛門に関する調査。香取貞恵氏（香取家関係者）より資料聴取。（5月28日）

(三) 貝畑家口碑および貝畑久太郎に関する調査。貝畑家の入々

より資料聴取、墓碑・過去帳の写真撮影。(6月24日)

(外) 片岡次郎四郎に関する調査。片岡次郎氏(才崎教会長)より

資料聴取。(7月23日)

(ハ) 玉島金光大明神に関する調査。田辺正一氏(倉敷市在住)より

資料聴取、同氏所蔵御書附と小谷清蔵墓碑を写真撮影。(8月23日)

(ト) 楠木屋と紋十郎に関する調査。倉敷市長尾および連島にて

墓碑の写真撮影。(9月6日)

(チ) 遠藤国太郎に関する調査。遠藤舜平氏(遠藤家関係者)より資

料聴取。(11月13日)

(2) 整理

五十一年度内に追加された教祖関係資料三〇点をカード化し、撮影した写真を整理した。

小野家資料の整理

(1) 紀要による資料の紹介

永代御用記(慶応三年)

(2) 裏打ちによる文書の補修

所内では四回実施し一三点(御物成帳、寺社論中二件等)の裏打ちを行った。専門家に依頼したものは四一点(中嶋久真太・さ

わ羅縁一件等)である。

(3) 所在確認のためのカード作成

裏打ち完了分五四点

なお、難解文字の解説会を設け、囑託青木茂を講師として一回行った。

第二部

金光大神言行記録検討会

(1) 『研究資料 金光大神言行録』の講読会を一〇回行い、注釈を作成した。

(2) 各筆写本の対照作業を行った。

(3) 「補遺」作成のための残余資料の確認を行った。

(4) 本部当局の依頼により、教報掲載「金光大神御理解」の起案、原稿作成を行った。

第三部

布教史資料の収集・整理

大津教会所蔵資料九九点、加茂川教会所蔵資料三〇点、八王子教会所蔵資料二六点、芝教会所蔵資料二三点、西宮教会所蔵資料

三六点、真砂教会所蔵資料三点、伏見教会所蔵資料二点、近衛教会所蔵資料二点を近畿布教史編集室と共同で収集した。川上教会所蔵資料二三点（五十年度量施）、福岡教会所蔵資料八六点、大島教会所蔵資料一三点、柳井教会所蔵資料四七点、操山教会所蔵資料一九点、北九州八幡教会所蔵資料八五点、久賀教会所蔵資料三点、上ノ関教会所蔵資料一二点、白山神社所蔵資料二点、岩国学校教育資料館所蔵資料一点、徴古館所蔵資料一点を収集し資料目録を作成した。

教団史既存資料の分類・整理

五十年度に引き続き教団史資料の活用を図るために、既存資料（明治十八年～同三十三年、神道金光教会関係資料）の整理を行った。該資料は二部とも年次別に分類されていたが、その一部を項目別に分類した。作業は、月一回二～三日の割合で計九回行った。分類されたものは、「教団史資料目録」として一七五点を紀要本号に掲載した。

教団史に関する懇談会

教団史懇談会は、従来収集されていなかった布教史資料の収集

を目的として開催した。今年度は、「対支文化活動」に焦点をあて、以下のごとく実施した。

第一回 「北支」関係

- (1) 日時 昭和五十一年六月十～十一日
(2) 会場 本所会議室

- (3) 出席者 竹部寿夫、曾根清文、佐藤博敏、杉本光夫、竹部善正、横溝晴子（旧姓仁科）

第二回 「中支」関係

- (1) 日時 昭和五十一年六月十七～十八日

- (2) 本所会議室
(3) 出席者 中野定男、因藤平蔵、塚本光雄、長尾誠一

研究報告

昭和五十一年度の研究報告は、五十二年二月をもって提出し、所内関係者による内容の検討を行った。

その報告のうち、研究論文の体裁をもったものについては、一部を「研究論文」として、他を「研究論文概要」として、それぞれ本号に掲載しているのので、それ以外の研究報告の概要、もしくは研究状況を以下に記す。

- 高橋 一邦（第二部所員）

『資料 金光大神言行録』の注釈作成、『お知らせ事覚え帳』の解説文原案作成、『金光大神覚』現代語訳（村上重良氏訳）原稿の添削に従った。

○宮田喜代秀（第二部助手）

金光大神言行記録検討会の検討作業に加わった。また、読書等を通じて教学研究の基本的態度と基礎的素養を培うべく努力した。

研究発表会

研究活動の過程で、他の立場からの示唆、批判をうけて、研究の関連を相互に確かめあい、各自の研究を充実し促進することを願って、以下のごとく実施した。

○ 教祖様御直筆集（其二）

金光 和道 5・10

○ 「研究発表をする」ことについて

——自己反省・自己確認を求めて——

小柴 宣和 9・4

○ 文献解題 『神』 ハイブリッジ・オットー著

岩本 徳雄 9・9

資料の複写・整理

第一部収集の金光大神関係資料及び第三部収集の布教史資料（金光大神言行録関係資料を含む）その他既存資料を各二部複写・製本し、そのうちの一部分の索引作成を行った。

なお、近畿布教史編集室及び各教会へ原資料に複写各一部を併せ返却した。

この作業には、録事近藤金子、御用奉仕堤美智代、近藤穂雄が当たった。

教学研究所総会

第三十一回総会（昭和51・9・29）

趣旨

五十一年度の総会は、本所がとり組んでいる研究、資料調査等の業務内容について、特に方法論に焦点をあてて検討し、本所関係者および各機関関係者それぞれの立場からの意見を聴くとともに、研究動向について、本所としての自己確認をした。

行事

(1) 業務報告

人事関係——佐藤 豊

研究関係——瀬戸美喜雄

(2) 基調報告

「教学研究の変遷と現状——受容力学の裡なる教学の歴史

——」——高橋行地郎

(3) パネル討議

パネラー 早川 公明 佐藤 光俊

行徳 照真 荒木美智雄

(4) 全体討議

出席者は、本所職員の他、評議員四名、嘱託三名、研究員四名、学院長、学院学監、図書館長、布教部長、布教課長、布教課員一名であった。

資料委員会

従来各部において整理・分類されて来た資料、及び各部に所属しない資料、また、新たに収集された資料の分類・保管・活用の方法を根本的に問い直し、本所の研究動向に相応しい資料の分類・保管の在り方を求めることを目的として設置された。まずは委員会の設置目的の確認及び各部の資料保管の状況、問題点の確認を行った。また、本所資料中の機密を要する資料の取扱いについての申し合せ、及び録音テープの保管についての申し合せの確認

を行った。委員会は五回開いた。

施設委員会

教団施設審議会による総合庁舎建設発議の動きにともない、本所は昭和五十一年度より、首標の委員会をもうけ、

(1) 総合庁舎と教学研究機関である本所施設との関係をどう考えるべきか。

(2) 教学研究とそれにもなう諸活動を十全に行いうるための施設を構想するとしたら、どのようなものが描きうるか。

という二点を究明することとした。昭和五十一年三月末より四月末まで数回にわたり委員会を開き、第一点について、機関としての本所の基本性格の確認を視点として一応の結論を見た。つまり、教務教政・布教を中心とした機関と、信心・教団の自己吟味自己批判を教学という基礎作業をもつてすすめる機関とが、その施設を同じくすることは、双方の諸活動にとってマイナス面を生むことが危惧される。それゆえ今回、教団的規模で考えられている総合庁舎とは別に、教学研究および教育機関は独自の施設を保持すべきだとの意見具申書をとりまとめ、昭和五十一年五月二十二日、当局へ提出した。なお現在の本所施設は狭隘なので、暫定措置として現施設の一部改造を同時に当局に申し入れた。同年八月七日

に当局と懇談し、提出した意見具申書について本所から説明を加えると共に当局の意向を聴取した。当局側からは、施設と機能は分離して考え、施設は同じくしても機能面では障害にならないとの線から、教学研究所も総合庁舎へ入るべきだとの意見が出されたが、結論を見るには至らなかった。

第二の点については、教育機関である学院施設構想の進捗状況との関連で、本所として審議を重ねつつある。

各種会合への出席

(1) 学会・その他

- 歴史学研究会 (5・29～30) 二名
- 岡山民俗学会春の例会 (5・29) 一名
- 第一回夏期公開歴史講座 (8・22) 二名
- 第十三回 NCC 夏期研修ゼミナール (9・6～8) 二名
- 日本史研究会創立三十周年記念講演会 (9・25) 二名
- 日本宗教学会 (10・9～11) 三名
- 日本民俗学会 (10・2～4) 二名
- 関西哲学会 (10・23～24) 一名
- 曹洞宗宗学大会・教化学大会 (11・20～21) 一名

(2) 教内会合

- 「運動」新発足講演集会 (7・3) 五名
- 金光教平和祈願広島集会 (7・25) 一名
- 第五十八回通常議会 (12・2～6) 二名

研究生の養成

五十一年度の所内実修は、左記の研究生三名が、五月から六月間委嘱され、実修を行った。

宮田喜代秀 (倭津教念)、緒方孝康 (宮崎教念)、堤堅偉 (高宮教念)
なお、堤堅偉は、事情により、九月二十日をもって委嘱を解かれた。

実修の概要

(1) 資料解題・実修レポート

(イ) 資料解題

研究生の問題関心に応じて資料、文献を選択し、資料・文献解題レポートを三回提出した。

(ロ) 実修レポート

実修期間の研究成果をまとめた実修レポートが、最終月に提出された。なお、その内容は、本号「研究論文概要」の研究生の項に掲載されている。

(2) 講座・ゼミナール
講座

「教学とは何か」、「教学研究の歴史」のテーマで行った。

(ロ) ゼミナール

(a) 各部の研究動向、資料紹介ゼミナール

資料紹介を中心として各部の研究動向、方法課題等を説明するゼミナールを三回実施した。

(b) 方法論ゼミナール

問題関心と研究との関連について理解を得るため方法論ゼミナールを三回実施した。

(c) 論文講読会

論文の内容理解に重点をおいた論文講読会を一回実施した。

(3) その他

所内各種会合ならびに教内各種会合傍聴、儀式事務御用奉仕、所内各種行事の運営事務等に従事した。

なお、宮田喜代秀は、十一月一日付で本所助手に任用された。

研究生(特別)露木大久(ロサンゼルス教会)は、十二月から一か年の予定で、主に紀要『金光教学』の論文の翻訳をしながら、本教義の理解を深めている。

評議員会

本所の運営は、教学研究機関という性格からして、教務教政の直接支配を受けてはならないが、しかしまた、教団の機関である以上、教務教政の立場から十分に責任を負い得るものでなければならぬ。

評議員制度は、このような特質を持つ機関である本所の運営が、全教的視野に立って適切に進められることを目的として設置されているものである。

五十一年度は、五十二年の方針・計画の大綱並びに経費予定を議題として、第二十二回評議員会を開催(51.9.7)した。

審議の焦点は、主に、昭和五十一年度の方針を継承していきながら、新たな一面として、研究運営の立場から「教学論的・教義論的問い」をもって研究、調査、資料収集等の諸般の研究活動を問いなおしていくことによって、今後の教学研究の向かうべき方向を改めて求めていきたいとする方針についてであった。その他、(1)研究上の指導関係について、部長と部員という関係、あるいは部間の研究的関連など、職責、部とかの意識にとられない自由な弾力的な指導関係の醸成の問題(2)金光学院の後期研修・実習制度との関連において、研究者育成の一環としての本所研究生制度の在り方の問題(3)所全体の立場に立っての資料の収集・整理の

在り方、及びその研究資料化の問題(4)本所の施設について、本所が本部当局に提出した意見具申書の内容等々について質疑が交わされ、昭和五十二年の方針並びに計画及び経費予定について了承を得た。

なお、出席者は、佐藤一徳、市川彰、出川真澄、田淵德行、三矢田守秋(欠席池川豊雄)の各評議員と、所長以下七名の職員であった。

囑託・研究員その他

囑託金光真整は、第一部関係の才崎教会調査に加わった。囑託宮田真喜男は、毎月本所に出仕し、教団史関係の資料整理を行った。

昭和五十一年度の第九回研究員集會は、新任の研究員の出席をも得て、九月二十九〜三十日に開催した。本所の現在の研究状況や動向の報告と研究員制度についての説明の後、相互に意見交換し、職員とも懇談した。出席者は、畑愷、行徳照真、荒木美智雄、奥林登世雄(欠席藤村真佐伎、松井雄飛太郎)の各研究員と、本所職員七名であった。話し合わされた主な内容は、次の通りである。

(1) 教学研究機関における研究と運営の関係はどうあったらよい

か。(2) 個人研究の成果として出てくる教義に加えて、金光教としての総合的教義をも打ち出して欲しい。(3) 紀要論文の内容を支えている各執筆者の視点や方法論が不透明でわかりにくいために、その人の教学の全体像をある時期が来たら明らかにする必要があるのではないか。又、個的教學を超えたトータルな本教教學の樹立が望まれる。(4) 教学研究者は地方の布教者にもっと接触して、教學關心のある人を育てるよう努力すべきではないか。(5) 研究員は地方の所員と言われるが、今後よりよい制度のあり方を求めていくのについて、どのような関り方をすればよいか。(6) 教祖の信心を今日に具現している信奉者の信心生活記録を研究所に報告することは、研究員としてないうるが、その資料的価値はどうか。

本部教庁研修生武田登美恵ンヤーロン(ハリウッド教会)は、八月から十月中旬までの間、教学研究所において、金光大神、教義、教団史などについての研修を受けた。

昭和52年9月20日印刷

昭和52年9月25日発行

金光教学第17号

編集・金光教教学研究 所

印刷・(株)玉島活版 所

発行・金光教教学研究 所

岡山県浅口郡金光町

発刊に当って

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、い多少しく陣容もとのい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の蒐集、研究者の養成等、総じてなお準備の段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいいい難いが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が随り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかつた。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともに、つねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合ふた信心の展開に資するところあらんことを願いとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、附記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所有長 大淵千仞)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan

1977

No.17

CONTENTS

YOSHITSUGU FUKUSHIMA

Konjin - on the Appearance of the Nature of Kami
—A Study of Konko Daijin's Teachings (3) 1

MIKIO SETO

A way of Interceding to Kami's Indignation on
the Negligence of Peoples
—On Kami's Transmission of October 10, 1873.....31

KAZUMICHI KONKO

Kawate Family Research
—From 1754 to 181958

Materials for Research

The "Ono" Documents (No.11) —Eitai Goyoki.....106

Categorical Subject Listing of the History
of Konkokyo (No.3)127

A List of Brief Outlines of Papers Written by the Staff of
the Konkokyo Research Institute in the Year 1976140

The Summarized Records of the Meeting for the Criticism
of the Papers Contained in the Previous Journal147

A List of Activities of the Konkokyo Research Institute in
the Year 1976.....153